

第2次豊中市環境基本計画



環境リーディングシティ豊中

～未来を見すえ 地域のかいで創ろう～



はじめに

本市では、平成7年（1995年）10月に「豊中市環境基本条例」を制定し、その理念に基づき平成11年（1999年）3月に「豊中市環境基本計画」と地球環境を守る市民・事業者・行政の行動計画「豊中アジェンダ21」を策定し、また、平成17年（2005年）5月には、新しい課題に対応しながら一層取組みを進めるために中間見直しを行い、市民・事業者・NPO・行政の協働とパートナーシップのもと、環境の保全および創造に関するさまざまな施策を展開してきました。

「豊中市環境基本計画」策定後の10年余りの間に、環境をめぐる状況は大きく変わりました。地球温暖化の進行や生物多様性の危機をはじめとする地球規模の環境問題に直面し、将来世代により良い環境を引き継いでいくことが世界共通の重要な課題となっています。

平成23年度（2011年度）から10年間を計画期間とする「第2次豊中市環境基本計画」の策定にあたりましては、こういった今日的課題に対応するため「低炭素社会づくり」「循環型社会づくり」「自然と共生した社会づくり」などを進める施策を盛り込みました。

計画の進行につきましては、環境分野における各個別計画とともに持続可能な社会の実現に向けて総合的・計画的に推進します。

さらに、「環境リーディングシティ豊中 ～未来を見すえ 地域で創ろう～」を私たちの目標として掲げ、より良い環境を未来に伝えるために、「第2次豊中アジェンダ21」と両輪で、市民・事業者・NPO・行政の協働とパートナーシップにより、地球規模の環境問題に地域から取り組みます。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、「豊中市環境審議会」で熱心にご審議いただき答申いただきましたこと、また、市民の皆様から貴重なご意見をいただきましたことに対し、深く感謝申し上げます。

平成23年（2011年）2月

豊中市長 浅利 敬一郎

目次

序章 10年後の豊中	1
第1章 第2次豊中市環境基本計画とは	5
1-1 計画策定の趣旨	6
1-2 計画の役割と位置付け	7
1-3 計画の期間	8
1-4 計画の対象地域	8
1-5 計画の全体構成	9
第2章 計画の背景	11
2-1 今日の環境問題	12
2-1-1 背景となる社会の状況	12
2-1-2 この10年の環境問題	13
2-2 豊中市の環境の現状と課題	15
2-2-1 豊中市の環境の現状と課題（総括）	15
2-2-2 各分野における現状と課題	16
第3章 私たちの目標・基本姿勢・望ましい環境像・環境目標	23
3-1 私たちの目標・基本姿勢・望ましい環境像	24
3-2 環境目標	25
第4章 目標達成のために取り組むこと	35
4-1 環境政策を推進するための総合的なしくみづくり	38
4-1-1 環境政策の計画的な推進	38
4-1-2 協働とパートナーシップに基づく施策の推進	39
4-1-3 環境に関する教育・学習と意識啓発の推進	41
4-2 低炭素社会づくり	45
4-2-1 省資源・省エネルギーを通じた低炭素社会の実現	45
4-2-2 再生可能エネルギー等の活用促進	47
4-2-3 環境に配慮した運輸部門における対策の推進	48
4-3 廃棄物の減量および適正処理を通じた循環型社会づくり	49
4-3-1 3R（発生抑制・再使用・再生利用）の推進	49
4-3-2 廃棄物の適正処理の推進	51
4-3-3 循環型社会基盤施設の整備	51
4-4 都市における自然との共生をめざした社会づくり	52
4-4-1 都市のみどりの創造	52
4-4-2 地域の自然環境の保全・創造	54
4-4-3 都市景観・歴史環境、快適環境の保全・創造	55
4-5 安全で快適な都市環境づくり	58
4-5-1 環境汚染対策の充実	58
4-5-2 ヒートアイランド対策の推進	60
4-5-3 健全な水環境・水循環の創出	61

第5章 計画の推進方策	63
5-1 連携と役割分担の推進	64
5-2 組織体制	65
5-2-1 環境行政の総合的・計画的な推進に向けた組織体制	65
5-2-2 第2次豊中アジェンダ21との連携体制	65
5-3 計画の具体的な推進方策	66
資料編	67
1 豊中市について	68
1-1 豊中市の成り立ち	68
1-2 自然的条件	68
1-3 社会的条件	71
2 環境に関する市民・事業者・団体の意識調査	84
2-1 市民の意識調査	84
2-2 事業者意識調査	90
2-3 団体意識調査	95
3 豊中市環境基本計画策定の流れ	101
4 第2次豊中市環境基本計画策定の経過	102
4-1 委員会開催状況	102
4-2 市民等による参画状況	105
4-3 環境審議会委員・同専門委員会名簿	106
5 環境審議会 答申	108
用語解説	111

序 章 10年後の豊中

序章 10年後の豊中

市民のみなさん、そして豊中の将来を担う子どもたちが望む「豊中市の環境未来像」をまとめた「望ましい環境像*」から、「第2次豊中市環境基本計画」目標年次である平成32年（2020年）における豊中市の姿を以下のように描きます。

「第2次豊中市環境基本計画」と「第2次豊中アジェンダ 21」の計画を両輪として市民、事業者、行政の協働のもと、豊中市の環境保全を図ってこのような社会の実現をめざします。

10年後の豊中

市民参加、まちづくり、地域活性化が進んでいます

市民の地域活動への意識が高まり、環境問題をはじめとした地域の課題にかかわる市民や市民団体・事業者が増えています。

また、市民団体と市民、事業者、行政などが協働し、地域コミュニティを活かしたまちづくりを進めています。

さらに、事業者に活気があり、自ら環境に配慮した事業活動を行うだけでなく、市民や市民団体の活動を支援する事業者も増えています。

〈対応する望ましい環境像〉

- ・地域の課題に市民・事業者が自ら関わり、行政とともに協働で取り組むまち（市民参加）
- ・地域活動が活発で、地域コミュニティを活かしたまちづくりができるまち（まちづくり）
- ・企業、商店、商店街などが元気で、それぞれが環境に配慮できるまち（地域活性化）



*望ましい環境像・・・平成21年（2009年）5月～9月に開催した「豊中の環境と未来を考え提案する市民ワークショップ」と7月～10月に開催した「環境を考える子どもワークショップ」でいただいた「豊中市の環境未来像」をまとめてつくりました。「望ましい環境像」は24ページに掲載しています。

工 エネルギー、省資源・循環型社会について考えて暮らしています

市民や事業者は次世代のことを考え、日常生活や事業活動において省エネルギー行動を進んで実践し、ごみを出さない工夫のほか、不用になったものを譲り合ったり、資源として活用するようになっていきます。

また、南に向かって低くなっている地形を活かした太陽エネルギーの利用をはじめとして、自然エネルギー等を活用した設備の導入が進んでいます。

〈対応する望ましい環境像〉

- ・地球や次世代のことをくらしの中で意識し、みんなで省エネルギー・自然エネルギーの導入に取り組むまち（エネルギー）
- ・ごみになるものを減らし、資源として循環するしくみのあるまち（省資源・循環型社会）



自 自然との共生、歴史・文化、水・大気が大切にされています

服部緑地をはじめとするまとまりのあるみどりに多様な生物が息づき、市民が進んで壁面緑化など身近なみどりの創出に取り組んでいます。

マチカネワニや庄内式土器、桜塚古墳群、原田城跡、能勢街道など、史跡や文化が現存し、これまでの豊中市の歩みを身近に感じることができます。

住宅都市にふさわしく水や空気がきれいで、市民は健やかに毎日を過ごしています。

〈対応する望ましい環境像〉

- ・多様な生き物がすみ、みどり豊かで、水辺に親しむことができるまち（自然との共生）
- ・まちなかで、歴史・文化から豊中を感じることができるまち（歴史・文化）
- ・水を大切に使う健全な水循環を維持し、公害や有害な化学物質のない、きれいな水や空気のあるまち（水・大気）



環境学習・環境教育に取り組み、食・農についても活動が進んでいます

みんなで環境について学んだ結果、環境に関する活動の輪が広がり理解が深まって、ライフスタイルに取り込まれ、環境への配慮がみんなの日常の習慣となっています。

たとえば、豊中生まれの土壌改良材「とよっぴー」を使った野菜や、近隣の産品をはじめとした旬の食材を進んで購入するなど、地域や季節感を大切にして生活する人が増えています。

〈対応する望ましい環境像〉

- ・ みんなが環境についてともに学び、行動するまち
(環境学習・環境教育)
- ・ 地産地消で広がる生き生き農業と、「とよっぴー」を紡いで食育が実感できるまち (食・農)



人にやさしく、公共交通が便利です

市域に住宅が占める割合が高い成熟した住宅都市として、良好な住宅地の環境が保たれているだけでなく、子どもから高齢者までが安全・安心で生き生きとした日常生活を送っています。みんなの心に地域やコミュニティへの愛情が育まれ、いつまでも住み続けたいと思っています。

公共交通で大阪市都心部や周辺都市と結ばれているとともに、歩行者や自転車利用者に配慮された道路空間が整備され、公共交通との併用で市内移動も便利になっています。

〈対応する望ましい環境像〉

- ・ みんなが地域の中で安全・安心に住みやすく、住み続けたいまち (人にやさしい)
- ・ 歩きやすく、自転車で走りやすく、公共交通の便利なまち (交通)



第 1 章 第 2 次豊中市環境基本計画とは

- 1-1 計画策定の趣旨
- 1-2 計画の役割と位置付け
- 1-3 計画の期間
- 1-4 計画の対象地域
- 1-5 計画の全体構成

1-1 計画策定の趣旨

本市では、平成7年(1995年)10月に「豊中市環境基本条例」を制定し、この理念に基づき、平成11年(1999年)3月には「豊中市環境基本計画」を策定し、年次報告書によって施策の実施状況等について報告をしてきました。平成17年度(2005年度)には「豊中市環境基本計画」を見直し、平成18年度(2006年度)からは「とよなかの環境I・II(豊中市環境報告書)」によって施策の実施状況等について報告をしています。

また、市民・事業者の主体的な取組みも非常に活発で、市民・事業者・行政の行動計画である「豊中アジェンダ21」は、行政計画である「豊中市環境基本計画」と“望ましい環境像”“目標理念”を共有するなど、豊中市の環境像をめざす車の両輪となっています。

一方、この10年間で本市も含め、環境を取巻く状況は、法体系の整備をはじめ、本格的な循環型社会への移行、さらに地球温暖化への対応としての新エネルギー・省エネルギーの一層の推進など、めまぐるしく変化しています。

これらの環境問題への対応を図るためにも、市民・事業者・NPO・行政の率先的取組みと協働による推進が不可欠となっています。

そこで、「豊中市環境基本計画」は平成22年度(2010年度)をもって計画期間を満了することから、この10年を振り返り、成果と課題を抽出するとともに、新たに展開していくべき諸施策の取組みの指針となる「第2次豊中市環境基本計画」を策定しました。計画策定にあたっては、平成20年度(2008年度)に豊中市環境審議会からいただいた次の3つの視点を踏まえて、策定作業を行いました。

① 協働とパートナーシップの姿勢

これまで市が市民・事業者とともに培ってきた協働とパートナーシップによる取組みの成果をさらに発展させ、課題を克服する計画とすること。

地域社会を構成する一人ひとりの意識や行動の変革はもちろんのこと、今後ますます地域レベルでの活動推進が重要になります。「第2次豊中アジェンダ21」の策定と連携・協働しながら、市民・事業者・行政の適切な役割分担や地域における主体的な行動の広がりをつくる体制のあり方を十分検討する必要があります。

② 総合的な環境施策の推進

上位計画となる「第3次豊中市総合計画後期基本計画」と連動させ、総合的な環境政策の推進が図れる計画とすること。

「第2次豊中市環境基本計画」が「第2次ごみ減量計画」「豊中市みどりの基本計画」「豊中市地球温暖化防止地域計画(チャレンジ^{マイナス}70プラン)」「豊中市都市景観形成基本計画」などの環境分野の各課題別計画を総合的に推進するとともに、行政分野を超えた連携が図れる内容となるように検討する必要があります。

③ 将来に向けた持続可能なまちづくり

地球規模の環境を意識しつつ、豊中の地域特性を考慮した取組みを地域が主体となって進めることにより、良好な環境の確保と将来世代への継承を図る計画とすること。

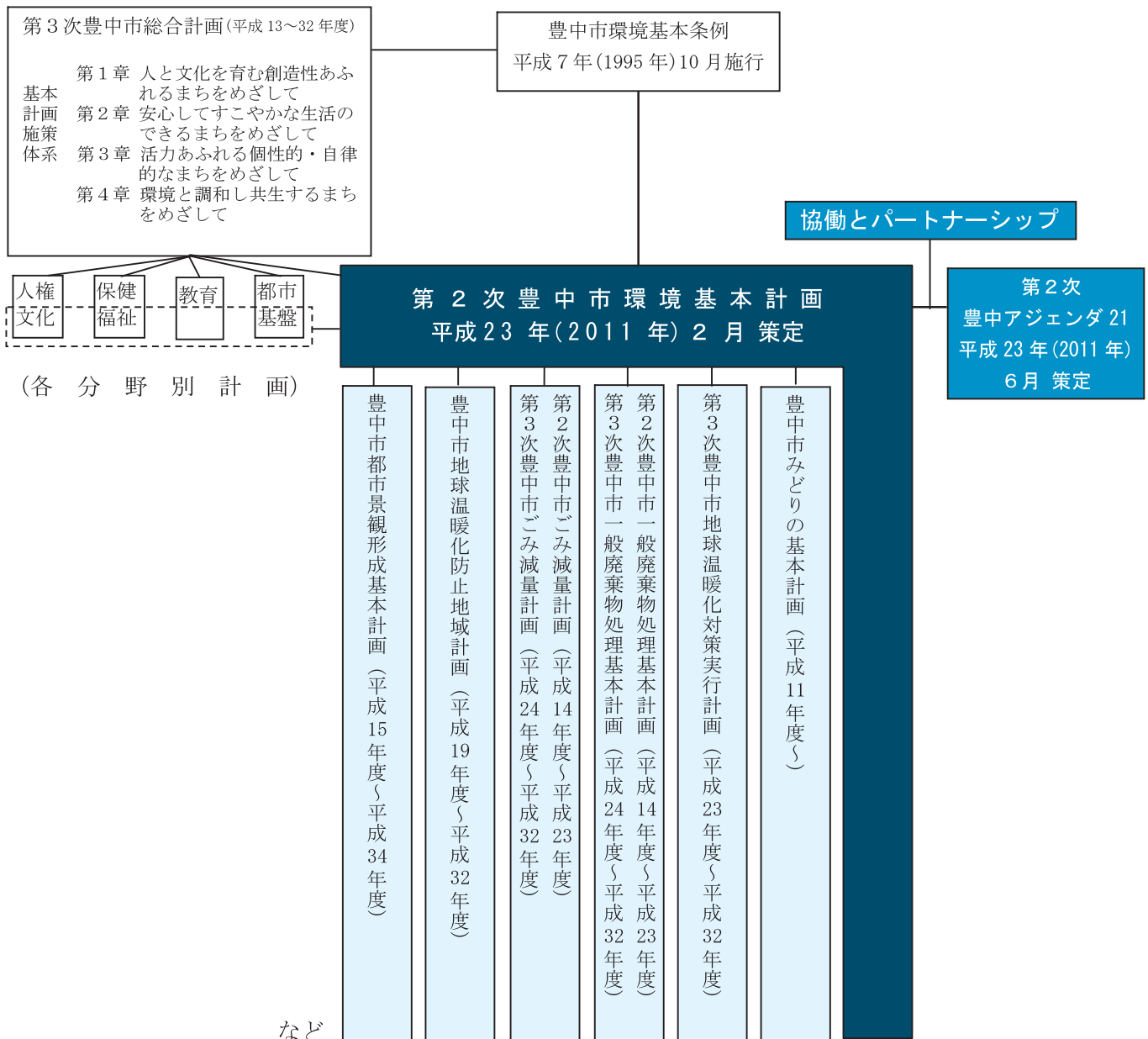
「豊中市地球温暖化防止地域計画(チャレンジ^{マイナス}70プラン)」の考え方にある長期的なまちづくりの視点を持ち、将来にわたって持続可能な社会を実現するため必要な目標項目と数値を地域特性に考慮しながら定めるとともに、目標達成に向けた施策や制度を具体的に検討する必要があります。

1-2 計画の役割と位置付け

この「第2次豊中市環境基本計画」は、平成7年(1995年)10月に制定した「豊中市環境基本条例」に掲げる4つの基本理念と6つの基本政策に沿った持続発展可能な社会を実現するため、同条第8条の規定に基づき、「環境の保全及び創造に関する目標及び基本方針並びに総合的な施策の大綱と、その他環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項」について定めたもので、行政はもとより市民や事業者の環境面にかかわる指針となるものです。

平成11年(1999年)3月に策定した「豊中市環境基本計画」の成果と課題を踏まえながら、この「第2次豊中市環境基本計画」は上位計画である「第3次豊中市総合計画」の中核のひとつとなるべき環境面での計画としての性格を有するとともに、行政の環境分野における基本計画というべき位置付けにあることから、「第3次豊中市総合計画後期基本計画」との整合も図っています。また、この「第2次豊中市環境基本計画」は本市における環境施策を総合的に推進するものであることから、人権文化や保健福祉といった分野別計画に示された環境に関する施策との整合を図ると同時に、環境分野における各個別計画との整合も図っています。

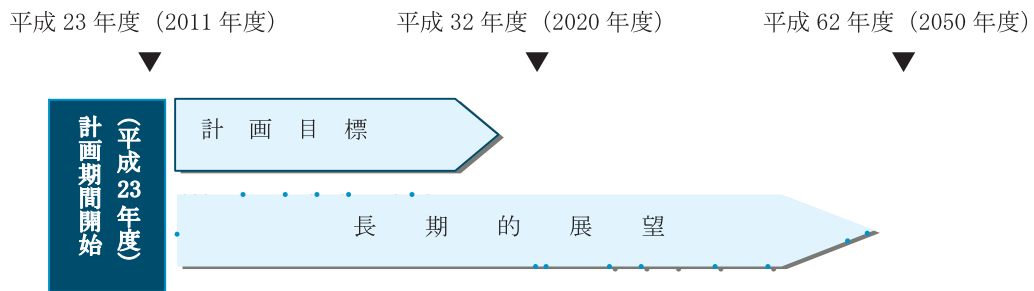
市民・事業者・行政の行動計画である「第2次豊中アジェンダ21」は、行政計画である「第2次豊中市環境基本計画」と“望ましい環境像”“基本姿勢”“環境目標”を共有するなど、豊中市の環境像をめざす両輪として位置付けています。



1-3 計画の期間

計画期間は「第3次豊中市総合計画後期基本計画」と同じ平成32年度(2020年度)としますが、「豊中市地球温暖化防止地域計画(チャレンジ^{マイナス}70プラン)」で平成62年度(2050年度)を目標年度としていることから、平成62年度(2050年度)までも展望します。

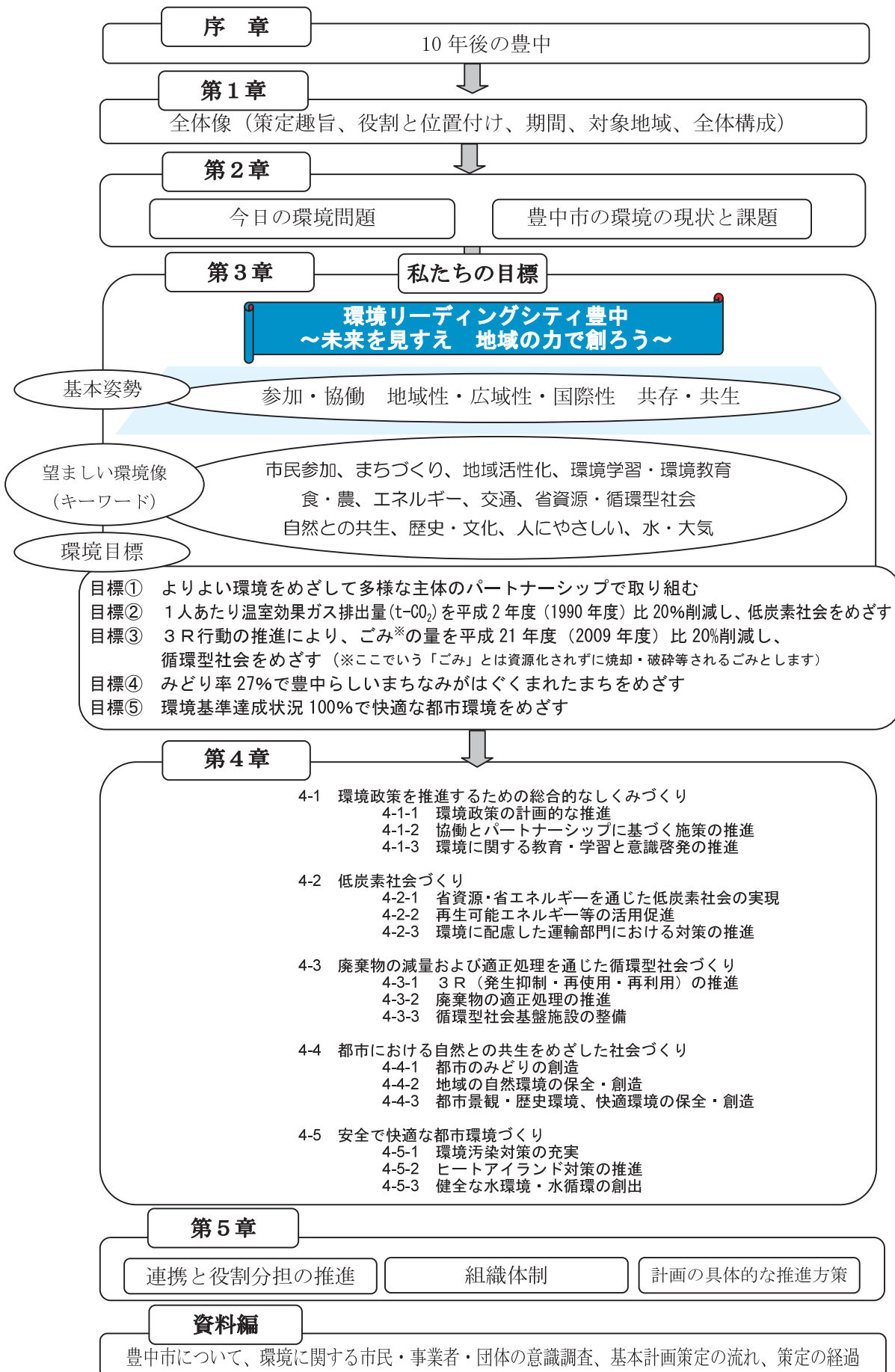
なお、本市を取巻く環境や社会経済状況の変化、科学技術の進展等を踏まえ、必要に応じて計画を見直します。



1-4 計画の対象地域

豊中市全域を対象地域とします。ただし、周辺地域や地球環境への影響を十分視野に入れつつ、豊中市単独では解決が容易ではない問題については、周辺自治体や府・国との連携を図り、その役割を分担します。

1-5 計画の全体構成



第2章 計画の背景

2-1 今日の環境問題

2-2 豊中市の環境の現状と課題

2-1 今日の環境問題

2-1-1 背景となる社会の状況

「豊中市環境基本計画」が策定された平成11年（1999年）以降、背景となる世界や日本の社会状況の変化として、主に次のようなものがあげられます。

① グローバル化（地球規模化）の進行による課題の顕在化

市場経済の拡大やICT（情報通信技術）を中心とした技術革新により、経済や社会問題の地球規模化がもたらされ、地球環境問題、エネルギー問題、貧困問題など世界共有の課題が顕在化されてきました。

② 少子高齢化、人口減少社会の到来

平均寿命の伸びによる高齢化の進行や出生率の低下により少子高齢化が急速に進行しています。また、少子高齢化の結果、日本の人口は減少傾向にあり、この傾向は長期化すると推計されています。

③ 資源構造の変化

化石エネルギーに支えられてきたこれまでの生活においては、日本全体のエネルギー消費量は増加しています。しかし、世界の石油供給の動向や、地球温暖化問題の解決に向けて化石エネルギーに頼らない再生可能エネルギー等に注目が集まり、平成20年（2008年）7月の「低炭素社会づくり行動計画」においては、太陽光発電導入量に対する目標が示されました。

④ 食料、水の安全性確保が世界的に問題化

日本の食料自給率は40%程度で低い水準を推移しており、世界の中でも極めて低い状況にあります。また、日本は水の豊かな国と言われてはいますが、世界では人口の急激な増加と社会の発展に伴い水不足が発生しています。水不足は生活用水の不足だけでなく、深刻な食料不足や生態系への影響をもたらし、新しい環境問題として、水の安全確保が国際的な課題となっています。私たちの生活を支えている多くの輸入食品の生産には年間数百億 m^3 相当の水が使われるとされており、世界の水問題に関心を持ち積極的に役割を果たすことが求められています。

⑤ 社会の成熟化への進行

日本経済は、戦後長らく続いた成長の時代からマイナス成長の時代へと移行していますが、それに伴い経済発展・量的拡大が見直され、人間の生きがいや心を重視する「新しい豊かさ」が求められる傾向が目立ってきています。

⑥ 地方分権などによる自治体の責任と役割の増加

個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現をめざして、地方分権改革が推進されています。国と自治体が分担すべき役割を明確にし、自治体の自主性および自立性を高めることにより、自治体が自らの判断と責任において地域を経営することが求められています。

⑦ 人々の地域づくりなどへの自発的参加と協働

団塊の世代が退職年齢を迎えるなか、地域への関心が高まり、地域活動への参加意欲を持つ人が増えてきています。

また、今日の地域づくりにおいては、その地域にかかわる市民・事業者・行政が「地域の基本方針」を策定し、その実現に向けて協働で取り組むことが求められています。各地においてこうした地域づくりが進むなか、公共の分野において、市民・事業者・行政それぞれの新しい役割分担が模索されています。

⑧ 情報化・ICT（情報通信技術）革命の急速な進展

パソコンやインターネットの普及などにより、情報通信に関する技術革新が、早いスピードで進んでいます。

2-1-2 この10年の環境問題

日本においても環境を取巻く状況は、この10年間に大きく変化してきました。主に次のようなものがあげられます。

① 地球温暖化の防止

世界人口の増加とそれに伴うエネルギー使用の増加や経済の発展などにより、温室効果ガスの排出量が増加しています。

平成19年(2007年)4月に公表された「気候変動に関する政府間パネル(IPCC)第4次報告書」では、「今後20年から30年の排出削減努力と投資がより低い安定化レベルの達成機会に大きな影響を与える」と指摘があり、温室効果ガス排出量減が遅れることとなれば、将来における大気中の温室効果ガス濃度の低レベルでの安定化が困難になること、地球温暖化が喫緊課題であることが示されました。京都議定書が平成17年(2005年)2月に発効し、平成21年(2009年)度には、温室効果ガスの排出量を中期的には平成32年(2020年)までに平成2年(1990年)比で25%削減、長期的には平成62年(2050年)までに80%削減するという目標を掲げ(チャレンジ25)、平成22年(2010年)3月には「地球温暖化対策基本法案」が閣議決定されました。現在、環境省では、これらの中長期目標を達成するためには、いつ、どのような対策・施策を実施していくのかという道筋(ロードマップ)を明らかにしていくことが必要であることから、地球温暖化対策に係る中長期ロードマップの検討が進められています。

また、平成22年(2010年)に閣議決定された「新成長戦略」では、環境・エネルギー分野が重要な成長分野と位置付けられ、「グリーン・イノベーションによる環境・エネルギー大国戦略」として、気候変動対策を総合的な政策パッケージで推進することが打ち出されています。

② 循環型社会の形成

世界的に資源制約が顕在化しつつあるなか、国際的に連携をとりながら、循環型社会の形成を図っていく必要性が高まってきています。これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会活動様式は、化石燃料系資源を中心とした天然資源の枯渇への懸念や温室効果ガスの排出による地球温暖化問題、資源破壊や自然界における適正な物質循環の阻害の原因となっており、地球規模で深刻化しています。天然資源の効率的利用はもとより、資源の循環利用、再生可能資源の利用促進等を進め、社会における物質循環を確保することにより、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷の低減が図られた「循環型社会」を形成するために、平成13年(2001年)1月に「循環型社会形成基本法(平成20年改正)」が施行されました。また、平成12年(2000年)4月に「容器包装リサイクル法(平成20年改正)」、平成12年(2000年)6月に「食品リサイクル法(平成19年改正)」、平成12年(2000年)11月に「建設リサイクル法(平成16年改正)」、平成13年(2001年)4月に「家電リサイクル法(平成21年改正)」など個別物品の特性に応じた各種リサイクル法が施行され、循環型社会形成に向けた取組みが進められています。

③ 生物多様性の危機

私達が毎日の暮らしで無意識に享受している事柄の多くは生物多様性によってもたらされているにもかかわらず、人間の社会活動が生物や生態系の再生能力を超えた利用を発生させ、この数百年間で過去の平均的な絶滅スピードのおよそ1,000倍の速さで生物種の絶滅が進んでいるとも言われています。生物多様性が人類の生存に必要な不可欠である一方、地球規模で生物多様性が失われつつあるという危機感が高まっており、国際的に関心が高まってきています。平成19年(2007年)11月には「第三次生物多様性国家戦略」が閣議決定され、平成20年(2008年)6月には国家戦略を明確に規定する「生物多様性基本法」が施行されました。また、平成22年(2010年)3月には法に基づく国家戦略の早期策定の必要性および愛知県名古屋市中での生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)の開催(平成22年10月)等を理由にして「生物多様性国家戦略2010」が閣議決定されました。さらに、平成22年(2010年)12月には、「生物多様性保全活動促進法」が公布され、生物多様性保全に関する国・地方自治体・事業者・市民、および市民団体の責務、生物多様性施策を進めるための基本的な考え方が示されています。

④ 新たな都市・生活型公害への対策

これまで認識されてきた大気汚染や水質汚濁などの典型公害は、対策が進み、一定の改善がなされてきました。一方、私たちの日常生活では、さまざまな化学物質や化学物質を利用した製品があり、そのなかにはダイオキシン類やアスベストなど人の健康や生態系に有害な影響を及ぼすものがあるため、その環境リスクを評価し、適切な管理を行うことが必要です。

また、大都市を中心に生じているヒートアイランド現象や、自動車の排気ガスなど地域に広く分散する汚染源によるものなど「都市・生活型公害」が広がっています。

そのため、化学物質への対策として、平成11年（1999年）に「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（PRTR法）」および「ダイオキシン類対策特別措置法」が施行されました。また、ヒートアイランド現象についても平成16年（2004年）に「ヒートアイランド対策大綱」が決定され、取組みが進められています。

⑤ 都市における「みどり」の役割の多機能化

良好な住環境としてみどり豊かで良好な都市環境の形成が求められているのと同時に、地球温暖化対策としてCO₂の吸収効果への期待や、ヒートアイランド現象の緩和、市民の日々の生活におけるうるおいなど、都市環境における「みどり」に求められる機能は多様化し、重要性が高まっています。平成16年（2004年）には「都市緑地保全法」が改正され「都市緑地法」として施行され、また「景観法」が施行されました。

⑥ 環境教育・環境学習の推進

地球環境問題に取り組むためには、それを身近な地域レベルの問題、また自らの問題としてとらえ、市民・事業者・NPO・行政それぞれが連携して行動する必要があります。

日本のNGOと日本政府が提案した「国連持続可能な開発のための教育（国連ESD）の10年（2005年から2014年まで）」が平成14年（2002年）12月に国連総会で採択され、「持続可能な開発」の実現に必要な教育と国際協力を積極的に推進する取組みが平成17年（2005年）1月から開始されました。また、平成15年（2003年）には「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」が制定され、今後の環境教育の推進のための基本方針が定められています。

2-2 豊中市の環境の現状と課題

2-2-1 豊中市の環境の現状と課題（総括）

豊中市では、持続的発展可能な社会構築を視野に入れた環境行政の積極的な取組みを展開してきました。平成7年度（1995年度）の「豊中市環境基本条例」の制定に続いて、平成10年度（1998年度）には「豊中市環境基本計画」を策定し、年次報告書によって施策の実施状況等について報告をしてきました。

平成17年度（2005年度）に「豊中市環境基本計画」を見直し、平成18年度（2006年度）からは「とよなかの環境Ⅰ・Ⅱ（豊中市環境報告書）」によって施策の実施状況等について報告を行ってきました。当初より、指標を用いて取組みの評価を行い、次年度の計画に反映させるというPDCAサイクル（計画（Plan）→実行（Do）→評価（Check）→取組みの見直し（Act））を進めています。

今後は、PDCAサイクルの中で、特に、C（評価）からA（取組みの見直し）に重点を置いて推進する必要があります。

また、市民・事業者の主体的な取組みも活発に実施され、市民・事業者・行政の行動計画である「豊中アジェンダ21」は、行政計画である「豊中市環境基本計画」と“望ましい環境像”“目標理念”“環境目標”を共有するなど、豊中市の環境像をめざす両輪として取組みを進めてきました。また、環境学習や情報提供、啓発等に関してもNPOや市民活動団体と協働した取組みを進めてきました。

今後も、これまで培ってきた協働とパートナーシップを活かし、地域が主体となって各課題の解決に向けて取り組むことが求められています。

低炭素社会づくりの推進においては、平成15年度（2003年度）の「豊中市地域省エネルギービジョン」に続き、平成19年度（2007年度）には「豊中市地球温暖化防止地域計画（チャレンジ^{マイナス}70プラン）」を策定し、早くから低炭素社会づくりに向けて積極的に取組みを行ってきました。温室効果ガスの総排出量は産業部門の減少により削減傾向にあり、民生部門、運輸部門での削減が課題となっています。

循環型社会づくりの推進においては、「第2次豊中市一般廃棄物処理基本計画」「第2次豊中市ごみ減量計画」の策定・見直しを行うとともに、「緑と食品のリサイクルプラザ」を設置するなど資源リサイクルの推進に取り組み、ごみの純排出量の目標を達成しましたが、さらなるごみ減量の推進が課題となっています。

みどりに関する取組みとしては、「豊中市みどりの基本計画（平成11年度（1999年度））」の中間総括を平成17年度（2005年度）に実施して施策の集中と選択を行うとともに、市民主体の取組みを展開し民有地における緑化活動を進めてきました。平成17年度（2005年度）における緑被調査では緑被率は目標に達しておらず、市民のみどりへの関わりを一層高めるとともに、生物多様性にも配慮した多様な形態のみどりの確保が求められています。

環境汚染対策の取組みとしては、公害対策や有害化学物質対策などの充実に努めてきましたが、光化学オキシダントや環境騒音などの環境基準の達成が難しい項目については、国や大阪府に引き続き働きかけていく必要があります。

また、地方分権が進むなか、市民に最も近い自治体として地域の実情にあった行政を進めることができるよう、平成24年度（2012年度）に中核市に移行することとしています。中核市の権限と責任のもと、市民・事業者との協働とパートナーシップに基づく環境行政を具体的に示し、一層推進する必要があります。

2-2-2 各分野における現状と課題

① 協働とパートナーシップに基づく施策の推進

【主要な取組み内容】

●市民・事業者・行政一体となった活動推進

平成10年度（1998年度）「とよなか市民環境会議」は、市民・事業者・行政が一体となった取組みにより「豊中アジェンダ21（地球環境を守るとよなか市民行動計画）」を策定し、101の行動提案を提示しました。

平成15年度（2003年度）に「とよなか市民環境会議」のワーキンググループ会議が独立し「NPO法人とよなか市民環境会議アジェンダ21」を設立して以来、「とよなか市民環境会議」の一構成団体として「豊中アジェンダ21」推進の中心的な担い手となり積極的に活動を続けてきました。

また、平成15年度（2003年度）に「豊中市マイバッグ推進協議会」を設立し、平成20年度（2008年度）に1事業者、4市民団体と自主協定を締結しました。

さらに、市内でみどりの活動をしている個人・団体が参加し、情報の交換やさまざまなプロジェクトを市と協働で進める場として「豊中みどりの交流会」を設置、開催するなど、各活動における協働の場を設けてきました。

また、平成4年度（1992年度）から市主催により「とよなか市民環境展」を開催してきましたが、平成11年度（1999年度）からは「とよなか市民環境会議」と共催し、現在では「NPO法人とよなか市民環境会議アジェンダ21」が主体となり開催しています。平成19年度（2007年度）からはエコ市民賞を実施し、普及・啓発を推進してきました。

【豊中市環境基本計画の環境目標の達成状況】

- ・市民の主体的な環境活動への取組みを示す指標として設定した『「とよなか市民環境展」の参加者数の市内人口に占める割合0.5%以上』は、平成18年度（2006年度）に達成しました。

【今後の課題】

- ・「豊中市環境基本計画」の成果やこれまでの経緯を踏まえ、引き続き「第2次豊中アジェンダ21」と両輪となり、市民・事業者・NPO・行政の相互理解を基調とし、各々の責任と役割分担をより明確にしながら取組みを進めていく必要があります。
- ・地域活動の担い手が高齢者や固定メンバーに偏る傾向が見られることから、団塊の世代以降の若い世代や地域活動に関わりの少ない人など、新しい人材育成への取組みが求められています。
- ・企業の環境CSR（Corporate Social Responsibility：企業の社会的責任）が定着しつつあるなかで、今後、環境の担い手となる企業との連携方策の検討が必要です。

② 環境に関する教育・学習と意識啓発の推進

【主要な取組み内容】

●環境学習の推進

平成16年度（2004年度）に「環境情報サロン」を開設し、環境への理解を深め環境に配慮した行動や取組みを進めるための支援を行ってきました。

また、平成16年度（2004年度）から国連「持続可能な開発のための教育（ESD）の10年」を推進し、ESDセミナーを開催するほか、地域のさまざまな活動や情報を提供する「ESDリソースセンター（Web）」を運営してきました。

さらに、「豊中市地域交通施策・省エネルギー詳細ビジョン」（平成17年度（2005年度））の行動計画に基づき、大阪大学と「交通環境学習」を実施し、交通部門での環境学習を推進しました。

【今後の課題】

- ・市の広報誌など、これまでの広報手段を活用しつつ、より一層効果的な普及・啓発の推進が必要です。
- ・情報提供にあつては、これまで環境にあまり関わりがなかった人や情報を得にくい人への工夫・配慮も必要です。
- ・環境学習は、持続可能な社会を築く基礎となるため、多くの市民・事業者・NPO・行政内部へ環境学習の場の支援・提供が今後求められています。

③ 低炭素社会づくりの推進

【主要な取り組み内容】

●低炭素型ライフスタイルおよび事業活動の推進

平成 15 年度（2003 年度）に「豊中市地域省エネルギービジョン」を、平成 17 年度（2005 年度）に「豊中市地域交通施策・省エネルギー詳細ビジョン」を策定しました。

平成 19 年度（2007 年度）には「豊中市地球温暖化防止地域計画（チャレンジ^{マイナス}70 プラン）」を策定し、中期目標として温室効果ガスを平成 32 年度（2020 年度）までに平成 2 年度（1990 年度）比 20%削減、長期目標として平成 62 年度（2050 年度）までに 70%削減することをめざし、早くから低炭素社会に向けた取組みを積極的に行ってきました。

具体的には、平成 20 年度（2008 年度）からの「住宅用再生可能エネルギーシステム（太陽光発電システム、太陽熱利用システム）設置補助金交付制度」の設置をはじめとして、平成 21 年度（2009 年度）には、「省エネ機器・省エネ住宅の推進支援システム」と「エコポイント制度」をモデル実施し、家庭部門の排出削減の推進に取り組みました。

また、平成 21 年度（2009 年度）には、11 校（小学校 8 校、中学校 3 校）で「フィフティ・フィフティ制度（光熱水費削減分還元制度）」のモデル実施を行いました。

●環境への負荷の少ない社会システムの転換

平成 21 年度（2009 年度）、公共交通機関の促進や自動車の利用抑制を図るために、「豊中市地域公共交通総合連携計画」を策定しました。

【豊中市環境基本計画の環境目標の達成状況】

- ・「1 人あたり CO₂ 排出量 1990 年度比 4～5 %削減」は平成 20 年度（2008 年度）に達成しました。
- ・エネルギー消費により発生する温室効果ガスに代表される環境負荷物質の排出量を削減するために設定された「1 人あたりのエネルギー消費量 1990 年度比 2 %削減」は、平成 12 年（2000 年）以降減少傾向にありますが、目標には到っていません。

【今後の課題】

- ・地球温暖化対策については、緊急の課題であることから、引き続きより一層の低炭素社会づくりへの取組みが求められています。
- ・部門ごとに見ると、特に民生家庭部門、民生業務部門、運輸部門のより一層の対策が必要です。
- ・民生家庭部門、民生業務部門における温室効果ガス削減の対策としては、住宅や商業ビルの建て替え時における高効率で省エネ型の住宅への更新が求められています。
- ・運輸部門削減の対策としては、より一層の公共交通利用促進が必要です。
- ・また、温室効果ガスを排出する化石燃料等からの脱却を図るため、再生可能エネルギー等の活用促進が求められています。

④ 循環型社会づくりの推進

【主要な取り組み内容】

●廃棄物の減量およびリサイクルの推進

平成14年度(2002年度)に「第2次豊中市一般廃棄物処理基本計画」を、平成15年度(2003年度)に「第2次豊中市ごみ減量計画」をそれぞれ策定し、平成19年度(2007年度)に見直しを行いました。

平成13年度(2001年度)から「プラスチック製容器包装モデル分別収集事業」のモデル地区での実施をはじめとし、平成16年度(2004年度)に「指定ごみ袋制」、平成18年度(2006年度)に「粗大ごみ有料化」を実施するなど取り組みを進めました。

また、平成14年度(2002年度)に堆肥化施設「緑と食品のリサイクルプラザ」を設置し、学校給食の調理くずや食べ残しと剪定枝を土壌改良材「とよっぴー」として再資源化し、NPOと協働して学校や市民に配布するなど、資源循環の啓発に活用しています。

【豊中市環境基本計画の環境目標の達成状況】

・平成19年度(2007年度)に「ごみの純排出量2011年度発生予測量の33%削減」を達成しました。

【今後の課題】

- ・大量生産、大量消費、大量廃棄の社会経済活動を見直し、今後さらなるごみ減量を推進していくことが必要です。
- ・一層のごみ減量や分別の徹底、資源化の推進などの取り組みを進めるとともに、平成24年度(2012年度)から実施する「第3次豊中市一般廃棄物処理基本計画」の策定にあたっては、実効性のある計画となるよう取り組む必要があります。

⑤ 自然と共存・共生できるまちづくりの推進

【主要な取り組み内容】

●みどりに関する取り組みの総合的な推進

「豊中市みどりの基本計画(平成11年度(1999年度))」の中間総括を平成17年度(2005年度)に実施し、施策の集中と選択を行い「ストック系のみどり」、「フロー系のみどり」、「関わりを高める」の3つの柱を設定しました。また、同じ平成17年度(2005年度)に実施した市民ワークショップの参加者により、平成18年度(2006年度)にはこの3つの柱に沿ったリーディングプロジェクトが展開され、平成20年度(2008年度)には市民主体の「豊中みどりの交流会」運営委員会が発足し、主体的な取り組みを進めてきました。

●多様な生物の生息空間や水辺環境の保全および創造

平成18年度(2006年度)に島熊山緑地を府から移管され、市民と協働で維持管理してきました。

【豊中市環境基本計画の環境目標の達成状況】

・市域に占める樹林・樹木緑被面積の割合は、1990年以降減少傾向にあり、目標の緑被率17%に対し、平成17年度(2005年度)の緑被調査では13.1%と目標には到りませんでした。

【今後の課題】

- ・本市の緑被率は市域全体が市街化区域であることから近年減少傾向にあり、特に民有地においてまとまったみどりが減少しているため、市民のみどりへの関わりを高めることで、より質の高いみどりを保全・創造していくことが求められています。
- ・また、屋上緑化や壁面緑化、公共用地での暫定緑化など、多様な形態のみどりの確保も必要です。
- ・生物多様性の確保が重要視されていることから、生物多様性の観点を取り入れた施策の充実が求められています。

⑥ 都市景観・歴史環境、快適環境の保全・創造の推進**【主要な取組み内容】****●開発行為等における環境配慮の推進**

平成 17 年度（2005 年度）に施行された「豊中市環境の保全等の推進に関する条例」に基づき、開発事業等の前に周辺環境に与える影響を調査、予測、評価し、より良い事業計画とするための「環境影響評価制度」や、開発事業等を実施するにあたって、事業が環境に配慮されたものとなるよう取り組んでもらうために、協議、指導を行う「環境配慮協議制度」を実施しています。

●良好な都市景観の保全・創造

平成 15 年度（2003 年度）策定の「豊中市都市景観形成基本計画」に基づく施策に取り組むとともに、平成 19 年度（2007 年度）に景観法による景観行政団体になり、市全域を景観区域とした景観計画の策定、都市景観条例の改正・施行を行いました。また、建築物の外壁や屋根の色彩基準を盛り込んだ「景観形成基準」に基づき、大規模建築物等の新築等の際に、周囲と調和した建築物等になるよう助言、指導を行っています。

●環境衛生の充実

また、平成 13 年度（2001 年度）に地域による美化清掃を進める「アダプトシステム事業」を開始し地域清掃支援を実施しました。平成 15 年度（2003 年度）には、「違法簡易広告物追放推進団体制度（とよなか美はり番）」を創設しました。

平成 17 年度（2005 年度）に「豊中市美しいまちづくり推進に関する条例」を施行し、美化推進重点地区（豊中駅・庄内駅周辺）の指定やまち美化活動協定の支援などにより、美しいまちづくりを推進してきました。

【今後の課題】

- ・良好な景観や快適環境の保全とともに、「環境配慮指針」や「環境影響評価制度」のより効果的な運用が必要です。
- ・身近な地域の公園、道路、河川、水路の清掃活動など、市民の自主的な環境美化活動の促進およびそれらの活動に対する支援が求められています。
- ・環境美化活動の促進においては、継続的な啓発活動の一層の推進が必要です。

⑦ 環境汚染対策の充実

【主要な取組み内容】

●環境汚染対策の充実

「大気汚染防止法」や「水質汚濁防止法」等に基づく、規制基準の遵守の指導や立入検査・指導および大気汚染、水質汚濁や有害化学物質等の常時監視、「土壌汚染対策法」等の改正による指導等を図ってきました。また、シックハウス対策などの化学物質の安全対策の推進に取り組んでいます。

【豊中市環境基本計画の環境目標の達成状況】

- ・大気・水質・騒音等の環境基準が達成された地点の割合を示す「環境基準の達成状況」は平成20年度(2008年度)において、94.3%となっており、近年ほぼ横ばいで推移しています。

【今後の課題】

- ・環境基準の達成が難しい項目である、光化学オキシダント、環境騒音や航空機騒音などについては、国や大阪府、関係機関に引き続き働きかけていく必要があります。
- ・「豊中市地域公共交通総合連携計画」に基づき、公共交通機関の促進や自動車の利用抑制を図りながら、光化学オキシダントの原因となる窒素酸化物や揮発性有機化合物などの排出抑制に努める必要があります。
- ・ヒートアイランド対策も「大阪府ヒートアイランド対策推進計画」や「豊中市地球温暖化防止地域計画(チャレンジ^{マイナス}70プラン)」に基づく、各種の制度・事業の活用および推進等が必要です。
- ・化学物質過敏症やシックハウス症候群など、新たな環境問題を引き起こし、これらについて、最新の情報を収集するとともに、市民へ正しい知識の提供・普及が必要です。
- ・今後新たな環境基準が設定された項目については、評価対象に追加していく必要があります。

⑧ 健全な水環境・水循環の創出の推進

【主要な取組み内容】

●上下水道の充実

平成15年度(2003年度)に、「豊中市水道事業長期基本計画」を、平成20年度(2008年度)に、「とよなか水未来構想」を策定しました。

●望ましい水循環をめざした取組み

下水処理場施設場内および場外で下水処理水の再利用に取り組みました。市が所管する道路においては透水性舗装、排水性舗装の整備を実施しました。また、環境配慮の観点から雨水の有効利用を図るため、住宅への「雨水貯留タンク設置助成事業」を実施しています。

【豊中市環境基本計画の環境目標の達成状況】

- ・市全体の水循環の状況を総合的に示す「雨水浸透率」は、平成18年度(2006年度)に環境目標の目標値0.21を達成しました。

【今後の課題】

- ・上下水道事業は、安全・安定給水や適正な汚水・雨水処理を行っていく一方で、多くのエネルギー使用や、廃棄物の発生など、環境に負荷も与えます。上下水道事業の責務を果たしながら、環境にやさしい事業を展開していくことが求められています。
- ・都市化に伴う地表の舗装により、雨水浸透が減少し地下水のかん養に支障が出るとともに、豪雨時の急激な増水に対する危険性も大きくなるため、対策として、雨水浸透マス・雨水浸透トレンチ等の設置や透水性舗装により雨水浸透に努めるとともに、雨水貯留タンクに一時貯留するなど、下水道や河川への雨水の流出抑制に取り組む必要があります。
- ・近年、地球温暖化の進展に伴い、夏季の気温上昇による冷房需要の増加が、ヒートアイランド現象にますます拍車をかけています。さらに雨水浸透量が減ることによる大気中への水蒸散の減少も一因になっていると考えられます。こうしたヒートアイランド現象の緩和に向けては、水の浸透だけでなく「みどりの配置」や「都市の排熱抑制」等、多面的に取り組む必要があります。

⑨ 効率的・総合的な環境行政運営の推進

【主要な取組み内容】

●評価システムの確立

平成11年度（1999年度）の「豊中市環境基本計画」策定以降、PDCAサイクルにより環境基本計画の取組みを評価する環境マネジメントシステムを構築しました。（環境報告書「とよなかの環境Ⅰ・Ⅱ」の作成・公表）

●効率的な環境行政基盤の確立

「豊中市環境基本条例」に基づき設置されている環境委員会によって総合的・計画的に環境行政の推進を図ってきました。また、市長の附属機関として、学識経験者や市民団体代表、市民公募委員から構成される「豊中市環境審議会」を設置し、環境の保全及び創造に関する基本事項を調査・審議するなかで、施策のPDCAサイクルを運営することで、学術的・専門的な見解や市民意見の施策への反映を行っています。

【今後の課題】

- ・「第3次豊中市総合計画」と整合性を図り行政分野を超えて横断的に連携しながら、環境分野の各個別計画を包括して推進する必要があります。
- ・PDCAサイクルにより環境基本計画の取組みを評価するシステムを一層推進するとともに、Check（評価）をAct（取組みの見直し）に反映できる仕組みが必要です。
- ・進行管理を実効性のあるものにするために、到達状況を把握し、現状を要因分析するための仕組みが必要です。

第3章 私たちの目標・基本姿勢・ 望ましい環境像・環境目標

- 3-1 私たちの目標・基本姿勢・望ましい環境像
- 3-2 環境目標

3-1 私たちの目標・基本姿勢・望ましい環境像

今後取り組むべき課題を踏まえ、「第2次豊中市環境基本計画」の計画期間において次に掲げる「私たちの目標」の実現をめざして、「基本姿勢」、「望ましい環境像」を以下のように設定しました。

【私たちの目標】

環境リーディングシティ豊中
～未来を見すえ 地域の力で創ろう～

【基本姿勢】

【望ましい環境像】

参加・協働 地域性・広域性・国際性 共存・共生	市民参加	地域の課題に市民・事業者が自ら関わり、行政とともに協働で取り組むまち
	まちづくり	地域活動が活発で、地域コミュニティを活かしたまちづくりができるまち
	地域活性化	企業、商店、商店街などが元気で、それぞれが環境に配慮できるまち
	環境学習・環境教育	みんなが環境についてともに学び、行動するまち
	食・農	地産地消で広がる生き生き農業と、「とよっぴー」を紡いで食育が実感できるまち
	エネルギー	地球や次世代のことをくらしの中で意識し、みんなで省エネルギー・自然エネルギーの導入に取り組むまち
	交通	歩きやすく、自転車で走りやすく、公共交通の便利なまち
	省資源・循環型社会	ごみになるものを減らし、資源として循環するしくみのあるまち
	自然との共生	多様な生き物がすみ、みどり豊かで、水辺に親しむことができるまち
	歴史・文化	まちなかで、歴史・文化から豊中を感じることができるまち
人にやさしい	みんなが地域の中で安全・安心に住みやすく、住み続けたいくなるまち	
水・大気	水を大切に使う健全な水循環を維持し、公害や有害な化学物質のない、きれいな水や空気のあるまち	

3-2 環境目標

「私たちの目標」「望ましい環境像」の実現に向けて、次に掲げる5つの具体的な「環境目標」を設定し、取組みを進めます。

(1) 環境政策を推進するための総合的なしくみづくり

豊中市では、「とよなか市民環境会議」が平成10年度（1998年度）に「豊中アジェンダ21」を策定するなど、早くから市民・事業者・行政のパートナーシップによる取組みを進めてきました。今後は、次のステージとして、地域の環境活動をより活発化し、NPO などテーマ型の活動や企業の活動と連携し、生活の中に環境を根付かせる取組みを行います。

（目標）

よりよい環境をめざして多様な主体のパートナーシップで取り組む

【評価指標】

- 市民団体：市民団体の環境活動の取組み事例数（件）
- 事業者：ISO、EA21 等環境マネジメントシステムを取得している市内事業所数（件）
- 事業者：事業者の環境活動の取組み事例数（件）
- 行政：環境関連施策・事業数（件）
- 市民：実際に環境に関する取組みをしている人の割合（%）

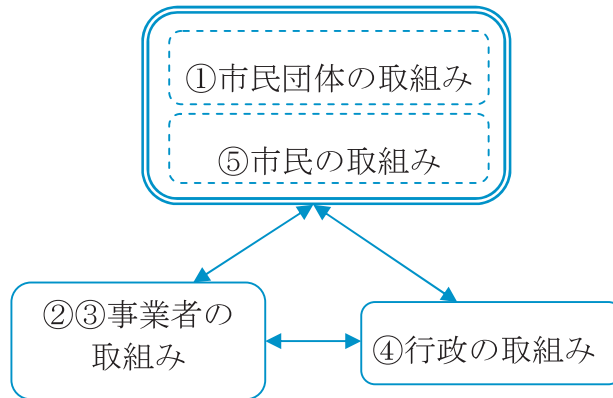
【目標値の設定について】

市民・事業者・行政のパートナーシップによる取組みを評価するため、目標値の設定は行わず、以下①～⑤の評価指標の積み上げにより評価します。

- ①市民団体：市民団体の環境活動の取組み事例数（件）
環境報告書に掲載する市民団体の環境活動の取組み事例の件数。
- ②事業者：ISO、EA21 等環境マネジメントシステムを取得している市内事業所数（件）
ISO、EA21 等環境マネジメントシステムを取得している市内事業所の件数。
- ③事業者：事業者の環境活動の取組み事例数（件）
環境報告書に掲載する事業者の環境活動の取組み事例の件数。
- ④行政：環境関連施策・事業数（件）
環境報告書に掲載する環境関連施策・事業の件数。
- ⑤市民：実際に環境に関する取組みをしている人の割合（%）
※アンケート調査による把握を想定（数年に1回の想定）

【評価の方法について】

- 評価指標の積み上げで評価します。
- 市民・市民団体、事業者、行政の環境への取組み度合いを主体別に明らかにすることでパートナーシップがどれほど進んだかを評価します。



(2) 低炭素社会づくり

低炭素社会は現代社会で最も緊急に取り組むべき課題としてあげられます。豊中市においても、長期的には平成 62 年度（2050 年度）に 70%削減を展望しつつ、平成 32 年度（2020 年度）には平成 2 年度（1990 年度）比 20%削減という具体的な環境目標を掲げ、低炭素社会づくりに取り組みます。

（目標）

1人あたり温室効果ガス排出量(t-CO₂)を平成2年度(1990年度)比 20%削減し、低炭素社会をめざす

【評価指標】

1人あたり温室効果ガス排出量(t-CO₂)平成2年度(1990年度)比(%)

【関連指標】

部門別温室効果ガス排出量 平成2年度(1990年度)比 家庭部門(%)

" " 業務部門(%)

" " 運輸部門(%)

" " 産業部門(%)

" " 廃棄物部門(%)

1人あたりエネルギー消費量 平成2年度(1990年度)比(%)

家庭部門:太陽光発電導入量(kW)(ただし市補助分)

家庭部門:高効率給湯器の設置台数(件)

運輸部門:1人あたり市内の公共交通の利用回数(回/年)

運輸部門:1人あたりの自家用車の登録台数(台)

業務部門:床面積1㎡あたり温室効果ガス排出量(t-CO₂/㎡)

【目標値の設定について】

「持続可能なまち・とよなか」の実現に向け、豊中市では、平成 62 年度（2050 年度）の温室効果ガス排出量を平成 2 年度（1990 年度）比 70%削減する目標を掲げ、平成 32 年度（2020 年度）までの中期目標として、市民 1 人あたり平成 2 年度（1990 年度）比 20%削減をめざしています。

これは、平成 19 年度（2007 年度）に策定した「豊中市地球温暖化防止地域計画（チャレンジ^{マイナス}70 プラン）」において、長期目標である平成 62 年度（2050 年度）を展望した長期的シナリオをバックキャスティングアプローチにより検討した結果、設定された目標です。

このシナリオは、何もしなければエネルギー需要は平成 42 年度（2030 年度）までは現在の傾向のまま増加し、平成 42 年度（2030 年度）からは人口の変動や需要抑制などにより横ばいとなるものの、技術革新（BaU 効果）や、行政や市民・事業所がエネルギー等の需要を抑制した社会をめざす取組みを進めることで、平成 32 年度（2020 年度）には 20%削減、平成 62 年度（2050 年度）には 70%削減を達成するというものです。

【関連指標について】

① 部門別温室効果ガス排出量 平成 2 年度（1990 年度）比（%）

○民生家庭部門

家庭におけるエネルギー消費量。自家用車に関するものは運輸部門。

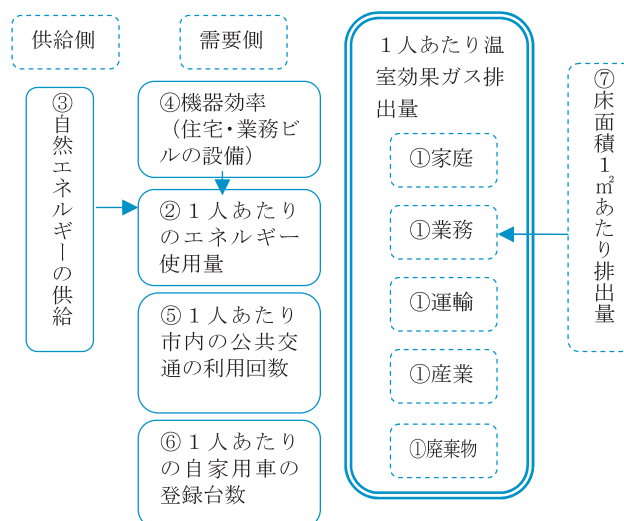
○民生業務部門

産業・運輸に属さない、企業・法人のエネルギー消費（商業部門全般、卸売り業、飲食店、小売店、教育施設、病院、娯楽施設など第三次産業が中心）。運輸部門に関するものを除く。

- 運輸部門
人の移動や物資の運輸にかかわるエネルギー消費を扱う部門。輸送形態により、自動車、鉄道、船舶、航空に区分される。
 - 産業部門
第一次産業、第二次産業（農林水産業、工業、建設業）および製造業の各業種でのエネルギーを対象とする部門。運輸部門に関するものを除く。
 - 廃棄物部門
一般廃棄物、産業廃棄物の埋立・焼却、下水処理を対象とする部門。
- ② 1人あたりエネルギー消費量 平成2年度（1990年度）比（%）
温室効果ガス排出量と関連の深い1人あたりエネルギー消費量 平成2年度（1990年度）比（%）を関連指標として設定します。
 - ③ 家庭部門：太陽光発電導入量(kW)（ただし市補助分）
再生可能エネルギーの導入が1人あたりの排出量を削減することにつながることから、太陽光発電導入量(kW)を関連指標として設定します。
 - ④ 家庭部門：高効率給湯器の設置台数（件）
家庭における温室効果ガス排出量の要因として、大きな割合を占める給湯に関して、データとして把握が可能な高効率給湯器の設置台数（件）を関連指標として設定します。
 - ⑤ 運輸部門：1人あたり市内の公共交通利用回数（回/年）
公共交通利用は運輸部門の排出量削減につながることから、1人あたりの公共交通利用回数（回）（公共交通乗降者数/人口）を関連指標として設定します。
 - ⑥ 運輸部門：1人あたりの自家用車の登録台数（台）
運輸部門における排出量の要因として、大きな割合を占める自家用車に関しての動向を把握するため、1人あたりの自家用車の登録台数（台）（市内の自家用車登録台数/人口）を関連指標として設定します。
 - ⑦ 業務部門：床面積1㎡あたり温室効果ガス排出量(t-CO₂/㎡)
事業者（製造業を除く）における温室効果ガス排出量の指標として、床面積1㎡あたり温室効果ガス排出量(t-CO₂/㎡)を関連指標として設定します。

【評価の方法について】

- 評価指標の数値の達成度合いにより評価します。
- 要因分析および対策検討のために①～⑦の指標を用います。指標については、供給サイド（自然エネルギー）、需要サイド（需要×機器効率＝使用量）の指標により要因分析します。



(3) 廃棄物の減量および適正処理を通じた循環型社会*づくり

豊中市では「第2次豊中市一般廃棄物処理基本計画」、「第2次豊中市ごみ減量計画」に基づき、ごみの減量に向けた取組みを進めてきました。今後は、3R行動の推進により、市民・事業者・行政の協働とパートナーシップのもと一層推進し循環型社会づくりを進めます。

(目標)

3R行動の推進により、ごみ*の量を平成21年度(2009年度)比20%削減し、循環型社会をめざす。

(※ここでいう「ごみ」とは資源化されずに焼却・破砕等されるごみとします)

【評価指標】

ごみ*の量(t)平成21年度(2009年度)比(%)

(※ここでいう「ごみ」とは資源化されずに焼却・破砕等されるごみとします)

【関連指標】

家庭系ごみ1人1日あたり排出量(g)

事業系ごみ排出量(t)

資源化量(t)

最終処分量(t)

【目標値の設定について】

豊中市では、市民・事業者・行政の協働とパートナーシップによるごみ減量に一層取り組み、平成32年度(2020年度)において焼却・破砕等されるごみの量を平成21年度(2009年度)比20%削減することを目標としています。

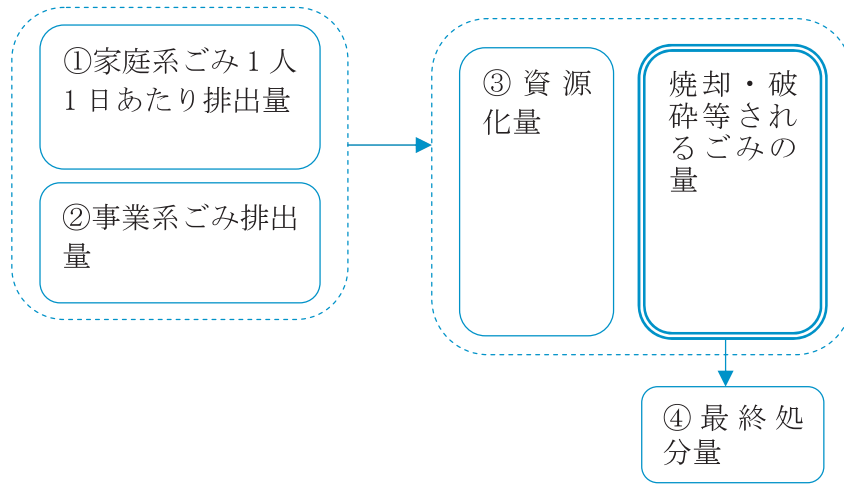
【関連指標について】

ごみの排出量を減らし、またできるだけごみを資源化することが最終処分場の確保や循環型社会の実現につながることから、次の関連指標を設定します。

- ① 家庭系ごみ1人1日あたり排出量(g)
家庭から出る1人1日あたりのごみ排出量を関連指標として設定します。
- ② 事業系ごみ排出量(t)
事業所から出るごみ排出量を関連指標に設定します。
- ③ 資源化量(t)
市が回収するごみのうち資源化される量と集団回収等によって資源化される量を合わせて資源化量として関連指標に設定します。
- ④ 最終処分量(t)
家庭や事業所から排出されるごみが焼却・破砕等され最終処分場に搬入される量を関連指標に設定します。

【評価の方法について】

- 評価指標の数値の達成度合いにより評価します。
- 要因分析および対策検討のために、関連指標①～④を用います。



(4) 都市における自然との共生をめざした社会づくり

「うるおい」や地球温暖化対策、ヒートアイランド現象の緩和など、都市における「みどり」に求められる機能が多様化していることから、市民・事業者等との協働により、質の高いみどりを保全・創造します。

また、歴史や文化、まちなみなど、これまで豊中市で育まれてきた地域の特性を活かした個性豊かなまちづくりを進めます。

(目標)

みどり率 27%で豊中らしいまちなみがはぐまれたまちをめざす

【評価指標】

□みどり率(%)

※(樹林・樹木+草地+農地+水面+屋上緑化)の面積が市域に占める割合。

平成17年度(2005年度)値 23.2%。

【関連指標】

□緑被率(%)

※緑被率=樹林・樹木の面積が市域に占める割合。平成17年度(2005年度)値 13.1%。

□1人あたり公園緑地面積(m²/人)

□みどり・自然にかかわる活動者数(人)

□身近なみどりへの満足度(%)

□景観に関する項目が盛り込まれている地区計画・協定等の数(件)

【目標値の設定について】

屋上やオープンスペースの緑化、環境配慮などの市街地におけるきめ細かい緑化等の取組みは、市民の満足度やヒートアイランド現象の緩和、生物多様性の維持などに施策効果が期待されます。

しかし、樹林・樹木の量を把握する「緑被率」では、きめ細かい緑化等の取組みが反映されにくいことから、このような取組みを把握・共有し推進するために、平成17年度(2005年度)の「豊中市みどりの基本計画」中間総括において、新しく「みどり率」を設定しました。

「みどり率」は樹林・樹木に草地・農地・水面・屋上緑化を加えた総面積が市域面積(36.6k㎡)に占める割合です。

これまで環境目標として「緑被率」を採用してきましたが、市街地内で展開するきめ細かい緑化等の取組みを把握し、推進していくために、「第2次豊中市環境基本計画」においては、より幅広くみどりを捉える「みどり率」を環境目標に取りあげました。

平成17年度(2005年度)緑被調査で「みどり率」は23.2%で、詳細は表1のとおりです。

「緑被率」「みどり率」とも民有地における割合が低くなっており、民有地における一層の取組みが課題となっていることから、環境配慮による敷地内の緑化や壁面緑化、島熊山緑地の保全・再生、ヒメボタルの保全など、市民・事業者との協働の仕組みづくりによりきめ細かなみどりを創造することで、目標達成に向けて取組みを進めます。

今後、みどりに関する具体的な目標として、「みどり率」27%をめざし、「豊中市みどりの基本計画」の1つの目標である「緑被率」についても17%をめざします。

(表1) 豊中市の公有地・民有地の緑被率、みどり率の現状 (平成17年緑被調査より)

土地種別	全体面積 (A)	緑被率			みどり率		
		緑被面積 (B)	土地種別ごとの緑被率 (B) / (A)	市域全体に占める緑被率 (B) / 3,660ha	みどりの面積 (C)	土地種別ごとのみどり率 (C) / (A)	市域全体に占めるみどり率 (C) / 3,660ha
公有地	1,399ha	246.14ha	17.6%	6.7%	476.70ha	34.1%	13.0%
民有地	2,261ha	234.34ha	10.4%	6.4%	371.34ha	16.4%	10.1%
市域全体	3,660ha	480.48ha	13.1%	13.1%	848.04ha	23.2%	23.2%

【関連指標について】

① 緑被率（％）

樹林・樹木の面積が市域に占める割合。平成17年度（2005年度）値13.1％。

② 1人あたり公園緑地面積（㎡／人）

都市における公園緑地は、環境保全・景観形成・防災・レクリエーションといったさまざまな効果があり、ヒートアイランドの緩和・生物の生息空間環境保全等の効果も期待されます。

市では法令でも表記されている1人あたりの公園緑地面積10㎡をめざした取組みを進めます。

（参考）1人あたりの公園緑地面積6.92㎡／人（平成22年（2010年）3月31日現在）

③ みどり・自然にかかわる活動者数（人）

身近なみどり、生活に密着したみどりに対する取組みが、民有地の樹林・樹木やみどりを増やすことにつながることから、次に例示するようなみどり・自然にかかわる活動者数の合計（人）を関連指標として設定します。

（例）

- ・豊中みどりの交流会参加者数
- ・豊中緑化リーダー会および緑化リーダー養成講座の受講者数
- ・自然環境啓発事業の参加者数 等

④ 身近なみどりへの満足度（％）

※アンケート調査による把握を想定（数年に1回の想定）

⑤ 景観に関する項目が盛り込まれている地区計画・協定等の数（件）

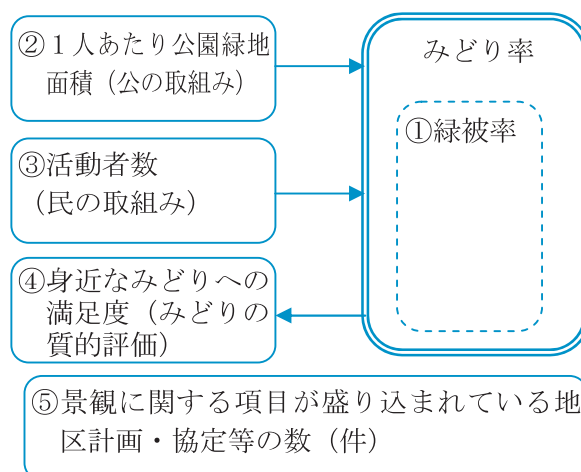
次に例示するような景観に関する項目が盛り込まれている「景観協定」「景観形成協定」「建築協定」「地区計画」「緑地協定」等の件数（累計）を関連指標として設定します。

（例）

- ・建築物の用途に関すること
- ・建ぺい率や容積率に関すること
- ・建築物の高さに関すること
- ・建築物の外壁や屋根の色彩、材料などに関すること
- ・緑化率など植栽に関すること
- ・周辺の景観との調和に関すること 等

【評価の方法について】

- 評価指標「みどり率」の達成度合いにより評価を行います。①「緑被率」は関連指標として取扱い、経過を把握します。
- ②～④の指標を用いて、みどりに関する要因分析および対策の検討を行います。
- 景観に関する指標として⑤を設定します。



(5) 安全で快適な都市環境づくり

大気、水質など環境はほぼ良好な状態を保っていますが、健康な生活を確保するためには、大気や水質をより一層良い状態にすることが求められます。大気環境、水環境、土壌環境への負荷が自然の物質循環を損なわないよう、物質循環が健全なまちをめざし、ヒートアイランド（熱公害）など健康に被害を及ぼす新たな都市型公害への対策も進めていきます。

（目標）

環境基準達成状況 100%で快適な都市環境をめざす

【評価指標】

- 大気環境基準達成状況（%）
- ダイオキシン類の環境基準達成状況（%）
- 水質の環境基準達成状況（%）
- 道路騒音の環境基準達成状況（%）
- 航空機騒音の環境基準達成状況（%）

【関連指標】

- ヒートアイランド対策に関する指数（熱帯夜数（日）（北部・千里局））
- ヒートアイランド対策に関する指数（熱帯夜数（日）（中部・市役所局））
- ヒートアイランド対策に関する指数（熱帯夜数（日）（南部・千成局））
- 水循環（浸透系）：環境配慮における透水性舗装面積および緑地等透水面積が開発面積等に占める割合（%）
- 水循環（貯留系）：雨水貯留タンク設置件数 助成に係るもの（件・ℓ）、環境配慮のうち雨水利用に関するもの（件・t）※各項目

【目標値の設定について】

環境への負荷と市民の健康・安全性に及ぼす影響を示す指標として、大気、ダイオキシン類、水質、騒音の「環境基準達成状況 100%」をめざします。環境基準とは、環境基本法（平成5年（1993年））第16条第1項に基づいて、政府が定める環境保全行政上の目標で、人の健康を保護し、および生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準です。これに基づき、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染および騒音に関する環境基準を定めています。

また、ダイオキシン類は、ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年（1999年））を根拠として、大気汚染、水質汚濁（水質・底質）および土壌汚染の環境基準が定められています。

環境基準の達成状況は、大気、ダイオキシン類、水質、道路騒音、航空機騒音の5つの環境基準設定項目別にそれぞれの達成率（達成できた項目／全項目数）を求め、5つ全ての達成率が100%になれば環境目標を達成したとします。

<大気、ダイオキシン類、水質、道路騒音、航空機騒音の測定について>

市内3地点（千里局、市役所局、千成局）で大気汚染の原因となる二酸化窒素・一酸化炭素・浮遊粒子状物質^{※1}・光化学オキシダント・有害大気汚染物質濃度を常時監視しています。ダイオキシン類については、大気、河川、地下水、土壌における濃度を測定しています。

水質については、河川等10地点で、生物化学的酸素要求量^{※2}を測定しています。地下水については概況調査と継続監視調査を実施しています。

騒音では、道路騒音は道路に面する6地点の測定結果に基づき、一定地域内すべての住居等のうち、基準値を超える騒音を受ける住居等の戸数を計算し、航空機騒音は空港周辺地域8か所で測定しています。

※1浮遊粒子状物質：大気中に浮遊している粒子状物質で、代表的な「大気汚染物質」のひとつ。発生源は工場のばい煙、自動車排出ガスなどの人の活動に伴うもののほか、自然界由来（火山、森林火災など）のものがあります。

※2生物化学的酸素要求量：水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量のことで、河川の有機汚濁を測る代表的な指標です。

【関連指標について】

① ヒートアイランド現象に関する指数(熱帯夜数(日))

(北部・千里局)(中部・市役所局)(南部・千成局)

都市の熱公害としてヒートアイランドは、熱中症などの健康への影響のほか、局地的な集中豪雨をもたらすなど、都市の生活にさまざまな影響を及ぼすことから、ヒートアイランド対策に関する指数を関連指標として設定します。

② 水循環

○浸透系：環境配慮における透水性舗装面積および緑地等透水面積が開発面積等に占める割合(%)

雨水浸透は、水資源の循環、地下水のかん養に加え、豪雨時の下水や河川の急激な増水を緩和する側面もあります。そのような観点から、関連指標として設定します。

○貯留系：雨水貯留タンク設置件数 助成に係るもの(件・ℓ)、環境配慮のうち雨水利用に関するもの(件・t) ※各項目

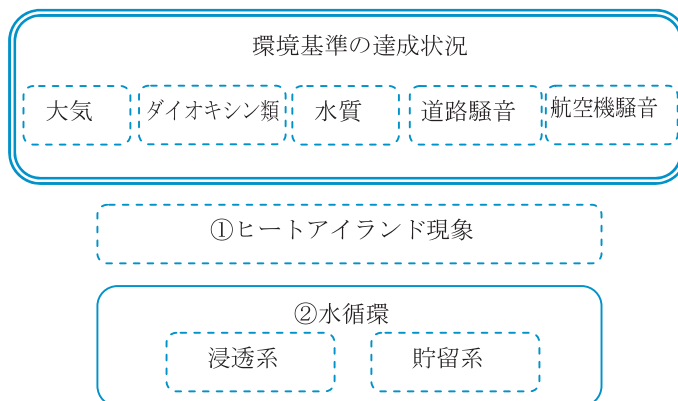
水資源の有効利用の観点から、雨水貯留タンクの設置件数の関連指標として、設定します。

【評価の方法について】

○人が健康で安全な生活を営むためには「環境基準の達成」が望ましいため、評価指標の「環境基準の達成」に重点を置いて総合評価を行います。

○①～②の関連指標を用いて、要因分析を行います。

○ヒートアイランド現象の現状把握のため、市域北部、中部、南部の熱帯夜数を関連指標に設定します。



第4章 目標達成のために取り組むこと

- 4-1 環境政策を推進するための総合的なしくみづくり
- 4-2 低炭素社会づくり
- 4-3 廃棄物の減量および適正処理を通じた循環型社会づくり
- 4-4 都市における自然との共生をめざした社会づくり
- 4-5 安全で快適な都市環境づくり

3章に掲げた「私たちの目標」「基本姿勢」「望ましい環境像」、5つの具体的な「環境目標」の実現に向けて、次に掲げる施策に取り組んでいきます。

【私たちの目標】

環境リーディングシティ豊中
～未来を見すえ 地域で創ろう～

【基本姿勢】【望ましい環境像】

参加・協働	市民参加	地域の課題に市民・事業者が自ら関わり、行政とともに協働で取り組むまち
	まちづくり	地域活動が活発で、地域コミュニティを活かしたまちづくりができるまち
	地域活性化	企業、商店、商店街などが元気で、それぞれが環境に配慮できるまち
	環境学習・環境教育	みんなが環境についてともに学び、行動するまち
	食・農	地産地消で広がる生き生き農業と、「とよっぴー」を紡いで食育が実感できるまち
	エネルギー	地球や次世代のことをくらしの中で意識し、みんなで省エネルギー・自然エネルギーの導入に取り組むまち
	交通	歩きやすく、自転車で走りやすく、公共交通の便利なまち
	省資源・循環型社会	ごみになるものを減らし、資源として循環するしくみのあるまち
	自然との共生	多様な生き物がすみ、みどり豊かで、水辺に親しむことができるまち
	歴史・文化	まちなかで、歴史・文化から豊中を感じることができるまち
地域性・広域性・国際性	人にやさしい	みんなが地域の中で安全・安心に住みやすく、住み続けたいくなるまち
	水・大気	水を大切に使う健全な水循環を維持し、公害や有害な化学物質のない、きれいな水や空気のあるまち
共存・共生		

環境政策を推進するための総合的なしくみづくり

低炭素社会づくり

廃棄物の減量および適正処理を通じた循環型社会づくり

都市における自然との共生をめざした社会づくり

安全で快適な都市環境づくり

【環境目標】

よりよい環境をめざして多様な主体のパートナーシップで取り組む
(評価指標)

- ・市民団体の環境活動の取組み事例数(件)
- ・ISO、EA21等環境マネジメントシステムを取得している市内事業所数(件)
- ・事業者の環境活動の取組み事例数(件)
- ・環境関連施策・事業数(件)
- ・実際に環境に関する取組みをしている人の割合(%)

1人あたり温室効果ガス排出量(t-CO₂)を平成2年度(1990年度)比20%削減し、低炭素社会をめざす
(評価指標)

- ・1人あたり温室効果ガス排出量(t-CO₂)1990年比(%) (関連指標)
- ・部門別温室効果ガス排出量1990年比(%)
- ・1人あたりエネルギー消費量1990年比(%)
- ・太陽光発電導入量(kW)(ただし市補助分)
- ・高効率給湯器の設置台数(件)
- ・1人あたり市内の公共交通の利用回数(回/年)
- ・1人あたりの市内の自家用車の登録台数(台)
- ・床面積1㎡あたり温室効果ガス排出量(t-CO₂/㎡)

3R行動の推進により、ごみ*の量を平成21年度(2009年度)比20%削減し、循環型社会をめざす
(評価指標)

- (※ここでいう「ごみ」とは資源化されずに焼却・破砕等されるごみとします)
- ・ごみ*の量(t)平成21年度(2009年度)比(%) (関連指標)
- ・家庭系ごみ1人1日あたり排出量(g)
- ・事業系ごみ排出量(t)
- ・資源化量(t)
- ・最終処分量(t)

みどり率27%で豊中らしいまちなみがはぐくまれたまちをめざす
(評価指標)

- ・みどり率(樹林・樹木、草地、農地、水面、屋上緑化)(%) (関連指標)
- ・緑被率(%)
- ・1人あたり公園緑地面積(㎡/人)
- ・みどり・自然に関わる活動者数(人)
- ・身近なみどりへの満足度(%)
- ・景観に関する項目が盛込まれている地区計画・協定等の数(件)

環境基準の達成状況100%で快適な都市環境をめざす
(評価指標)

- ・環境基準の達成状況(項目別)(%) (関連指標)
- ・ヒートアイランド対策に関する指標:熱帯夜数(日)(千里局・市役所局・千成局)
- ・環境配慮における透水性舗装面積および緑地等透水面積が開発面積等に占める割合(%)
- ・雨水貯留タンク設置件数 助成に係るもの(件・ℓ)、環境配慮のうち雨水利用に関するもの(件・t)※各項目

【目標達成のために取り組むこと】

1-1 環境政策の計画的な推進

- ①総合的・計画的な環境政策の推進 (a 環境基本計画の進行管理・評価)
- ②広域連携の推進

1-2 協働とパートナーシップに基づく施策の推進

- ①環境政策への市民参加・参画の推進 (a 新たな市民参加・参画の推進)
- ②市民やNPOなどの自主的な公益活動の支援・促進 (a ボランティア活動、NPOをはじめとする市民公益活動団体への支援
b 地域における環境活動への取組みの支援、促進)
- ③多様な活動主体の協働による事業の推進 (a 第2次豊中アジェンダ21の普及・推進 b 市民・事業者・NPO・行政などの協働型事業の展開)

1-3 環境に関する教育・学習と意識啓発の推進

- ①啓発活動の推進 (a 行政の率先行動を通じた啓発の推進 b 幅広い市民や事業者への情報発信)
- ②環境教育・環境学習の推進 (a 学校教育・幼児教育・保育での環境学習の推進 b 企業、団体、地域、家庭での環境学習の推進
c 環境学習推進基盤の充実)
- ③環境情報の公開・提供・交流 (a 環境情報の収集・整備 b 環境情報の提供、広報媒体の活用・拡充・促進 c 環境情報サロンの運営)
- ④地産地消の推進

2-1 省資源・省エネルギーを通じた低炭素社会の実現

- ①住宅や機器の更新等による家庭の省エネルギー化推進 (a 民生家庭部門)
- ②事業活動における温室効果ガス排出削減対策の推進 (a 民生業務部門(オフィス・商店・教育施設・病院・娯楽施設等の第三次産業)
b 産業部門(農林水産業・鉱業・建設業・製造業等))

2-2 再生可能エネルギー等の活用促進

- ①再生可能エネルギー等導入の支援
- ②市有施設での率先的な導入と普及・啓発

2-3 環境に配慮した運輸部門における対策の推進

- ①公共交通利便性向上の促進
- ②自転車走行空間の確保
- ③MM(モビリティ・マネジメント)の推進

3-1 3R(発生抑制・再使用・再生利用)の推進

- ①協働とパートナーシップで発生抑制を優先した循環型社会構築に向けた取組み
- ②家庭系・事業系ごみ等の減量に関する取組み (a 家庭系ごみ b 事業系ごみ)
- ③食品ロス・ゼロに向けた取組み(とよなか食べきり運動の展開)

3-2 廃棄物の適正処理の推進

- ①リサイクルと適正処理に適した分別収集体制への取組み

3-3 循環型社会基盤施設の整備

- ①安定した循環型社会基盤施設の運用に向けた取組み

4-1 都市のみどりの創造

- ①公園緑地の整備・充実 (a 身近な特色ある公園づくりを市民参加で進める b 安全で安心して利用できる公園づくり)
- ②身近なみどりの保全・創造 (a 市民参加による身近なみどりの創造 b 民有地のみどりの保全・創造 c 公共スペースのみどりの保全・創造
d 核となるみどりの活用・保全 e 河川や道路等を利用したみどりのネットワーク)
- ③農地の保全・活用

4-2 地域の自然環境の保全・創造

- ①生物多様性の保全・創造 (a 緑地や社寺林等の保全 b 都市における生物生息空間の保全・創造)
- ②自然に配慮した水辺環境の創造

4-3 都市景観・歴史環境、快適環境の保全・創造

- ①良好な都市景観の保全・創造 (a 都市景観形成事業の推進)
- ②環境美化活動の促進 (a 市民の自主的な美化活動の促進 b 啓発活動の推進)
- ③歴史的遺産および原風景の保全 (a 歴史的景観の保全 b 文化財の指定・登録と史跡の保全等)
- ④開発行為等における環境配慮の推進
- ⑤環境影響評価制度の推進

5-1 環境汚染対策の充実

- ①公害対策の充実 (a 典型公害対策の充実 b 都市・生活型公害対策の推進)
- ②有害化学物質などに関する対策の充実 (a 有害化学物質の監視体制と対策の充実 b 化学物質に対する安全対策の推進)
- ③土壌汚染対策の推進

5-2 ヒートアイランド対策の推進

- ①みどりの配置
- ②都市の排熱の抑制

5-3 健全な水環境・水循環の創出

- ①環境に配慮した上下水道の充実
- ②都市における水循環の保全

4-1 環境政策を推進するための総合的なしくみづくり

今日、さまざまな環境・資源上の持続可能性の危機が指摘されているなかで、いまや環境問題はひとつの分野で解決すべき問題ではなく、市民、事業者、行政などさまざまな主体が、分野や立場を超え、将来にわたって持続可能な社会をつないでいくために連携協力して取り組みを進めていく必要があります。もちろん自治体においても、環境を行政の単なる一分野としてではなく、行政の施策を横断的に貫く共通の課題としてとらえ、各部局の立場・役割・責任に応じて連携しながら、総合的・計画的に環境行政を進めていかなければなりません。

市民・事業者・行政それぞれが連携して取り組んでいくために、引き続き、「とよなか市民環境会議」やNPO団体等とのよりよい協働のあり方を模索しながら進めていくとともに、一人ひとりが身近な地域や日常生活で、何らかの環境活動に取り組めるよう、情報発信や意識啓発に努めていきます。さらに、体系的な環境学習・環境教育により、環境に関心を持ち、行動できる人材を育てます。

近年、地域活動の担い手が高齢者や固定メンバーに偏る傾向が見られ、団塊の世代以降の若い世代や地域活動に関わりの少ない人などを対象とした、新しい人材づくりへの取り組みが求められています。そのため今後、環境NPOなどのテーマ型団体と地域との連携した取り組みを支援するなど、地域において活動できる地域づくり・人づくりに力を入れ、地域社会の活性化を図ります。

本計画では、これらの仕組みづくりを、分野別の施策を横断的に貫く重要な軸と位置付けます。

4-1-1 環境政策の計画的な推進

① 総合的・計画的な環境政策の推進

a 環境基本計画の進行管理・評価

環境報告書を公表し、豊中市環境審議会による評価と市民からの意見・提案をもとに施策や事業を見直して改善を図りながら計画を推進します（PDCAサイクルによる計画の進行管理）。また、環境行政を総合的・計画的に推進するため、全庁的な推進組織*により、環境基本計画の進行管理および評価を行います。

（主な施策・事業）

- ・環境報告書の公表と、PDCAサイクルによる計画の進行管理
- ・環境委員会による計画の進行管理および推進

② 広域連携の推進

一自治体の範囲にとどまらず、境界を越えて解決が必要である問題、あるいは広域連携が有効な事業については国や他の自治体とも協力し、必要に応じて周辺地域を含めた取り組みにつなげていきます。

（主な施策・事業）

- ・国・府・市町村の合理的な役割分担と北摂・阪神地域自治体連携の推進
（河川、下水道、交通、ヒートアイランド対策など）
- ・国内外の自治体間交流の促進

*全庁的な推進組織……市長をトップに部長級職員で構成する環境委員会。関係課長級による幹事会、係長級職員による作業部会が下部組織。

4-1-2 協働とパートナーシップに基づく施策の推進

① 環境政策への市民参加・参画の推進

a 新たな市民参加・参画の推進

政策の策定過程、および施策や事業の計画段階から事業実施段階に至るまで、ワークショップ*などの手法によって多様な市民・事業者などの参加・参画を促進します。

特に合意形成の場においては、専門的な知識と経験、豊富な情報をもとに適切な助言ができるコーディネーターが必要とされるため、事業者・団体の環境部門担当者や経験者、専門知識を有する人や環境カウンセラーなどと連携・協働を図っていきます。

(主な施策・事業)

- ・協働事業市民提案制度**や提案公募型委託制度***の活用
- ・環境報告書に対する市民意見の募集
- ・市民ワークショップの開催

② 市民やNPOなどの自主的な公益活動の支援・促進

a ボランティア活動、NPOをはじめとする市民公益活動団体への支援

市民・事業者・NPOの自主的・自発的な活動や取組みを支援するため、活動の場の提供や情報提供などを通じて、ネットワークづくりや環境ボランティア活動に対する支援を進めます。また、NPOをはじめとする市民公益活動団体に対して、まちづくり活動への協力・支援、アドバイザー派遣、情報の提供、市民公益活動推進助成金制度****、表彰制度、組織育成への支援などの措置を講じます。

(主な施策・事業)

- ・豊中みどりの交流会、豊中緑化リーダー会などの支援
- ・環境情報サロンの運営
- ・とよなかエコ市民賞などの顕彰制度の充実
- ・まちづくりに関する助言・相談、まちづくりの担い手づくり支援、まちづくり活動助成

b 地域における環境活動への取組みの支援、促進

地域において、市民団体・事業者・NPOなどの多様な主体が、自主的に環境課題に取り組む活動を支援、促進します。特に、課題やその背景等が複雑化・多様化していることを踏まえ、自治会等の地縁型の組織と、専門性・経験・人材・ネットワーク等が豊富なNPOなどのテーマ型団体が連携した活動の支援に取り組めます。

(主な施策・事業)

- ・地域住民団体による公園等の自主管理協定制度*
- ・アダプトシステム事業**
- ・まち美化活動協定の推進

*ワークショップ …… ささまざまな立場の人々が集まって、自由に意見を出し合い、互いの考えを尊重しながら、意見や提案をまとめ上げていく場。

**協働事業市民提案制度 …… 市民公益活動団体などが、地域の課題を解決するために市と一緒に取り組みたい事業を市に提案する制度。

***提案公募型委託制度 …… 行政課題を解決するために、市が課題を提示して市民公益活動団体等から広く企画提案を募る制度。

****市民公益活動推進助成金制度 …… 地域社会の課題に取り組む団体が自律的・継続的に発展していくための支援として、その活動に必要な事業費の一部を助成する制度。

③ 多様な活動主体の協働による事業の推進

a 第2次豊中アジェンダ21の普及・推進

豊中市の市民・事業者・行政が協働して策定した自主的な環境行動計画である「第2次豊中アジェンダ21」について、さまざまなメディアやイベントなどを活用して市民・事業者への普及・推進を図ります。

また、「第2次豊中アジェンダ21」を実際に進めるための組織「とよなか市民環境会議」（平成22年（2010年）9月現在、142団体）の参加団体拡充と活動内容の充実を図るとともに、市民や事業者等に「第2次豊中アジェンダ21」に基づく具体的な行動の実践を促し、計画を推進します。

（主な施策・事業）

- ・ イベントや広報活動を通じての「第2次豊中アジェンダ21」の周知
- ・ 「とよなか市民環境会議」の充実
- ・ 「第2次豊中アジェンダ21」の各種取り組みへの支援

b 市民・事業者・NPO・行政などの協働型事業の展開

社会環境の変化に対応した具体的な事業展開をめざし、市民・事業者・NPO・行政などによる協働型の事業展開を図ります。

（主な施策・事業）

- ・ 「とよなか市民環境会議」との協働
- ・ 「豊中市チャレンジマイナス70推進協議会」との協働による温暖化対策の推進
- ・ 「豊中緑化リーダー会」、「豊中みどりの交流会」などとの協働による緑化推進活動
- ・ 自治体イニシアティブ・プログラム***によるエコアクション21（EA21）スクールの開催
- ・ アダプトシステム事業
- ・ 違法簡易広告物追放推進団体制度（とよなか美はり番）
- ・ 生ごみ・剪定枝堆肥化事業（「豊肥（とよっぴー）」（土壌改良材）の製造と活用）
- ・ 事業所から出る生ごみ再資源化の仕組み確立に向けた調査・研究
- ・ 「とよなか市民環境展」の開催
- ・ リサイクル本の活用による図書館の活性化と地域における共生を推進するための事業****
- ・ 豊中市伊丹市クリーンランドのリサイクルプラザにおける環境学習機能の運営

*自主管理協定制度……………公園・緑道において、これまでの行政主体の管理運営から、市民と行政の役割分担を明確にした協定を結び、公園などの管理運営を市民と行政が協働で行う制度。

**アダプトシステム事業……………地域の住民団体、事業所などが「里親」となって、市と覚書を交わし、道路などの公共の場所を清掃する制度。その他、府（アダプトプログラム）による道路、河川について取り組む制度がある。（アダプト（adopt）は、英語で「養子にする」という意味であり、発音の違いにより「アダプト」「アドプト」両方の呼び方が存在する）

***自治体イニシアティブ・プログラム……………環境マネジメントシステムの一つである「エコアクション21（EA21）」を普及させるため、自治体の呼びかけにより、域内でEA21の認証・登録をめざす事業者を募り、EA21地域事務局と審査人の協力のもと、より多くの事業者が短期間で効率よくEA21に取り組むための普及プログラム。

****リサイクル本の活用による図書館の活性化と地域における共生を推進するための事業……………図書館の廃棄本を販売した収益金などを活用して、地域の活性化や課題の解決を図る協働事業。

4-1-3 環境に関する教育・学習と意識啓発の推進

① 啓発活動の推進

a 行政の率先行動を通じた啓発の推進

地球環境問題に取り組むためには、それを身近な地域レベルの問題、また自らの問題としてとらえ、市民・事業者・NPO・行政それぞれが連携して行動する必要があります。自主的な環境行動を推進するために、まず行政自らが率先的に行動していきます。

(主な施策・事業)

- ・「第3次豊中市地球温暖化対策実行計画」の推進
- ・公用車の更新時における低公害車の導入
- ・クールビズ・ウォームビズの実施
- ・近距離の徒歩・自転車利用
- ・環境配慮契約*の推進

b 幅広い市民や事業者への情報発信

意識の変化を行動の変化につなげることを念頭に啓発活動を行い、これまで環境活動にあまり関わりがなかった人を含め、幅広い市民・事業者等の取組みの促進を図ります。

(主な施策・事業)

- ・フォーラムやイベント等を通じた情報発信
- ・映像や音楽、インターネットなど多様な情報媒体や手段を用いた情報発信
- ・事業者向け環境講座の実施
- ・講座（くらしかん、社会教育施設）、出前講座

② 環境教育・環境学習の推進

a 学校教育・幼児教育・保育での環境学習の推進

環境学習は、持続可能な社会を築くための基礎となるものです。多くの市民・事業者・NPOが環境の現状や問題点などを正しく認識し、日常生活や事業活動などのあらゆる場で、自ら環境に配慮した行動へとつなげるために、主体的かつ自律的な学習活動を推進します。

特に、幼児期から生涯を通じて実践していく基礎を培っていくため、幼稚園・保育所・学校での環境教育・環境学習の促進・支援策を構築するとともにその基盤整備を図ります。小・中学校においては、「総合的な学習の時間**」をはじめ各教科や道徳・特別活動を通じて、身近な自然とのふれあいや地球環境問題、持続可能な循環型社会の形成などの取組みを進めるための人材育成・学習資源の整備・情報の交流などを図ります。幼稚園・保育所においては、幼児期から自然とふれあうことにより、豊かな感性を培い、環境に配慮した行動ができる基礎づくりに向けたカリキュラムを支援します。

*環境配慮契約 …… 「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律」（＝環境配慮契約法。平成19年11月22日施行）において、国や地方自治体等の公共機関が契約を結ぶ場合に、一定の競争性を確保しつつ、価格に加えて環境性能を含めて評価し、最善の環境性能を有する製品・サービスを提供する者を契約相手とする仕組み。

**総合的な学習の時間 …… 横断的・総合的な学習や探究的な学習を通して、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育成するとともに、学び方やものの考え方を身につけ、問題の解決や探究活動に主体的、創造的、協同的に取り組む態度を育てるため、小中学校では平成14年度（2002年度）から、高校では平成15年度（2003年度）から本格的に実施されている。

(主な施策・事業)

- ・教科学習等の中での取組みへの支援
- ・環境学習ができる機関や施設（民間企業含む）等に関する情報提供
- ・みどりのカーテンづくりなどの緑化活動、学校ビオトープ
- ・交通環境学習の実施
- ・こどもエコクラブによる環境学習活動の支援
- ・「くらしのノート」による小中学生への消費者・環境教育
- ・保育所における環境食育推進事業
- ・小学校への出前教室の実施
- ・地域体験学習事業 HOLA（ほら）、CUL（カル）*
- ・豊中市伊丹市クリーンランドのリサイクルプラザにおける環境学習

b 企業、団体、地域、家庭での環境学習の推進

環境学習は長期的に継続して行うことが重要であるため、企業・団体・地域・家庭など身近な場で、多様な世代を対象にした、幅広いテーマによる環境学習を促進・支援します。

また、持続可能な社会をめざす「国連持続可能な開発のための教育（国連ESD**）の10年」の動きと協調し、環境、教育、人権、国際などの各分野で主体的にESDの推進に取り組みます。

(主な施策・事業)

- ・環境学習ができる機関や施設（民間企業含む）等に関する情報提供
- ・環境学習機器・資料・資材等の貸出し
- ・ESDセミナーの開催
- ・環境に関する講座や農体験などの体験学習の実施
- ・環境関連の施設見学

* HOLA(ほら)、CUL(カル)・・・「『生きる力』を形成する上で重要となる社会性や人間性を育む」目的のもと、学校での学習とともに地域社会の人々との交流や、生活体験、社会体験、自然体験を積み重ねる豊中市の地域体験学習事業。「HOLA(ほら)」は、「体験活動」(Hands On Learning Activities)に由来し、「ほら、やってみよう」の意味も込められている。「CUL(カル)」は、生きる力を「育む」(Cultivate)に由来し、「地域で特色のある学習を」(Community Unique Learning)という意味も込められている。小学生はHOLA(ほら)に取組み、校区探検、福祉体験、ボランティア活動等、地域での学習をはじめ、学校に保護者や地域の方を講師として招いて学習する等、児童、地域の実態に応じて学校ごとに工夫する。中学生はCUL(カル)に取組み、ボランティア活動や職場体験などを行う。

** ESD・・・Education for Sustainable Developmentの略で、「持続可能な開発のための教育」の意味。環境、開発、人権、男女共同参画、多文化共生、平和、福祉など多くの分野にわたり、複雑に絡みあった社会問題を乗り越え、持続可能な社会を実現するために、人々が分野や世代を超えてつながり、取り組んでいくための学び(教育)が必要であるとして、単なる知識習得ではなく、学習者自らが価値観を見つめ直し、よりよい社会づくりに参画するための力を育むことをめざした教育。

c 環境学習推進基盤の充実

学校教育や生涯学習などと連携を図るとともに、広く市民団体・事業者・NPO など、あらゆる分野からの環境学習に関する情報を受発信していくために、市民や事業者等との協働とパートナーシップのもと、さまざまな媒体・場所の活用を図り、市民が学習しやすい環境づくりをめざします。

また、環境に関する学習や研修などの場の充実を図ります。

(主な施策・事業)

- ・環境情報サロンの運用・充実
- ・ESD リソースセンター* (Web) の運用
- ・豊中市伊丹市クリーンランドのリサイクルプラザにおける環境学習機能の整備、運営

③ 環境情報の公開・提供・交流

a 環境情報の収集・整備

環境に関する情報の普及・促進を図るため、情報の収集・整備に努めます。

(主な施策・事業)

- ・環境情報などの収集、モニター指標の公表
- ・環境学習に関する図書などの収集・整備
- ・公園みどり総合情報システムの活用
- ・環境に関する地図情報データベースの充実

b 環境情報の提供、広報媒体の活用・拡充・促進

所有する情報の積極的な公開に努めるとともに、広報誌や情報誌、インターネットやケーブルテレビなどさまざまな広報媒体を活用し、意識啓発を図ります。また、出前講座により情報を提供するとともに、各種啓発展示、イベント、講座などにおいて環境に関するテーマを積極的に取上げ、PRを行います。さらに、市民・事業者・行政が相互に情報を交換できる交流の場づくりを行います。

(主な施策・事業)

- ・広報誌、市ホームページ、ケーブルテレビなどを活用した啓発・PR 事業
- ・ESD リソースセンター* (Web) の運用
- ・さまざまな場を活用した積極的な啓発展示
- ・とよなか市民環境展の開催
- ・出前講座の実施

* ESD リソースセンター……持続可能なまちづくりのために、地域の人やさまざまな分野の団体・活動をつなげる仕組みづくりに向けた取組み。「ESD リソースセンター (Web)」はそのひとつであり、地域活動をしている人やこれから始めてみたいと思っている人に、身近にできる活動や講座、情報を紹介するホームページ。

c 環境情報サロンの運営

市民や事業者、NPOなどが、環境への理解を深め、環境に配慮した行動や取り組みを行うため、関連する図書の閲覧やパソコンによる環境関連情報の収集を行ったり、情報交換などの相互交流を図ることができる施設として「環境情報サロン」を整備し、運用してきました。平成20年（2008年）からは、NPO法人とよなか市民環境会議アジェンダ21などで作る「しみん共同発電事業実行委員会」が「エコSUN市民発電」として太陽光発電設備を設置し発電を行っており、自然エネルギーをPR・体験できる施設ともなっています。今後のサロンの運用については、協働とパートナーシップのもと、さらに情報を相互に受発信できる交流の場として充実を図ります。

（主な施策・事業）

- ・環境情報サロンの運用・充実
- ・環境学習に関する図書などの収集・整備

④ 地産地消の推進

遠距離での食料輸送には大量の燃料・エネルギーが必要となります。国内・国外を問わず、できる範囲から地産地消を進めていくことで、不必要なエネルギー消費やCO₂の排出削減を図ることができます。また、消費者にとっても生産者の顔が見える距離で食料を手に入れることができ、食の安心・安全につながります。

一方で、全市域が市街化区域である豊中市においては、農地やため池、担い手となる農家の減少などが続いています。市内農業者や市民団体の協力により、「食育」の観点とあわせ、地域の作物が学校給食の食材に提供されるなど、地産地消の取り組みが行われています。今後も、市内の諸団体と連携しながら、地産地消を推進し、支援を行っていきます。

（主な施策・事業）

- ・地産地消に関するイベントの開催
- ・学校給食における地場産野菜の利用
- ・保育所での環境食育推進事業
- ・生ごみ・剪定枝堆肥の「豊肥（とよっぴー）」（土壌改良材）の頒布
- ・「地産地消推進事業補助金」による支援

4-2 低炭素社会*づくり

「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）」の第4次評価報告書によると、人為的活動が原因で温室効果ガス**が増え、地球温暖化***が進んでいることがほぼ確実となっています。このまま化石エネルギーに頼り続けると、今世紀末に、世界の平均気温は約4.0℃上昇する可能性も指摘されています。こうした地球温暖化による気候変動によって、海面の上昇や食料不足、災害の増加などが予測され、人類のみならず生態系全体の持続可能性が脅かされようとしているなかで、まさに地球温暖化問題は喫緊の課題となっています。石油などの化石燃料に過度に頼らず、効率的なエネルギー利用や自然エネルギーの活用を進め、大量生産・大量消費社会から循環型社会へ脱却していかなくてはなりません。

豊中市では、排出量の多い民生家庭・民生業務・運輸部門を重点分野とし、平成62年度（2050年度）の市民1人あたり温室効果ガス排出量を平成2年度（1990年度）比70%削減することをめざした「豊中市地球温暖化防止地域計画（チャレンジ^{マイナス}70プラン）」（平成19年（2007年）11月策定）に基づき、温暖化防止の施策を展開していきます。

4-2-1 省資源・省エネルギーを通じた低炭素社会の実現

① 住宅や機器の更新等による家庭の省エネルギー化推進

a 民生家庭部門

民生家庭部門は、各部門の中で最もエネルギー消費量が多く、温室効果ガスの排出割合が高いため、「豊中市地球温暖化防止地域計画（チャレンジ^{マイナス}70プラン）」に基づき効果的な削減策を実施します。特に、主な排出の原因である暖房・冷房対策や、給湯対策、自家用自動車対策、太陽光発電などの再生可能エネルギー****の普及促進を図ります。また、市では、昭和55年（1980年）以前に建てられた住宅が全住宅に占める割合が40%を超える状況にあり（「豊中市統計書（平成20年版）」）、今後建替えや改修が進むことが考えられるため、住宅の建設・改修時における省エネ化や、省エネ対策に関連する情報の周知を図ります。

（主な施策・事業）

- ・省エネルギー住宅・機器の普及促進
（省エネ診断等による住宅の省エネ化・高効率省エネ機器の購入や買い替え促進）
（省エネによる効果や、国等からの補助金、金融機関等からの低金利融資などの情報提供・周知）

*低炭素社会 …… 地球温暖化の原因とされる二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出を抑制し、究極的には、温室効果ガスの排出を自然が吸収できる量以内にとどめるため、産業・行政・市民生活などあらゆる部門において、二酸化炭素の排出を最小限にするための取組みを進めていく社会のこと。

**温室効果ガス …… 太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を温める働きがあるガスのこと。平成17年（2005年）2月16日発効の京都議定書では、地球温暖化防止のため、CO₂（二酸化炭素）、メタン、一酸化二窒素のほかハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六ふっ化硫黄が削減対象の温室効果ガスと定められた。

***地球温暖化 …… 石油・石炭等の大量消費により、CO₂（二酸化炭素）やメタンなどの温室効果ガスの排出量が大幅に増加し、地球の気温が上昇すること。

****再生可能エネルギー …… エネルギー源として永続的に利用することができる再生可能エネルギー源を利用することにより生じるエネルギーの総称。具体的には、太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスなどをエネルギー源として利用することをさす。

② 事業活動における温室効果ガス排出削減対策の推進

a 民生業務部門（オフィス・商店・教育施設・病院・娯楽施設等の第三次産業）

民生家庭部門に次いで温室効果ガスの排出量が多い民生業務部門については、なかでも排出量の割合の多い、暖房・冷房、給湯、動力の省エネルギー化に対する対策を図っていきます。

（主な施策・事業）

- ・事業所・市有施設における省エネルギー化推進
（照明の省エネ改修(LED*化など)、市有施設の建設・改修時における省エネ化、高効率機器への買い替え促進、市有施設における環境配慮契約の推進、省エネルギーに関する最新情報の提供)
- ・環境マネジメントシステム**（ISO14001シリーズ、エコアクション21（EA21）等）の取得支援
- ・従業員に対する環境学習の支援

b 産業部門（農林水産業・鉱業・建設業・製造業等）

産業部門における温室効果ガス排出量は、事業所数の減少傾向もあり、平成2年度（1990年度）に比べ、平成19年度（2007年度）には約50%減少しています。引き続き動向を見ながら、国レベルの対策や民生業務部門の対策に準じ取り組んでいきます。

（主な施策・事業）

- ・事業所における省エネルギー化推進
（照明の省エネ改修(LED*化など)、高効率機器への買い替え促進、省エネルギーに関する最新情報の提供、省エネルギー推進のための専門家による無料診断の利用)
- ・環境マネジメントシステム**（ISO14001シリーズ、エコアクション21（EA21）等）の取得支援
- ・従業員に対する環境学習の支援
- ・CSR***・グリーン購入の促進

* LED …… 「Light Emitting Diode」の頭文字をとったもので、発光ダイオードとも呼ばれる。白熱電球や蛍光灯に比べ長寿命で、消費電力が少ないため、環境負荷が低い発光体として普及が進みつつある。

**環境マネジメントシステム… 組織や事業者が、その運営や経営の中で自主的に環境保全に関する取組みを進めるにあたり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくための工場や事業所内の体制・手続き等の仕組みを「環境マネジメントシステム」という。国際規格の「ISO14001」や、環境省が策定した「エコアクション21（EA21）」のほか、自治体やNPO、中間法人等が策定したさまざまな環境マネジメントシステムがある。

*** CSR… Corporate Social Responsibility の略で、企業の社会的責任のこと。企業は社会的な存在であり、自社の利益、経済合理性を追求するだけではなく、ステークホルダー（利害関係者）全体の利益を考えて行動するべきであるとの考え方であり、環境保護のみならず、行動法令の遵守、人権擁護、消費者保護などの分野についても責任を有するとされている。

4-2-2 再生可能エネルギー等の活用促進

① 再生可能エネルギー等導入の支援

温室効果ガスを排出する化石燃料等からの脱却を図るため、クリーンかつ持続可能なエネルギーとして、太陽光、太陽熱、風力、水力、地熱、バイオマス*など、地域の特性にあった再生可能エネルギー等の普及が期待されています。

太陽エネルギー利用設備（太陽光発電システム・太陽熱利用システム）設置に向けた助成を行い、再生可能エネルギー等の導入を進めます。

（主な施策・事業）

- ・ 太陽エネルギー利用設備（太陽光発電システム・太陽熱利用システム）設置に対する助成
- ・ 再生可能エネルギーに関する普及・啓発

② 市有施設での率先的な導入と普及・啓発

市役所や公共施設などの市有施設において、率先的に再生可能エネルギー等の導入を図るとともに、全庁的に再生可能エネルギー等への理解と活用に努めます。

（主な施策・事業）

- ・ 小・中学校をはじめとする公共施設へ太陽光発電システム・太陽熱利用システム設置の推進
- ・ 水・蒸気エネルギーの利用
- ・ 廃熱利用エネルギー導入促進

* バイオマス…… 再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの。種類は多岐に渡り、廃棄される紙、家畜排せつ物、食品廃棄物などの廃棄物系のもの、稲わら・麦わら・もみ殻・林地残材などの未利用のもの、資源作物（さとうきびやトウモロコシなどエネルギーや製品の製造を目的に栽培される植物）がある。

4-2-3 環境に配慮した運輸部門における対策の推進

① 公共交通利便性向上の促進

運輸部門における温室効果ガス排出量は、平成2年度（1990年度）からほぼ横ばいの状況となっています（平成20年度（2008年度）実績）。個人生活における温室効果ガス排出量のうち自動車の排出割合が1/4である（「豊中市地球温暖化防止地域計画（チャレンジ ^{マイナス} 70プラン）」（平成19年度（2007年度）））ほか、事業者の自動車利用による温室効果ガスの排出量も多いためです。対策に向けた主な取組みとして、自動車利用の抑制および、公共交通機関の利用促進を図ります。

（主な施策・事業）

- ・自動車利用・需要の抑制
（鉄道と連携したカーシェアリング*の推進、事業所および市役所におけるノーマイカーデー**の推進）
- ・公共交通の利便性の向上
（コミュニティバスの導入、各公共交通機関相互における乗り継ぎの円滑化、公共交通機関のバリアフリー化の推進）

② 自転車走行空間の確保

自転車が安全かつ適切に利用できるような交通環境の配慮に向け、歩行者・自転車・自動車の利用状況や道路幅員などの現況を踏まえながら、既存の道路の有効利用により、安全・円滑な走行空間の形成に努めます。

（主な施策・事業）

- ・既存ストックの有効利用の検討（参考：第2次豊中市道路整備計画）
- ・自転車乗車マナーの啓発
- ・放置自転車対策

③ MM（モビリティ・マネジメント）***の推進

モビリティ・マネジメントの実施により、自動車に頼らないライフスタイルへの転換を積極的にめざし、自動車の代替手段や公共交通機関の利用促進策とあわせて自家用自動車保有からの転換を促します。

（主な施策・事業）

- ・公共交通の利用促進と意識啓発のための交通環境学習の実施
- ・公共交通マップの作成等による情報提供の充実化

*カーシェアリング……………複数の利用者が車を共同利用する仕組み。自動車の使用や保有を減らし、二酸化炭素の排出量を抑制する効果が期待されている。

**ノーマイカーデー……………地球環境保全のため、自家用車利用を抑制するキャンペーン。大阪府内では、平成2年（1990年）4月から実施。豊中市をはじめ北摂地域では、毎月19日と20日に分散して自家用車の運転を自粛する分散型ノーマイカーデーを実施している。

*** MM（モビリティ・マネジメント）…1人1人のモビリティ（移動）が、社会にも個人にも望ましい方向、たとえば過度な自動車利用のライフスタイルから「かしこく」クルマと公共交通機関や自転車などを利用するライフスタイルに変化する方向に、自発的に変化することを期待するもので、コミュニケーションを中心とした交通施策のこと。（国土交通省「モビリティマネジメント〜かしこいクルマの使い方を考える交通政策」より）

4-3 廃棄物の減量および適正処理を通じた循環型社会*づくり

今日の大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会から、循環型社会の構築をめざし、「第2次豊中市一般廃棄物処理基本計画」「第2次豊中市ごみ減量計画」*に基づき、協働とパートナーシップによる取組みを進めてきました。その結果、計画に掲げたごみ減量目標を達成する見込みです。

一方、豊中市のごみの最終処分先である大阪湾フェニックス事業**の処分場はひっ迫しており、ごみの減量に向けた取組みは、なお一層求められています。

また、老朽化したごみ処理施設の整備にあたっては、周辺環境との調和を図り、環境負荷の低減や高効率発電等による低炭素社会の実現をめざします。

※「第2次豊中市一般廃棄物処理基本計画」「第2次豊中市ごみ減量計画」の目標年次は平成23年度（2011年度）となっているため、平成24年度（2012年度）以降は両計画に続く「第3次豊中市一般廃棄物処理基本計画」「第3次豊中市ごみ減量計画」と整合性を図りながら推進します。

4-3-1 3R***（発生抑制・再使用・再生利用）の推進

① 協働とパートナーシップで発生抑制を優先した循環型社会構築に向けた取組み

市民・事業者・行政は、対等な立場に立ち相互に理解を深め、目的を共有し相互信頼のもとに循環型社会の構築に向けてお互いの立場を尊重し、3R推進の取組みを進める必要があります。

（主な施策・事業）

- ・豊中版エコショップ****制度の構築
- ・3Rに取り組む市民団体やグループ活動の支援
- ・環境配慮型販売システムの浸透
- ・自主的ごみ減量実践行動への支援の充実
- ・生ごみ・剪定枝堆肥化事業（「豊肥（とよっぴー）」（土壌改良材）の製造と活用）

*循環型社会 …… 廃棄物等の発生抑制、循環資源の循環的な利用及び適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り抑制される社会をいう。

**大阪湾フェニックス事業 …… 大阪湾の海面を廃棄物の最終処分場として、焼却灰などの埋め立てを行い、埋め立てた土地を活用して港湾機能等の整備を図る事業。現在、尼崎沖、泉大津沖、大阪沖、神戸沖の4カ所の処分場がある。

***3R（スリーアール） …… 「リデュース（Reduce：廃棄物の発生抑制）・リユース（Reuse：再使用）・リサイクル（Recycle：再生利用）」の頭文字をとった、廃棄物をできるだけ出さない社会をつくるための基本的な考え方。平成12年（2000年）に制定された「循環型社会形成推進基本法」では、廃棄物処理やリサイクルの優先順位を（1）リデュース、（2）リユース、（3）リサイクル、とし、さらに（4）熱回収（サーマルリサイクル）、（5）廃棄物の適正処理、としている。

****豊中版エコショップ …… スーパーマーケットをはじめ、百貨店、ホームセンター、コンビニなどの店舗において、レジ袋の削減、商品包装の簡素化、再資源化物の店頭回収、再生品の取扱、食品ロス削減といった3R活動を積極的に実施している店舗や生ごみの減量、資源物のリサイクルや地産地消に努めている飲食店舗を優良店舗に位置付け、市がPRを行う。

② 家庭系・事業系ごみ等の減量に関する取組み

a 家庭系ごみ

家庭系ごみについては、再生資源集団回収*の拡大・推進に取り組むとともに、地域におけるリユース**・リサイクル***活動の活性化を進めます。

(主な施策・事業)

- ・再生資源集団回収の拡大・推進
(回収品目の拡大、集団回収における戸別収集方式導入の検討 など)
- ・地域でのリユース・リサイクル活動の活性化
(リユース・リサイクル活動の情報収集・発信、廃棄物減量推進員制度の周知活動 など)
- ・家庭系ごみ有料化の検討

b 事業系ごみ

事業系ごみについては、減量指導の強化に加え、減量ガイドラインの作成や人材育成等にも取り組めます。

(主な施策・事業)

- ・自己処理責任の周知および分別排出を徹底するための情報提供
- ・多量排出事業所におけるごみ減量の促進
(事業系ごみ減量ガイドライン・マニュアルの作成、多量排出事業所基準の見直し など)
- ・ルールを守らない事業者をなくすための搬入検査****の強化
- ・地域共同回収システムの構築
(（仮称）事業所町内会の検討、生ごみ再資源化の仕組み確立に向けた調査・研究 など)
- ・ごみ処理施設使用料の見直し検討

③ 食品ロス*****・ゼロに向けた取組み（とよなか食べきり運動の展開）

家庭や事業所から出るごみの3割から4割を厨芥類が占めています。その3割から5割が「食品ロス」と推定されていることから、賞味期限などの食品に関する情報提供を行い「もったいない」意識を高めて「食品ロス」の削減を推進します。

(主な施策・事業)

- ・「もったいない」の意識を高めるための情報提供
- ・規格外食品の有効活用の推進
- ・給食など公共系の食品ロス削減に向けた検討
- ・食育の推進

*集団回収 …… 地域団体が地域で再生資源の回収を行うこと。ごみの減量および資源のリサイクルを進めるため、市では地域での再生資源の回収を行う地域団体と再生資源を回収する行商者に、報奨金を交付している。

**リユース (reuse : 再使用) …… 循環資源を製品としてそのまま、あるいは修理を行って使用すること。製品の一部を他の製品に使用する場合もリユースに含む。

***リサイクル (recycle : 再生利用) …… 紙・鉄くず・アルミニウム・ガラスびん・布などの循環資源を原料に戻して、再び製品にして使用することをいう。広義には、リユース (再使用) を含める場合もある。

****搬入検査 …… クリーンランド、豊中市、伊丹市が共同で行う検査で、業者のごみ収集車がクリーンランド内のピットにごみを排出する前に車両を誘導し、ごみ質を検査することにより分別がなされているか、産業廃棄物は混入していないかを確認する検査。

*****食品ロス …… 食品廃棄物のうち、食べ残しや賞味期限切れに伴ない廃棄されたものなど、本来食べられるにも関わらず捨てられているもの。

4-3-2 廃棄物の適正処理の推進

- ① リサイクルと適正処理に適した分別収集体制への取り組み
プラスチック製容器包装の分別収集の全市実施に加え、小型家電に含まれるレアメタル*の回収など時代の要請に応じた分別収集体制の確立をめざします。

(主な施策・事業)

- ・平成24年度(2012年度)からの新たな分別収集の実施
(プラスチック製容器包装および空き缶の分別収集の全市実施、容器包装以外のプラスチック類の不燃ごみから可燃ごみへの区分変更)
- ・新たな分別収集が確実に定着するようごみの分別および出し方に関する情報提供や地域への周知活動の徹底
- ・在宅医療系廃棄物**の適正処理による収集作業・選別作業従事者の安全確保
(注射針、鍼灸針の適正処理 など)
- ・高齢社会等へ対応した収集サービスの推進
(ひと声ふれあい収集***の定着)

4-3-3 循環型社会基盤施設の整備

- ① 安定した循環型社会基盤施設の運用に向けた取り組み
老朽化した焼却施設等の再整備を計画的に行っていくとともに、広域最終処分場の安定的な確保を図っていきます。

(主な施策・事業)

- ・豊中市伊丹市クリーンランド等との連携強化
- ・循環型社会基盤施設の計画的整備
(豊中市伊丹市クリーンランドのリサイクルプラザ、新ごみ焼却施設の整備 など)
- ・広域最終処分場の安定的確保
(ごみ減量化の推進による最終処分量の削減 など)

*レアメタル ……「地球上の存在量が稀であるか、技術的・経済的な理由で抽出困難な金属」のうち、工業需要が現に存在する(今後見込まれる)ため、安定供給の確保が政策的に重要であることを鉱業審議会においてレアメタルと定義している(現在31種類が対象)

**在宅医療系廃棄物 ……在宅医療に関わる医療処置に伴い、家庭から排出される、または家庭から排出される可能性のある廃棄物をいう。なお、「在宅医療」は、医師、看護師等の訪問を伴うもの(往診、訪問診療、訪問看護等)、医師等の訪問を伴わないもの(在宅療養)の両方をいう。

***ひと声ふれあい収集 ……家庭から排出されるごみや資源をステーション等に持ち出すことが困難な世帯に対して、戸別訪問を行いごみ等の収集を実施し、併せてひと声かけることにより、高齢者や障害者の方々とコミュニケーションを図り、安否の確認を行っている。

4-4 都市における自然との共生をめざした社会づくり

市民が望む豊中市の環境像のひとつとして、触れられる自然、関わりの持つことができる自然が望まれており、生物多様性*の確保や自然と共生した都市環境の形成が求められています。

緑地など市内に残された核となるみどりや、河川・ため池、自然林・草地などの貴重な生物の生息空間の保全に努めるとともに、高まりつつある地域住民の自然にかかわる取組みを引続き支援することにより、公有地・民有地のみどりや自然の保全・創造に努めます。

また、うるおいのある都市環境を創るため、都市景観形成事業を推進し、公共事業や開発行為において、環境に配慮した事業とするための「豊中市環境の保全等の推進に関する条例」の運用、歴史環境の保全・創造、環境美化活動を推進します。

4-4-1 都市のみどりの創造

① 公園緑地の整備・充実

a 身近な特色ある公園づくりを市民参加で進める

身近な公園が地域のみどりのシンボルとなるよう、市民参加の公園づくりにより、特色ある公園や愛着の持てる地域のみどりづくりに努めるとともに、駅前等や景観上重要な公園の接道部を、市民参加型の草花緑化によって整備し、地域の花やみどりの名所となる公園を育成します。

(主な施策・事業)

- ・市民参加による特色ある公園、みどりづくり
- ・地域のみどりの愛護活動**の充実
- ・花とみどりの名所づくり

b 安全で安心して利用できる公園づくり

公園施設のバリアフリー化対策、老朽化による改築・更新など、既に整備された公園の総合的な機能保全・向上を目的として、子どもや高齢者をはじめ誰もが安全で安心して利用できる公園の整備を推進します。

(主な施策・事業)

- ・公園施設のバリアフリー化
- ・公園施設の老朽化による改築、更新
- ・公園施設長寿命化計画策定

② 身近なみどりの保全・創造

a 市民参加による身近なみどりの創造

講習会や自然観察会等の開催によるリーダー育成、公園・緑道の自主管理協定締結団体との協働や市民参加の公園づくり等で愛着の持てる地域のみどりづくりを進め、市民参加による身近なみどりの創造につなげます。

*生物多様性……… 遺伝子、種、生息場所などで、たくさんの生物種が存在し、それらによって成り立っている生態系の豊かさやバランスが保たれていること。様々な生物がいる「種の多様性」だけでなく、同じ種の中の「遺伝子の多様性」や、動物、植物、微生物がおりなす「生態系の多様性」も含まれる。

**地域のみどりの愛護活動……公園・緑道において、住民と市が協働とパートナーシップで連携を図りながら、地域住民が主体となって公園・緑道の良好な環境の保全と地域コミュニティの再生、愛護精神の向上を図ることを目的とした制度。役割分担として地域住民は月1回程度の清掃活動や花だんづくりを、市は公園施設の修理、改修や活動に必要な用具の提供などを行う。

(主な施策・事業)

- ・学校の緑化
- ・交流拠点づくり
- ・緑化リーダーの育成
- ・自然観察会などみどりのふれあいスクールの実施
- ・地域のみどりの愛護活動の充実
- ・市民参加によるみどりづくり
- ・緑化技術支援
- ・公園等の自主管理協定
- ・緑地協定*
- ・景観協定**
- ・景観形成協定***

b 民有地のみどりの保全・創造

住宅地においては良好なみどりを保全するとともに、緑化提案や地域の緑化意識の向上、コミュニティ形成に努めます。商業地・業務地****の緑化を促進する支援策を継続するとともに、さらに商店街などまとまった地域での自主的な緑化活動を支援します。また、市民参加による社寺林等の保全に努めます。

(主な施策・事業)

- ・住宅地の緑化
- ・商業地・業務地の緑化
- ・保護樹、保護樹林の指定
- ・地区計画や緑地協定などの諸制度の活用
- ・環境影響評価、環境配慮指針の運用
- ・松くい虫被害蔓延防除

c 公共スペースのみどりの保全・創造

公共施設においては公開広場や屋上の緑化、プランター緑化など施設規模に応じた緑化に努めます。また、地域コミュニティ拠点でもある学校において、市民参加型で愛着の持てる緑化を進めるとともに、地域特性を踏まえた街路樹の植栽等による特色のあるみちづくりを進めます。

(主な施策・事業)

- ・公共施設における緑化空間の確保
- ・学校の緑化
- ・特色あるみちづくり

*緑地協定……………「都市緑地法」に定められた制度で、地域住民の自主的な緑化の意思を尊重しながら地域の緑化を推進しようとするもの。都市計画区域内の一定区域または一定区間の土地所有者全員の合意により、緑地協定区域、樹木等の種類とその植栽する場所、垣または柵の構造等の必要事項を定め締結され、市町村長の認可を受けるもの。

**景観協定……………「景観法」に基づき、一定の区域内の所有者、借地権を有するものの全員の合意を持って、建築物等の形態や意匠等の基準を定めることができる制度。

***景観形成協定……………「豊中市都市景観条例」に基づき、一定の区域内の住民および土地所有者など利害関係人の多数に支持されることにより、「自主協定」を作り実行していく制度で、市が認定するもの。

****商業地・業務地………商店や企業等が事業活動を行う施設等をいう。

d 核となるみどりの活用・保全

服部緑地や千里緑地、大阪国際空港周辺緑地など、都市の核となる大規模なみどりを保全するとともに、大切な樹林を自然とふれあう生き物の生息環境として整備し、充実を図ります。

(主な施策・事業)

- ・核となるみどりの充実
- ・保護樹、保護樹林の指定
- ・島熊山緑地の保全・再生
- ・ヒメボタル保全

e 河川や道路等を利用したみどりのネットワーク

千里緑地、服部緑地、天竺川、高川で形成される軸、千里川、空港周辺緑地、猪名川などで形成される軸、神崎川を水とみどりの軸として設定し活かしながら、公園や水とみどりの軸を相互に結ぶ道路で環境に配慮した緑化等を進めることでみどりのネットワークを形成します。

(主な施策・事業)

- ・シンボルとなるみちづくり
- ・生け垣助成など接道緑化支援

③ 農地の保全・活用

市内に残された農地を貴重なみどり空間と位置付けて保全するとともに、市民農園など身近な自然とのふれあいの場としての活用に努めます。

(主な施策・事業)

- ・花畑開放事業
- ・市民農園
- ・生産緑地*

4-4-2 地域の自然環境の保全・創造

① 生物多様性の保全・創造

a 緑地や社寺林等の保全

服部緑地や千里緑地、大阪国際空港周辺緑地など、生物多様性保全の核となるみどりを維持・保全するとともに、社寺林などの貴重な市街地緑地の保全に努めることにより、多様な生物の生息できる自然環境の創造に努めます。また、公共施設や街路、駅前広場などの公共スペースへの植樹、緑化、市民・事業者の自主的な緑化活動の啓発や支援などを行い、自然とふれあう生き物の生息環境として整備し、身近で植物・昆虫・小動物などとふれあうことのできる場の確保に努めます。

(主な施策・事業)

- ・保護樹、保護樹林の指定
- ・地区計画**や緑地協定などの諸制度の活用
- ・島熊山緑地の保全・再生

*生産緑地……都市計画法に基づき「市街化区域」内にある都市環境の保全などに役立つ農地等で、都市計画の「地域地区」のひとつ（生産緑地地区）として定められた区域。区域内では農地等としての適正な管理が義務付けられ、農地以外での使用を制限されている。

**地区計画……「都市計画法」に基づく制度で、その地区の実情にあったよりきめ細かい規制を行うもの。建物の建て方や区域内の道路・公園などの配置についてのルールを定めることができる制度。住民などから申し出ることもできる。

b 都市における生物生息空間の保全・創造

都市の中の草地や河川等において、生物多様性に配慮した生物の生息しやすい環境の保全・創造に努めるとともに、環境学習施設の一環としてビオトープ*の創造を推進します。また、自然学習講座や身近な生き物調査などを通じて、自然環境保全の意識向上を促進します。

(主な施策・事業)

- ・自然観察会など自然環境啓発
- ・ビオトープ（環境学習施設）の推進
- ・島熊山緑地の保全・再生
- ・ヒメボタル保全
- ・鳥獣保護（有害鳥獣の捕獲許可、飼養登録等）

② 自然に配慮した水辺環境の創造

河川や親水水路など身近な水辺環境を適切に保全・活用・創造するため、生物環境や水質の保全などを進めるとともに、改修工事などにあたってはできるだけ生物多様性に配慮し水辺生物の保全に努めます。また、身近で自然とふれあえる憩いの場となるよう水辺空間および周辺環境の維持・保全に努めます。

(主な施策・事業)

- ・親水空間の維持・保全
- ・生き物にふれあう機会づくり
- ・水辺のビオトープの維持・保全

4-4-3 都市景観・歴史環境、快適環境の保全・創造

① 良好な都市景観の保全・創造

a 都市景観形成事業の推進

個性的でうるおいのある景観を保全・創造するため、「景観法**」・「豊中市都市景観条例***」・「豊中市都市景観形成基本計画****」などに基づき、市民一人ひとりが愛着と誇りを感じることのできる、賑わいのある中心市街地やゆとりある住宅地景観など、地域の特性にあわせた都市景観づくりを進めます。

*ビオトープ…………… 生物を意味する bio と場所を意味する top の合成語で、野生生物が共存共生できる生態系を持った場所。近年では、都市その他の地域の植物、小動物、昆虫、鳥、魚などが共存・共生できる生物生息空間を保全、創出または復元した場所としてとらえられるようになっている。

**景観法…………… 都市等における良好な景観形成を促進するため、その基本理念および国等の責務を定めるとともに、景観計画の策定、景観計画区域や景観地区等における行為の制限等を所要の措置を講じる景観についての総合的な法律。

***豊中市都市景観条例…………… 都市景観形成に係る基本的な事項を定め、都市景観の形成に係る施策を総合的かつ計画的に推進し、市域の良好な都市景観の形成を図るための条例。

****豊中市都市景観形成基本計画 …… 「都市景観条例」に基づいて、都市景観の形成に係る施策を総合的かつ計画的に推進するための計画。

(主な施策・事業)

- ・都市景観形成地区*の指定
- ・景観にかかわる各種協定等の推進
- ・都市景観形成建築物**等の指定
- ・啓発・普及（都市景観セミナー・ホームページの活用など）
- ・景観計画区域内における行為の届出制度

② 環境美化活動の促進

a 市民の自主的な美化活動の促進

美しくうるおいのある快適な環境づくりを進めるため、身近な地域の公園や道路、河川・水路の清掃活動など、市民の自主的な環境美化活動を促進するとともに、これらの活動に対する支援を行います。

(主な施策・事業)

- ・地域のみどりの愛護活動の充実
- ・美化推進重点地区協力員（まち美化名人）***活動の推進
- ・まち美化活動協定****
- ・まちを美しくする運動
- ・アダプト制度の推進
- ・違法簡易広告物追放推進団体制度（とよなか美はり番）*****

b 啓発活動の推進

市民一人ひとりの不法投棄等への環境認識の醸成と向上を図るため、ごみのポイ捨て防止やペットのふんの持ち帰りなどの啓発に努めます。

(主な施策・事業)

- ・啓発看板の設置
- ・情報の提供・啓発

*都市景観形成地区 …… 「都市景観条例」に基づいて、まちの顔となる地域や特徴のある景観を形づくっている地域の景観形成をはかるため、地域に住む住民の合意のもと、市が指定する地区。

**都市景観形成建築物 …… 「都市景観条例」に基づいて、歴史的な価値や地域のシンボルとなる建築物等を所有者の同意のもと、市長が指定するもの。

***美化推進重点地区協力員（まち美化名人） …… 「美しいまちづくりの推進に関する条例」に基づき指定された美化推進重点地区において、市民や事業者が「協力員」として登録してもらい、地区内の清掃活動やきれい度の評価活動に協力してもらう制度。

****まち美化活動協定 …… 丁目単位で、その地域内で住んだり活動したりしている世帯・店舗・事業者の過半数に支持される協定を地域ぐるみで実践する制度。

*****違法簡易広告物追放推進団体制度（とよなか美はり番） …… 豊中市が行う違法屋外広告物の除却を、地域団体等に委任し、地域に密着した市民・事業者の団体と行政のパートナーシップに基づき、美観向上と危害防止に障害となる違法な広告物を許さない地域環境づくりを推進している。平成15年度に創設。

③ 歴史的遺産および原風景の保全

a 歴史的景観の保全

歴史的価値や景観に果たす役割を踏まえて史跡や建築物、街道などを保全することにより、市内の歴史的遺産や歴史的景観などの原風景の保全に努めます。また、歴史的まちなみなどについて周辺環境との一体的な保全・整備を進め、地域固有の歴史資源・景観資源として特色のあるまちづくりへの活用に努めます。

(主な施策・事業)

- ・景観形成建築物等の指定
- ・景観重要建造物*の指定
- ・歴史的遺産などの啓発看板等の設置

b 文化財の指定・登録と史跡の保全等

歴史・文化遺産のうち、特に歴史的価値や景観的価値の高いものを新たに文化財として指定・登録することにより、地域の景観資源として保全・活用に努めます。また、市民が歴史に親しめる環境づくりを進めるため、まちなかにある歴史・文化遺産のPRに努めるとともに、歴史に親しめる機会の創出や情報提供などを行います。

(主な施策・事業)

- ・文化財の指定・登録
- ・史跡の整備・保全
- ・説明板の設置
- ・歴史・文化財ガイドブックの販促と史跡見学などの啓発事業

④ 開発行為等における環境配慮の推進

開発行為等において、環境配慮指針**に基づいた適切な指導や地域特性にふさわしい環境に配慮した事業となるよう誘導します。

(主な施策・事業)

- ・環境配慮指針の運用

⑤ 環境影響評価制度***の推進

環境に著しい影響を与えるおそれのある大規模な開発行為等を行う事業について、計画構想の段階から環境への影響を調査するとともに、環境を守るための対策を検討し、環境に配慮した開発となるよう、環境影響評価制度の運用に努めます。

(主な施策・事業)

- ・環境影響評価制度の運用

*景観重要建造物……「景観法」に基づき、歴史的又は文化的に価値の高いと認められた建造物等の中で、市長が指定するもの。

**環境配慮指針……「豊中市環境の保全等の推進に関する条例」に基づき、一定規模以上の開発や建設・事業活動等に際して、環境の保全のための措置を実施していく制度。

***環境影響評価制度……「豊中市環境の保全等の推進に関する条例」に基づき、一定規模以上の開発行為等を行う場合、それが周辺の環境にどのような影響を与えるかについて、事業者が事前に調査、予測などをするとともに、環境を守るための対策を検討し、環境保全の観点からよりよい事業計画をつくりあげていこうという制度。

4-5 安全で快適な都市環境づくり

市民が快適で心豊かな日常生活を過ごすため、環境汚染対策や上下水道の充実に取り組んできました。今後は、快適環境の促進に対する市民ニーズが多様化・複雑化するなかで、さらにきめ細かい快適都市環境づくりが求められています。

4-5-1 環境汚染対策の充実

① 公害対策の充実

a 典型公害対策の充実

「大気汚染防止法」や「水質汚濁防止法」などに基づく規制基準の遵守の指導を行うとともに、適時、工場・事業場への立入検査、指導などを実施してきました。また、公害の状況を把握し、公害防止のための規制措置を適正に実施するため、大気汚染、水質汚濁等の常時監視を行っています。各種公害対策や新たな環境汚染問題と連動した監視・測定体制の充実に努めます。

(主な施策・事業)

- ・工場・事業場排水調査
- ・工場・事業場立入調査
- ・大気汚染常時監視
- ・公共用水域水質調査
- ・地下水質調査

b 都市・生活型公害対策の推進

航空機騒音の状況を把握するため、常時監視を実施し、また必要に応じて調査を行ってきました。航空機公害対策を推進するとともに、空港周辺地域の整備および環境の改善に努めます。

また、幹線道路沿道における交通公害の改善を図るため、騒音や排気ガスなどについて、対策の充実・強化を働きかけるとともに、自動車NOx・PM法に基づく事業者の排出抑制対策の促進や低公害車の普及・導入の促進等の自動車排ガス対策および交通需要マネジメント*（TDM）施策の推進の向上などに努めます。

光化学オキシダント**や環境騒音、航空機騒音などの市単独で解決できない問題に対しては、国や大阪府、近隣都市などと連携し、取り組みを進めていきます。

(主な施策・事業)

- ・大阪国際空港周辺緑地事業
- ・環境騒音測定
- ・公害苦情処理
- ・悪臭対策の検討
- ・電磁波問題の検討

*交通需要マネジメント… TDM (Transportation Demand Management) と呼ばれる。主に課金や規制による交通渋滞緩和の誘導施策のこと。交通によっておこる環境負荷の低減を図ることにもなる。自動車利用の代替手段としては、電車など公共交通機関への利用転換、自転車利用、パークアンドライド、自動車の共同利用などがある。

**光化学オキシダント… 工場や自動車から排出される窒素酸化物及び炭化水素類を主体とする一次汚染物質が、太陽光線の照射を受けて光化学反応を起こすことにより二次的に生成されるオゾンなどの強い酸化力を持った物質のこと。

② 有害化学物質などに関する対策の充実

a 有害化学物質の監視体制と対策の充実

ベンゼン、トリクロロエチレン、ジクロロメタン、ダイオキシン類*などの有害物質に指定されている物質については、常時監視を実施しています。

今後とも、有害化学物質対策については、監視体制の充実に努めるとともに、規制基準遵守の指導など発生源対策を進めます。

(主な施策・事業)

- ・有害大気汚染物質濃度常時監視
- ・ダイオキシン類大気汚染濃度常時監視
- ・ダイオキシン類土壌中濃度常時監視
- ・ダイオキシン類河川水質濃度常時監視（底質を含む）
- ・ダイオキシン類地下水水質濃度常時監視

b 化学物質に対する安全対策の推進

近年、多種多様な化学物質が身の回りにあふれており、環境ホルモン**や化学物質過敏症、シックハウス症候群***など、その中には人体に悪影響をもたらすものも多くあり、新たな環境問題を引き起こしています。その有害性が問題になっている化学物質などについては、その問題点や発生のメカニズム、それらに関する研究が進められており、最新の情報を収集・提供するとともに、市民への正しい知識の普及に努めます。

また、シックハウス症候群などへの対応については、環境、建設、健康福祉および学校関係など、幅広い分野に及ぶものであり、全庁的な取組みを進めます。

(主な施策・事業)

- ・国等からの情報の収集および提供
- ・指針・マニュアル等の作成

③ 土壌汚染対策の推進

土壌汚染による市民の健康影響の防止を図るため、「土壌汚染対策法」および「大阪府生活環境の保全等に関する条例」に基づき、土地所有者等が行う土壌汚染状況調査や、汚染の除去等の措置に対する指導を行っています。

また、人の活動に伴って排出される有害物質による土壌汚染についても、人の健康や生活環境への影響を把握するため、必要な限度において、原因追求の調査に努めます。

(主な施策・事業)

- ・土壌汚染に関する履歴調査等の指導
- ・土壌汚染にかかわる地下水(井戸)調査
- ・土壌汚染にかかる情報の提供
- ・土壌汚染対策についての啓発
- ・井戸情報マップの作成の検討

*ダイオキシン類 …… ポリ塩化ジベンゾジオキシンの通称であり、これにポリ塩化ジベンゾフランとコプラナーポリ塩化ビフェニルを加えてダイオキシン類として扱っており、物の燃焼等の過程で非意図的に生成されるもの。

**環境ホルモン（内分泌かく乱物質） …… 人工的に作りだされた化学物質で、人体に取り入れられると、人体で生成されるホルモンと類似に働き、もしくは逆にホルモンを阻害する働きをし、内分泌系をかく乱することされている物質のこと。

***シックハウス症候群 …… 住宅建材や壁紙、家具などに含まれるホルムアルデヒドやトルエンなどの化学物質によって引き起こされるめまいや吐き気、頭痛などの症状のこと。

4-5-2 ヒートアイランド*対策の推進

① みどりの配置

ヒートアイランド現象の要因のひとつとして、緑地、水面、農地、裸地の減少による蒸散効果の減少も考えられます。そのため、それらの保全を図るとともに、みどりのゾーンを増やしていく対策を行っていきます。

千里緑地、服部緑地、天竺川、高川で形成される軸、千里川、空港周辺緑地、猪名川などで形成される軸、神崎川を水とみどりの軸として設定し活かしながら、公園や水とみどりの軸を相互に結ぶ道路で環境に配慮した緑化等を進めることで、みどりのネットワークを形成します。

また、みどりのほかに、水による冷却作用の活用を図るため、透水性舗装、保水性舗装を進めていきます。

(主な施策・事業)

- ・みどりの保全創造
(保護樹・保護樹林の指定、公共施設や街路、駅前広場などの公共スペースへの植樹や緑化、市民・事業者の自主的な緑化活動の啓発や支援、環境影響評価、環境配慮指針の運用)
- ・透水性舗装**、保水性舗装の実施

② 都市の排熱の抑制

ヒートアイランド現象の主な原因は、人工排熱***の増加と地表面被覆の人工化であり、冷房需要の増大によるエネルギー消費量の増加、熱中症などの健康への影響のほか、局地的な集中豪雨をもたらす原因となるなど、都市の生活にさまざまな影響を及ぼすことが懸念されています。

ヒートアイランド現象を根本的に解決するには、計画的な都市づくりが必要になりますが、既に開発が進んでいる地域においては、省エネ機器の導入や建物の省エネ化、屋上・壁面緑化などにより建物内部の温度上昇を抑え、人工排熱の低減に努めていきます。また、冷房温度を上げるなど、個々の努力によって改善できる部分もあるため、積極的に情報発信を行い、認識の向上を図ります。

(主な施策・事業)

- ・建築士の省エネ診断等による、建物の省エネ化推進
- ・壁面緑化、屋上緑化の普及・促進
(市庁舎の屋上・壁面緑化、豊中みどりの交流会などの市民団体と協働での「みどりのカーテン」の実施)
- ・クールビズ、ウォームビズなどエコスタイルの普及・啓発
- ・高反射塗料の採用
- ・ヒートアイランド対策に関する情報の収集、提供

*ヒートアイランド・・・都市部にできる局地的な高温域のことで、冷房などの空調排熱、コンクリートとアスファルト面の増大による蓄熱量の増加などにより温度が上がる現象。緑地、水面の減少による蒸発・蒸散量の減少も要因の一つ。等温線が島のような形になることからこの名前がついている。

**透水性舗装・・・雨水を多孔質な表層から路盤、路床に透水保水させる舗装のこと。雨天時の歩行快適性の向上、地下水の涵養のほか、間隙水の蒸散による路面温度上昇の緩和等の効果がある。

***人工排熱・・・空調など建物に起因して発生する建物排熱、自動車の走行に伴う自動車排熱、工場などの生産活動に伴うエネルギー消費によって生ずる工場排熱など、都市のエネルギー消費等に伴って環境に排出される人工的な排熱のこと。

4-5-3 健全な水環境・水循環の創出

① 環境に配慮した上下水道の充実

上下水道事業では、安全・安定給水や適正な汚水・雨水処理を行っていく一方で、多くのエネルギー使用や、廃棄物の発生など、環境に負荷も与えています。

こうしたことから、平成21年（2009年）2月に策定した「とよなか水未来構想」では、上下水道事業の責務を果たしながら、貴重な資源である水を有効に利用し、利用した水や雨水を適正に処理し、再び水循環系に戻すといった水環境を守り続けていくための取組みを示しました。

この構想に基づき実施する「実行計画」では、環境にやさしい事業を展開していくための具体的な施策を示すとともに、その効果を評価・公表していくこととしています。

（主な施策・事業）

- ・環境負荷の低減に向けた施策の実施と公表
- ・エネルギーの新たな活用や新技術の導入に向けた調査・検討
- ・合流区域における汚泥負荷量の改善
- ・直結式給水の普及促進
- ・漏水防止対策の推進
- ・処理場・ポンプ場の改築更新

② 都市における水循環の保全

水資源の有効活用を図るためには、公共施設における節水や利用水の2次利用、雨水の貯留・活用などについて行政が率先して取り組むとともに、市民・事業者への節水、水資源の有用活用の普及・啓発に努めます。

また、都市における水循環を確保するために、保水機能・水質浄化機能などを有する緑地・農地の保全に努めるとともに、公共施設などの緑化、透水性舗装などの整備により、市街地の雨水浸透機能の向上とヒートアイランド現象の緩和を進めます。

（主な施策・事業）

- ・雨水貯留タンクの助成
- ・環境影響評価、環境配慮指針の運用（透水性舗装の充実）
- ・下水処理水の再利用
- ・農地の保全・活用

第5章 計画の推進方策

- 5-1 連携と役割分担の推進
- 5-2 組織体制
- 5-3 計画の具体的な推進方策

5-1 連携と役割分担の推進

市は、本計画において、将来の「望ましい環境像」と、その実現に向けた道筋を示し、積極的に行政としての役割を果たしていきます。一方で、「環境目標」の実現や、第4章に示した施策の推進に向けては、市民・事業者・NPO・行政の各主体が連携し、それぞれの特性を生かした役割分担により、進めていく必要があります。

これまでも市は、市民・事業者・NPO・行政によるパートナーシップ組織「とよなか市民環境会議」において具体的な合意形成を図ってきました。また「とよなか市民環境会議」のもと市民・事業者・NPO・行政の行動計画として策定された「豊中アジェンダ 21」と「豊中市環境基本計画」がともに目標を共有し、車の両輪となりながら豊中市のよりよい環境に向けた取組みを進めてきました。

今後も、「望ましい環境像」の実現に向けて、「とよなか市民環境会議」を協働の場として活用するとともに、本計画と同時に策定される「第2次豊中アジェンダ 21」とが両輪となり、各々の主体の連携を一層深め、適切な役割分担をしながら、市として中心的な役割を果たしつつ、市民・事業者等への技術的支援や経済的支援を行います。また、市を取り巻く環境や社会状況の変化、科学技術の進展等を踏まえ、必要に応じて本計画を見直しますが、あわせて「第2次豊中アジェンダ 21」を見直し、豊中市における総合的な環境行政を推進していきます。

5-2 組織体制

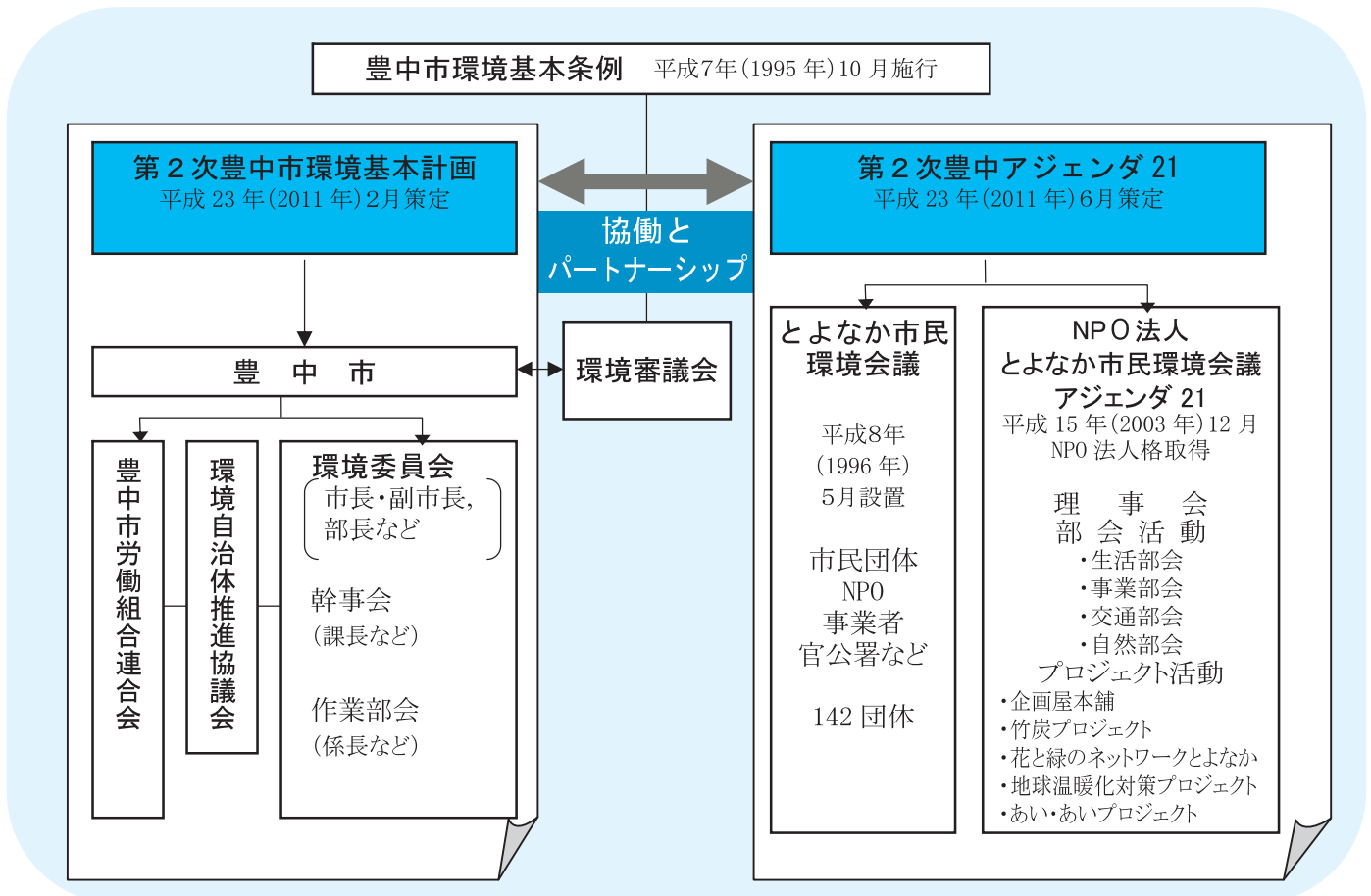
5-2-1 環境行政の総合的・計画的な推進に向けた組織体制

「豊中市環境基本条例」に基づき設置されている、環境の保全および創造に関する施策を総合的に推進し、調整するための体制である「環境委員会」を活用し、市が主体として取り組むべき施策・事業について総合的な調整を行うとともに、計画に基づく施策・事業の進捗状況について進行管理を行い、計画的な推進を図ります。

また、市長の附属機関として、学識経験者や市民団体代表、市民公募委員から構成される環境審議会を設置し、環境保全に関する基本事項を調査・審議するなかで、施策のPDCAサイクルを運営し、学術的・専門的な見解や市民意見の施策への反映を行います。

5-2-2 第2次豊中アジェンダ21との連携体制

本計画と「望ましい環境像」「基本姿勢」「環境目標」を共有し、豊中市のよりよい環境を推進するために両輪に位置付けられている「第2次豊中アジェンダ21」を市民・事業者・NPO・行政が一丸となって推進します。そのためにも、「第2次豊中アジェンダ21」の策定主体であり、市内の142の団体や企業から構成される「とよなか市民環境会議」や、「第2次豊中アジェンダ21」の主な活動推進団体である「NPO法人とよなか市民環境会議アジェンダ21」と一層の連携を図り、役割分担を明確にしながらか市民・事業者・NPO・行政が一体となって推進する環境活動の輪をひろげます。



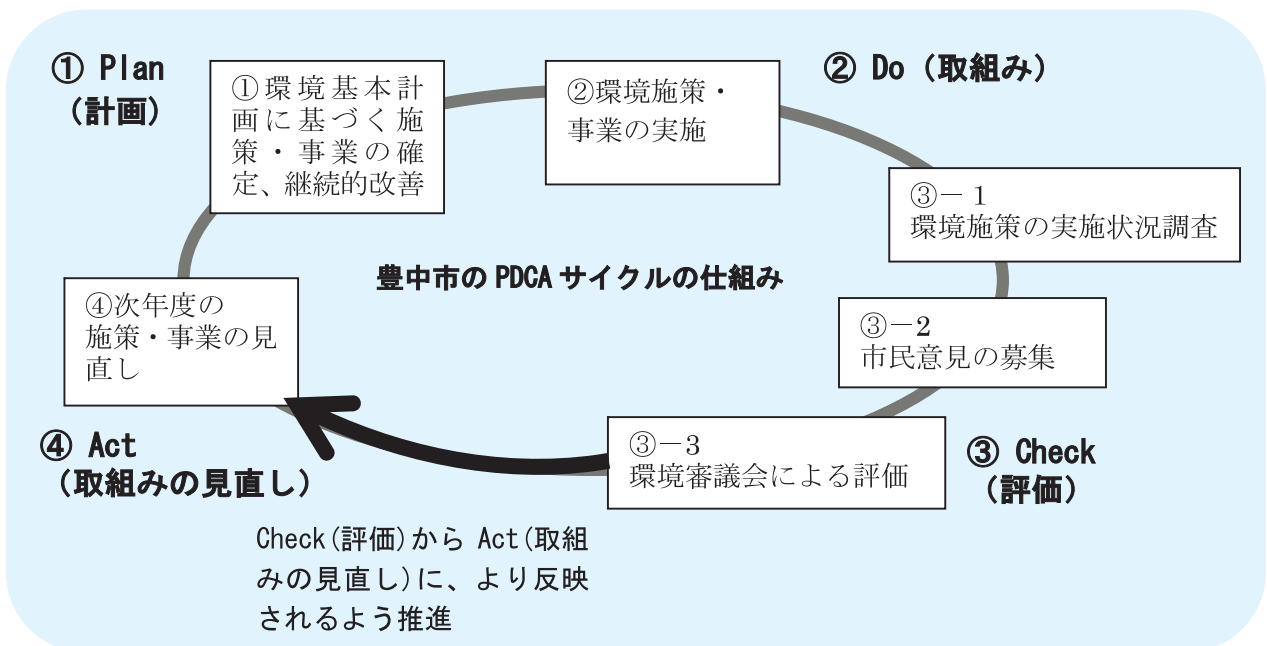
5-3 計画の具体的な推進方策

これまで、「豊中市環境基本計画」の進行管理を10年間行うなかで、進捗状況を毎年点検し、目標の達成に向けて取組み内容を改善するPDCA（Plan（本計画）－Do（取組み）－Check（評価）－Act（取組みの見直し））の仕組みを確立し、着実に進めてきました。

具体的には、環境報告書「とよなかの環境Ⅰ・Ⅱ」を活用して前年度の活動実績を公表し、それに対する豊中市環境審議会による評価と市民意見を反映させて、施策や事業の見直しを行っています。

「第2次豊中市環境基本計画」の進行管理においては、現状のPDCAサイクルを継続しながら、進捗状況のCheck（評価）が、Act（取組みの見直し）に、より反映されるよう推進していきます。施策の進捗状況や効果については多面的に評価を行い、限られた資源の有効活用を図りつつ、必要に応じた資源（人・モノ・カネ）の確保に努めます。

さらに、市政を取り巻く状況の変化に対応した評価のあり方について検討しながら、効果的・効率的な施策を進めていきます。



「望ましい環境像」の実現に向けては、環境分野における各個別計画を必要に応じて策定します。また、市の各分野別計画に示された環境に関する施策との整合を図ります。

あわせて、市の行政評価と連携し、その結果を活用して計画の進行管理を図っていきます。

資 料 編

- 1 豊中市について
- 2 環境に関する市民・事業者・団体の意識調査
- 3 豊中市環境基本計画策定の流れ
- 4 第2次豊中市環境基本計画策定の経過
- 5 環境審議会 答申

資料編

1 豊中市について

1-1 豊中市の成り立ち

大阪府の北西部に位置しており、北部は池田市および箕面市と境をなし、東部は吹田市、南部に大阪市、西部に尼崎市および伊丹市と境をなしています。

大阪への近さと丘陵地帯という特性から、明治43年(1910年)、阪急電鉄宝塚線の前身箕面有馬電気軌道が開通し、沿線は住宅地として駅を中心に開けはじめました。

大阪都市圏が周辺部を巻き込んで広がった昭和30年(1955年)前後から都市化が進み、特に、庄内地域を中心にたくさんの木造賃貸住宅や文化住宅、小規模な戸建て住宅等が活発に建設されました。そのほか、千里ニュータウンなどに代表される住宅開発など都市化が進行し、都市インフラは現在更新期にあるといえます。



図 豊中市の位置

1-2 自然的条件

① 地理・地形

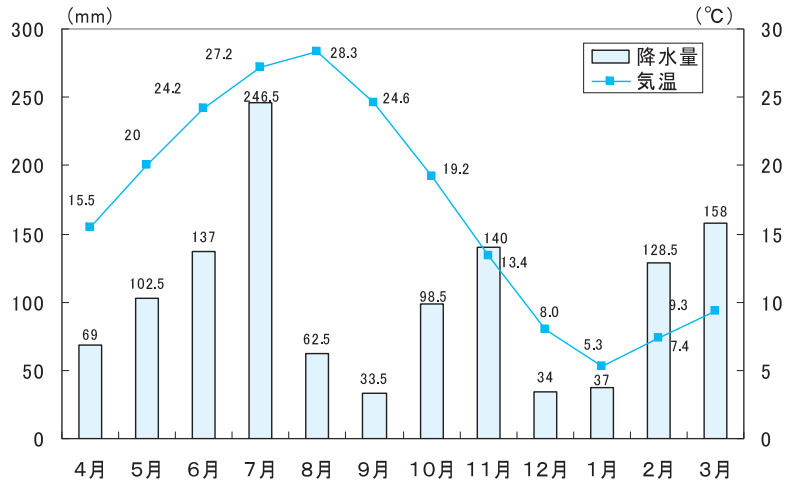
本市は、東経135°28′12″、北緯34°46′53″に位置し、東西6.0km、南北10.3kmで、面積は36.6km²です。

地形は、北東の千里山丘陵部、中央の豊中台地、西・南の低地部からなっており、なだらかな南低北高の地形となっています。千里山丘陵は箕面山脈の断層崖下に半円形状に南に開き、市内で一番高い新千里北町から南部に向かってゆるく傾斜しています。市中央部の市街地では、標高50mから20mにゆるく傾斜した豊中台地となっています。

② 気候

気候は四季を通じて温和で、雨量も少ない瀬戸内式気候です。月平均気温は 16.9 度（平成 21 年度（2009 年度）値）、年降水量は 1,247 ミリ（平成 21 年度（2009 年度）値）です。また、平成 20 年度（2008 年度）、平成 21 年度（2009 年度）における真冬日は 0 日、真夏日数は 70 日です。

図 平成 21 年度（2009 年）度月別平均気温および降水量



（出所：豊中市調べ（調査地点豊中市役所））

表 過去の気象条件

	平均 気温	最高 気温	最低 気温	日最低気温 0°C未満 の日数 (冬日)	日最高気温 0°C未満 の日数 (真冬日)	日最低気温 25°C以上 の日数 (夏日)	日最高気温 25°C以上 の日数 (真夏日)	日最高気温 30°C以上 の日数 (猛暑日)
単 位	°C	°C	°C	日数	日数	日数	日数	日数
平成 20 年 (2008 年度)	17.1	36.5	-0.4	3	0	49	140	70
平成 21 年 (2009 年度)	16.9	37.0	-1.7	8	0	33	137	4

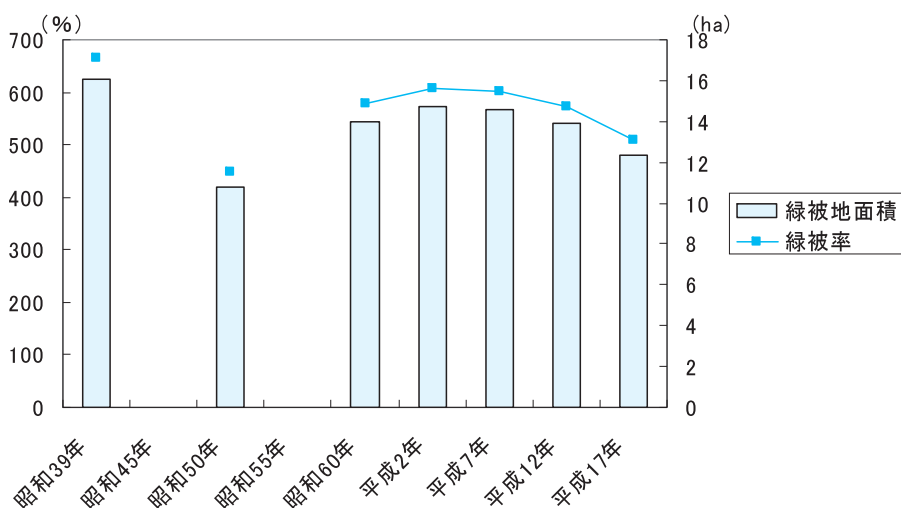
（出所：豊中市調べ（調査地点豊中市役所局））

③ 自然・みどり

緑被率（樹林・樹木が市域に占める割合）については、昭和 39 年度（1964 年度）以降千里ニュータウン開発などにより大幅な減少が見られました。その後、昭和 50 年度（1975 年度）以降、平成 2 年度（1990 年度）までは増加傾向が見られましたが、平成 7 年度（1995 年度）から再度減少傾向に転じ、平成 17 年度（2005 年度）調査で約 13.1%となっています。

みどりの配置については、地域間で偏りがあり、まとまった樹林地は、北部、中部地域に見られます。

図 緑被率調査結果



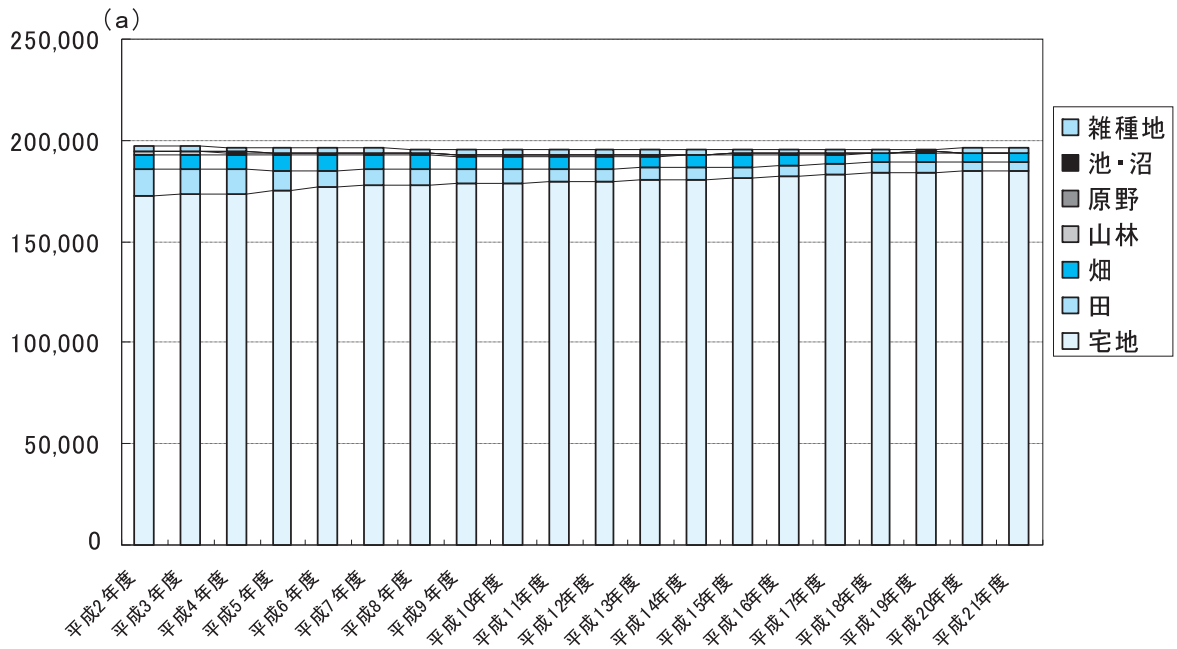
(出所：豊中市調査（およそ5年ごとの調査、ただし1970年度、1980年度は未調査）)

1-3 社会的条件

(1) 土地利用

全都市街化区域に指定されています。宅地（住宅地、商業地、工業地など）の割合が多く、全体の90%以上を占めています。年々、宅地の割合が増加している一方、農地（田畑・休耕地）の面積は年々減少しています。

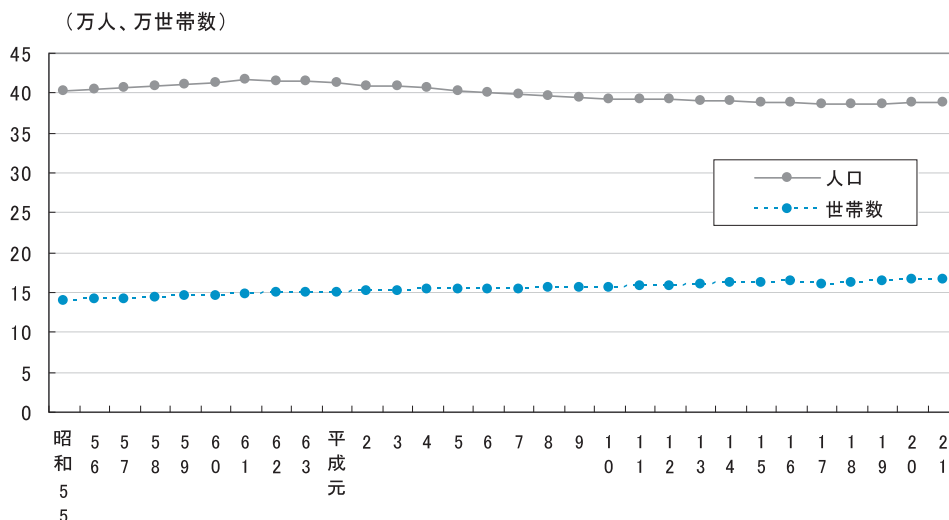
図 固定資産税評価対象地の経年変化状況



(2) 人口

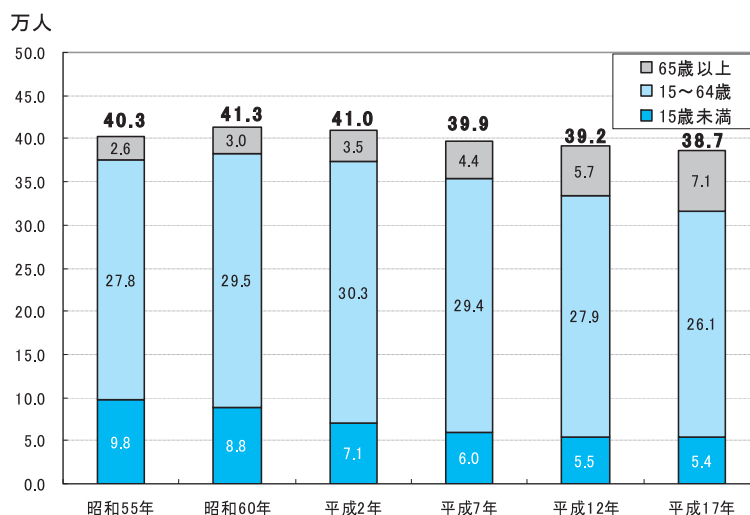
本市の人口は、平成 20 年（2008 年）8 月 31 日現在、388,091 人であり、微減傾向にあります。本市でも、全国と同様に少子・高齢化が進んでおり、豊中市の人口は、昭和 62 年（1987 年）をピークに減少傾向が続いてきました。今後も、高齢化に伴う死亡者数の増加により、長期的には人口減少が続くものと見られます。

図 豊中市の人口・世帯数の推移



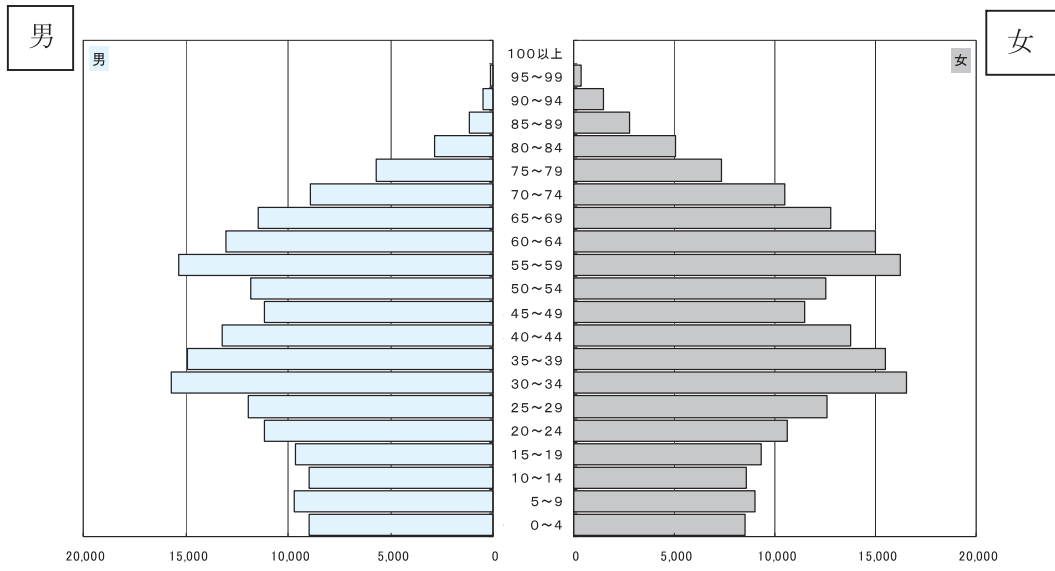
(注) 国勢調査実施年は国勢調査人口、他の年は国勢調査をもとにした推計人口
(出所：豊中市統計書)

図 豊中市の年齢3区分別人口の推移



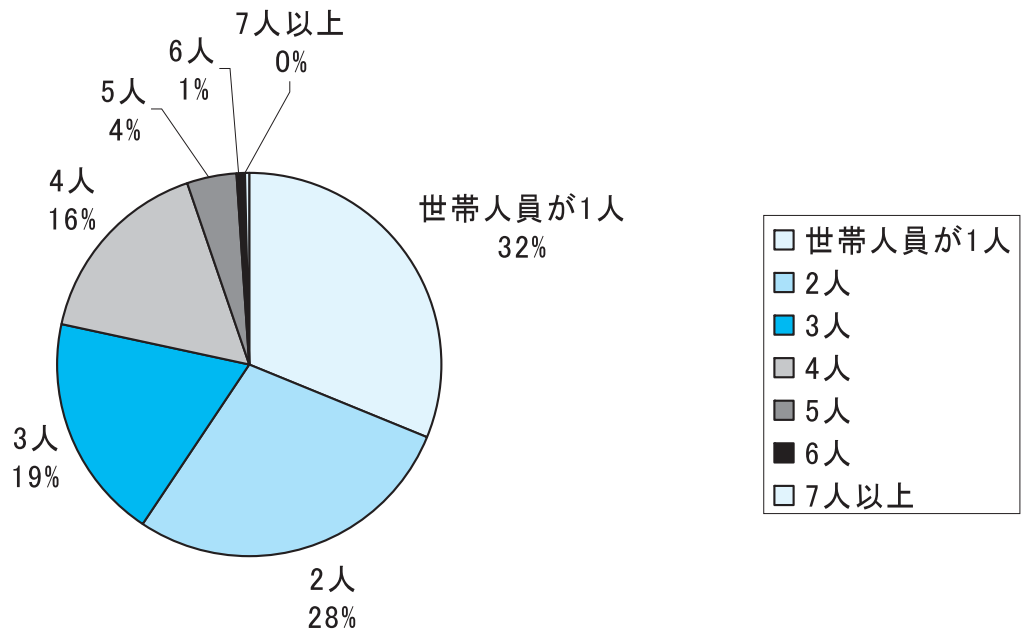
(出所：平成 17 年度国勢調査)

図 年齢別人口分布（平成 17 年度）



(出所：平成 17 年度国勢調査)

図 世帯別構成員（平成 17 年度）



(出所：平成 17 年度国勢調査)

(3) 産業構造

産業構造は、第三次産業が主で約75%を占めています。第一次産業は約0.2%、第二次産業は約25%となっています。製造業、卸売・小売業、飲食店は減少傾向であり、不動産業、サービス業は増加傾向にあります。

製造業の事業所総数・製造品出荷額ともに年々減少傾向にあり、平成17年（2005年）時点で、事業所数は755軒、製造品出荷額は3,843億円となっています。

図 産業別就業者人口の推移

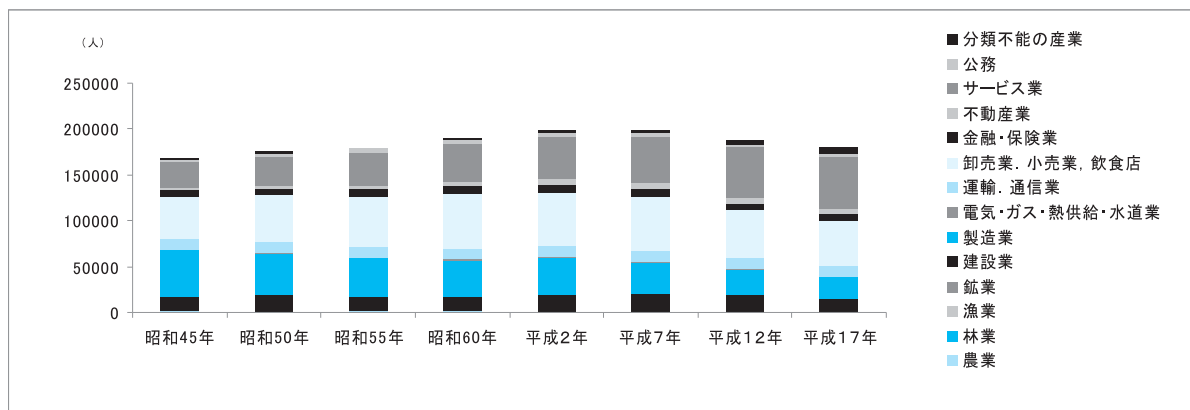
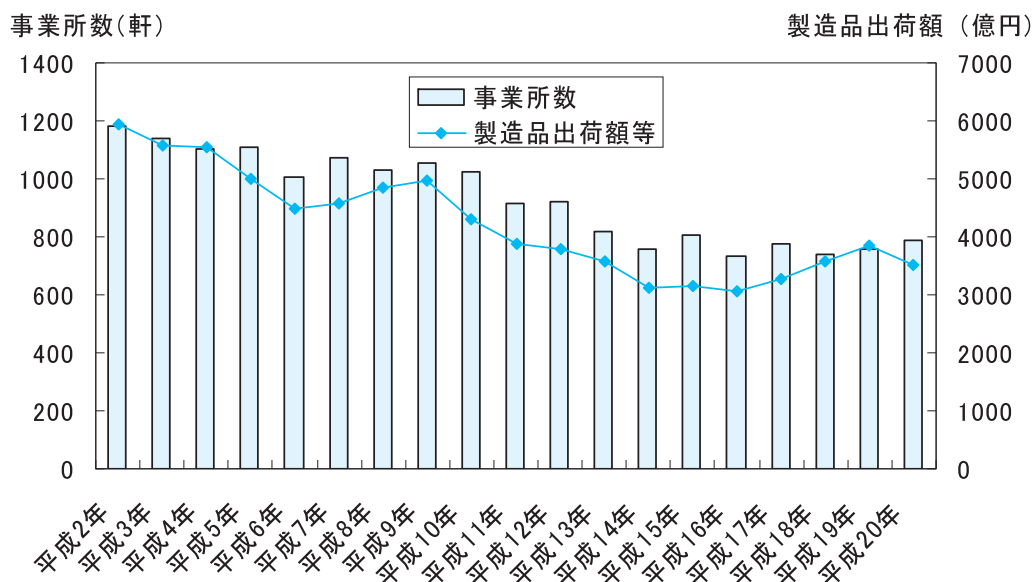


図 製造業の事業所数と製造品出荷額の推移



(出所：豊中市統計書)

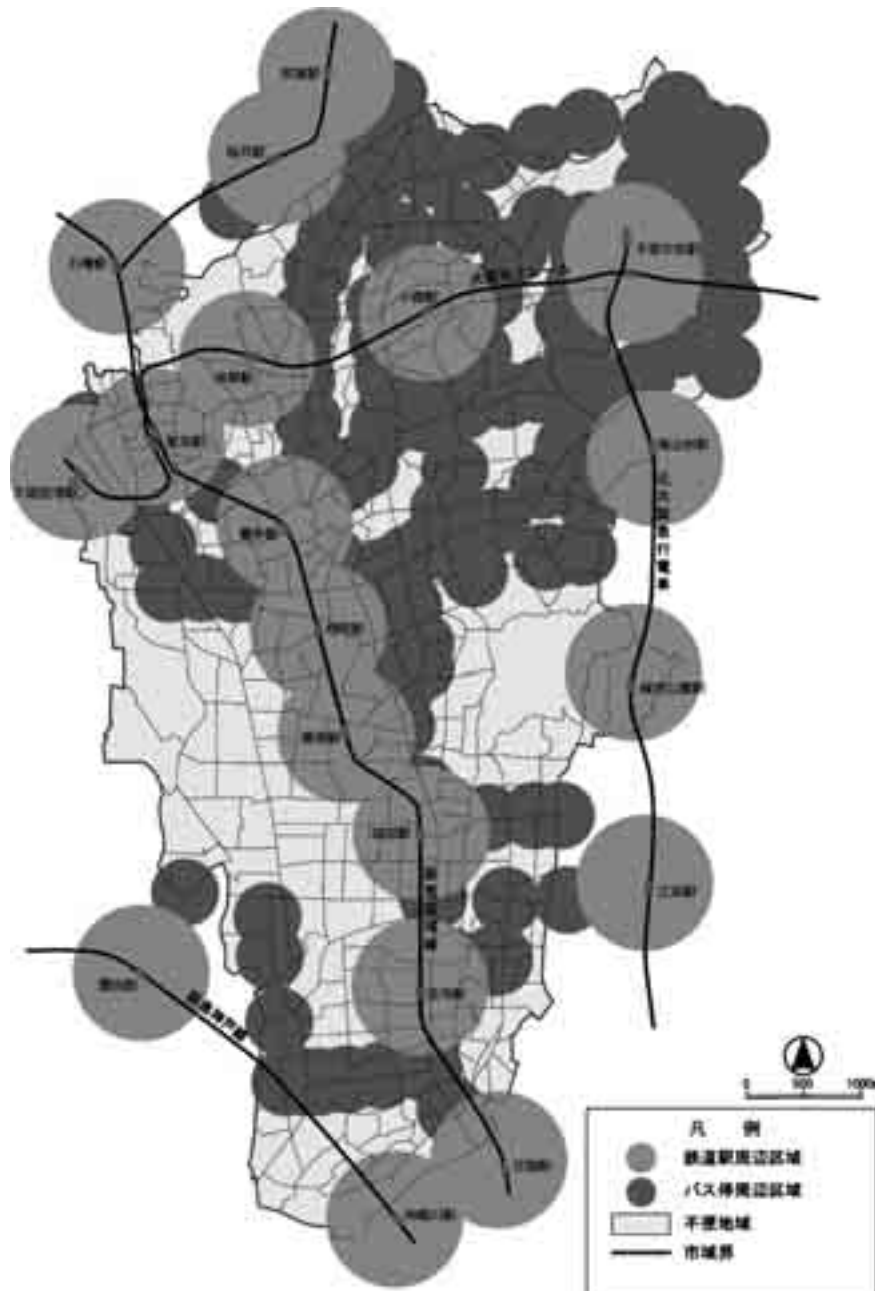
(4) 運輸

① 鉄道・バスネットワーク

市内には、阪急電鉄宝塚線6駅、北大阪急行2駅、大阪高速鉄道(モノレール)5駅の計13駅があります。隣接自治体に存在する駅も、池田市1駅、吹田市1駅、大阪市2駅、兵庫県尼崎市1駅と計5駅が豊中市内に駅勢圏があり、特に南北の移動については、鉄道が整備されています。またバス交通は、阪急バスが9路線、停留所が153箇所あります。

下図を見ると、駅から半径600m(徒歩10分)、バス停から半径300m(徒歩5分)が市内全体の多くを占め、非常に公共交通機関の利便性が高い都市であることが分かります。

図 豊中市内の駅・バス停勢圏図



(出所:豊中市 EST モデル事業推進委員会委員会資料)

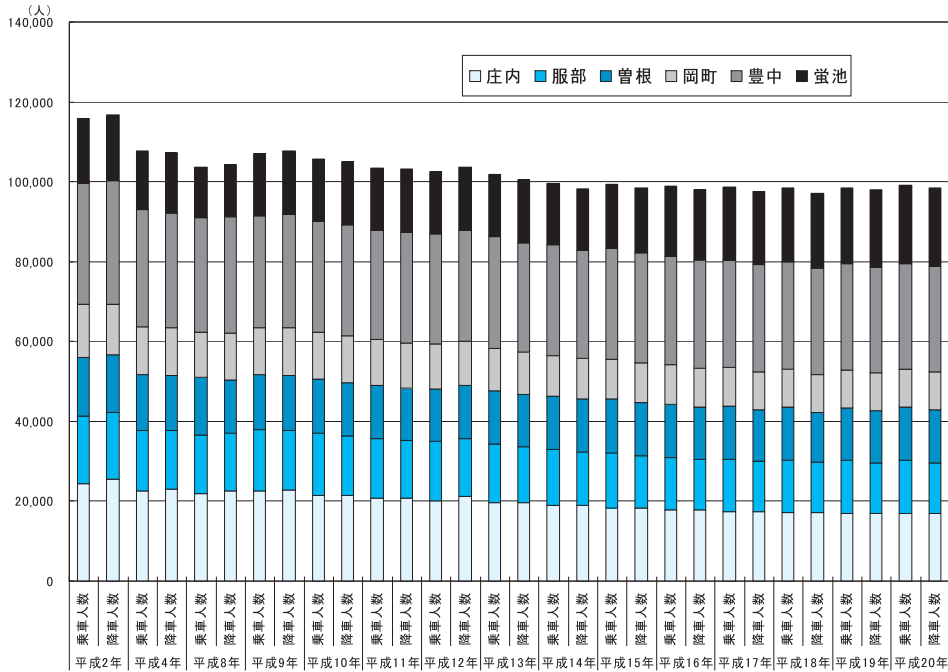
② 鉄道利用状況

市内を走る鉄道としては、阪急電鉄、北大阪急行、大阪高速鉄道(モノレール)があります。阪急電鉄については、乗降者数は減少傾向にあり、平成19年(2007年)時点で、約9万8千人/日程度になっています。

北大阪急行については、平成5年(1993年)頃まで増加してきましたが、それ以降は減少傾向にあり、平成19年(2007年)時点で約6万2千人/日です。

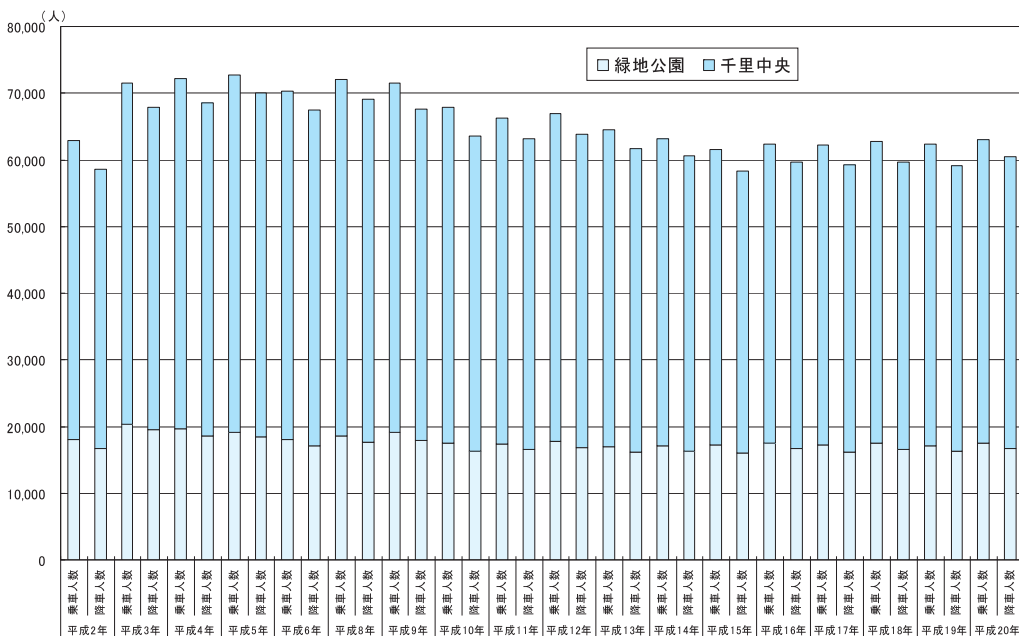
大阪高速鉄道(モノレール)については、路線の延長に伴い急増し、平成19年度(2007年度)時点では総数約4万1千人/日となっています。

図 阪急電鉄の1日あたりの乗降車人数の推移



(出所：豊中市統計書)

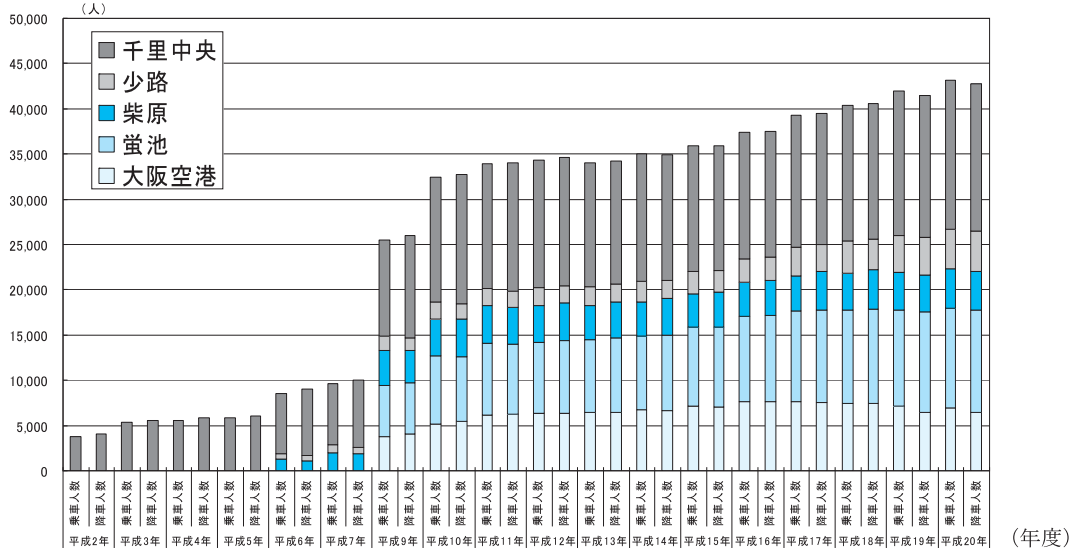
図 北大阪急行の1日あたりの乗降車人数の推移



※平成7年は未調査

(出所：豊中市統計書)

図 大阪高速鉄道（モノレール）の1日あたりの乗降車人数の推移



※平成8年度は未調査
(出所：豊中市統計書)

③ バス利用状況

阪急バスの利用者数は減少傾向にあり、平成4年度（1992年度）まで増加したものの、ここ数年は減少傾向が続いています。平成19年度（2007年度）の1日あたりの利用者数は平成4年度（1992年度）のピーク時の6割程度に減少し、5万3千人/日程度となっています。内訳を見ると、千里中央および豊中での利用者が多い状況です。

図 阪急バスの1日あたり乗車人数の推移

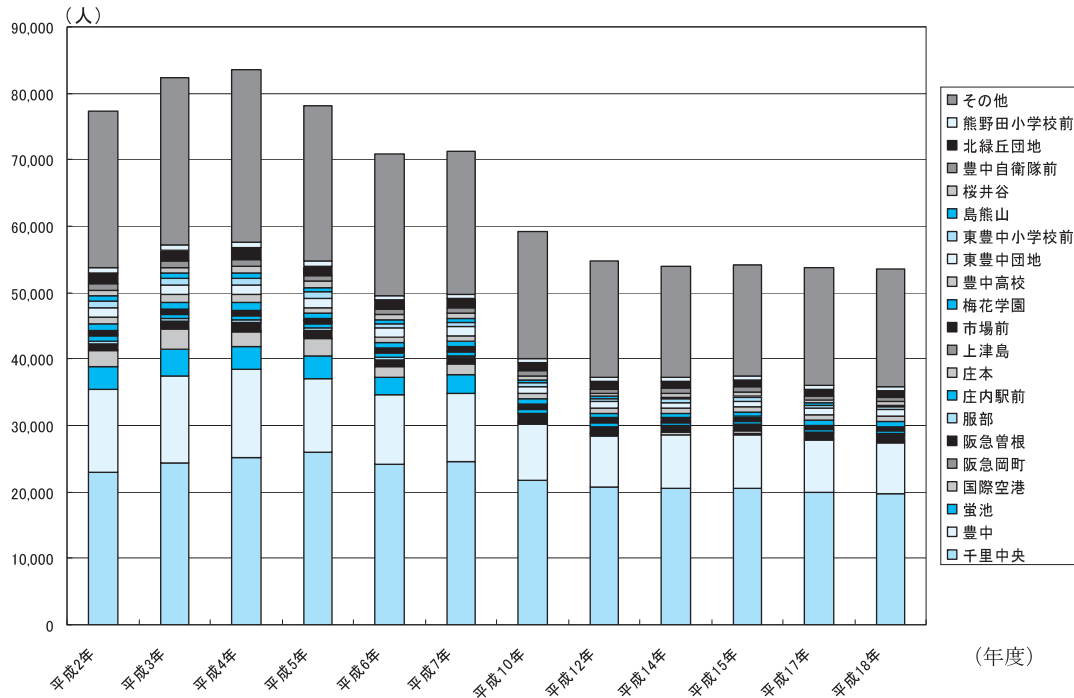
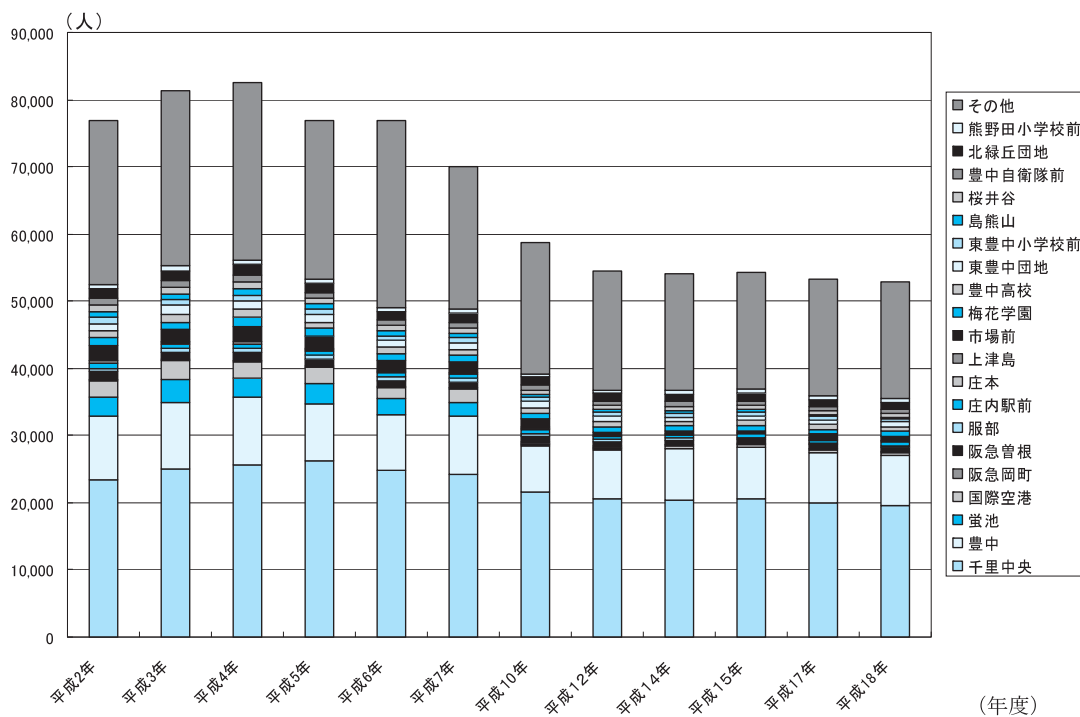


図 阪急バスの1日あたり降車人数の推移



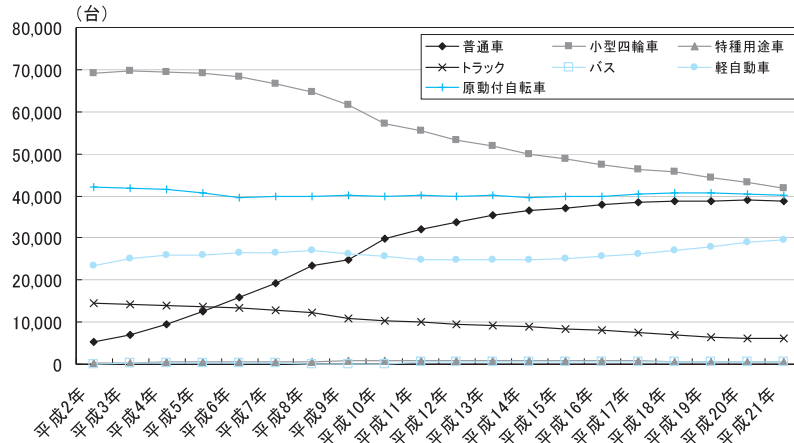
※平成8年、9年、11年、13年、16年度は未調査である。

(資料：阪急バス株式会社)

④ 自動車保有状況

本市の自動車保有状況としては、小型四輪車が平成3年(1991年)まで増加していましたが、その後大きく減少しており、代わりに普通車が平成6年(1994年)頃から増加し始め、近年は横ばいです。平成20年(2008年)では、小型四輪車が43,186台、普通車が38,935台となっています。原動付自転車は横ばいあるいは微減となっており、平成20年(2008年)では、40,000台程度で推移しています。

図 自動車保有台数の推移



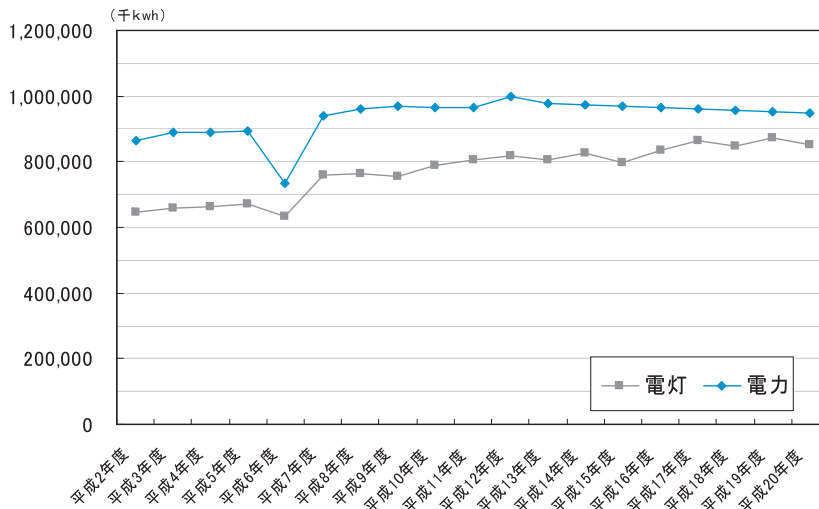
(出所：豊中市統計書)

(5) 資源・エネルギー消費

① 電気使用量

電気使用量については、業務用である電力は平成7年度（1995年度）以降、横ばいとなっていますが、家庭用である電灯は伸びが著しく、平成2年度（1990年度）から平成17年度（2005年度）にかけて、約26%増加（約1.3倍）になっています。

図 電気使用量の経年変化



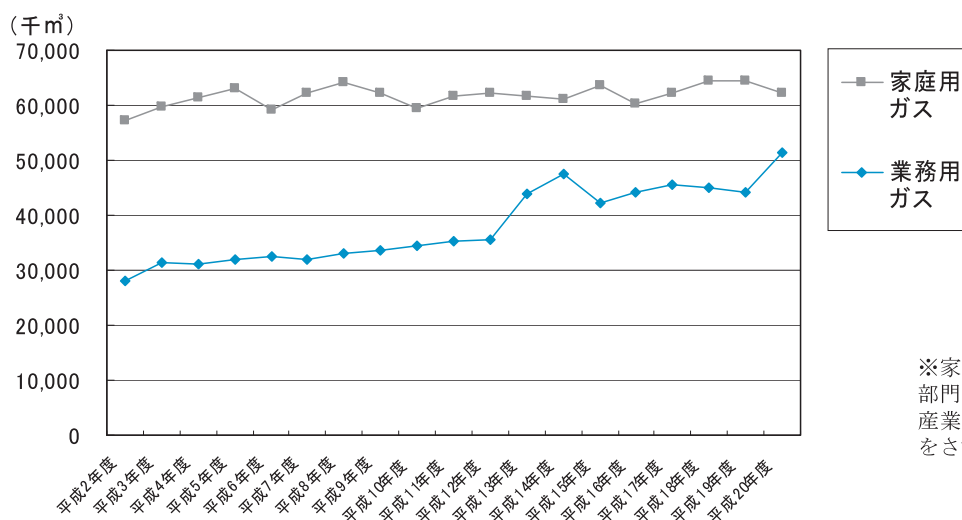
※電灯を家庭用（民生家庭部門）、電力を業務用（産業部門、民生業務部門）とみなす。

(出所：豊中市統計書)

② ガス使用量

ガス使用量については、業務用ガスは平成2年（1990年）から年々増加しています。家庭用ガスは、平成2年（1990年）から平成19年（2007年）にかけて、増減を繰り返しながらほぼ横ばいとなっています。

図 ガス使用量の経年変化



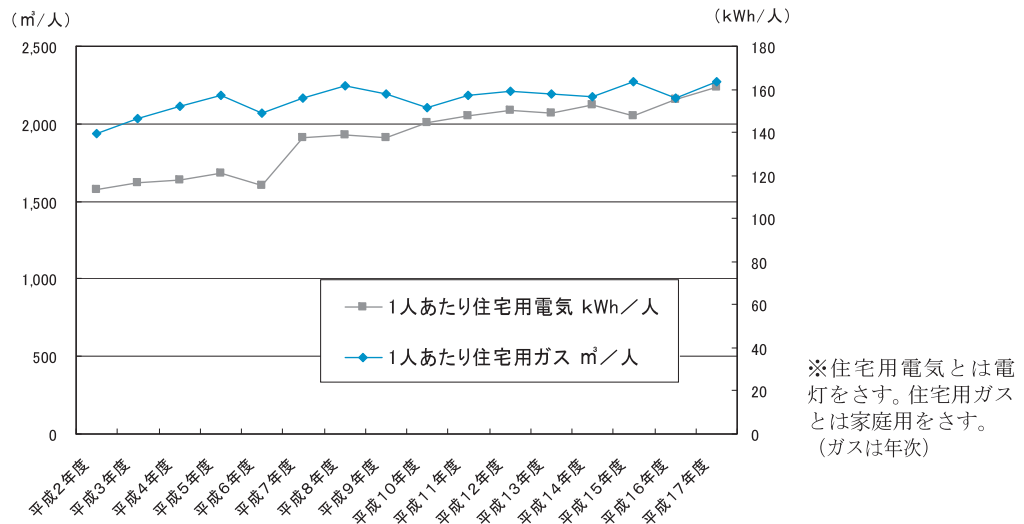
※家庭用ガスは民生家庭部門、業務用ガスとは、産業部門、民生業務部門をさす。

※統計データに計上しているガスの値は、大阪ガスの販売量。

※平成13年に著しく増加しているのは、千里地域冷暖房でのガス消費量を大阪ガス社内消費量として計上していたが、平成13年より同社の子会社へのガス販売量として計上することになったため、顕在化したからである。

(出所：豊中市統計書)

図 一人あたり電気・ガス使用量の経年変化（部門別）

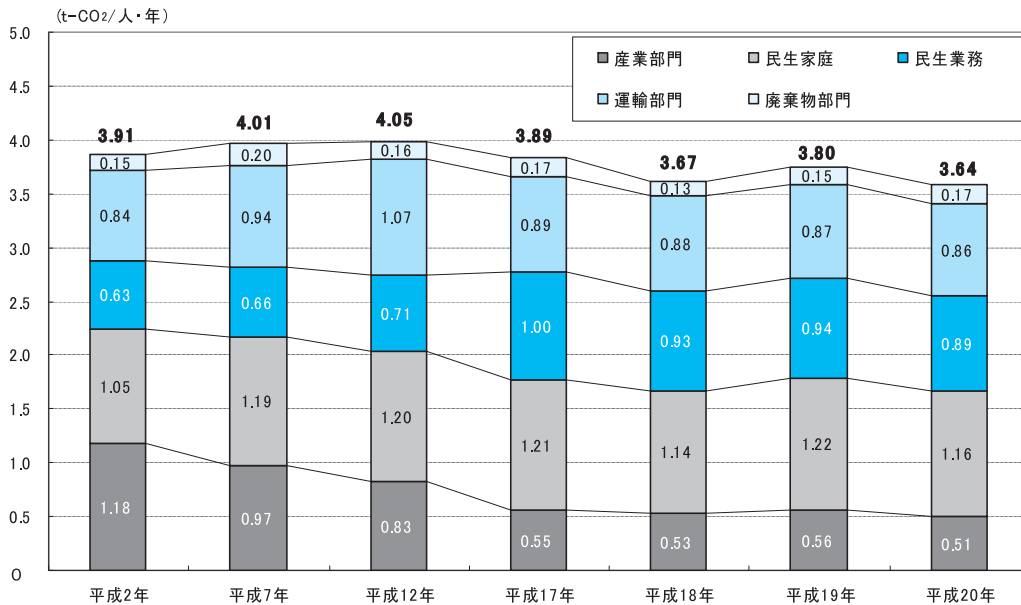


(出所：豊中市調べ)

③ 市民一人あたりのCO₂排出量

市民一人あたりのCO₂排出量については、平成12年(2000年)の4.05t-CO₂/人・年から年々減少していましたが、平成19年(2007年)に一旦増加し、平成20年(2008年)には減少しています。

図 一人あたりCO₂排出量の経年変化（部門別）

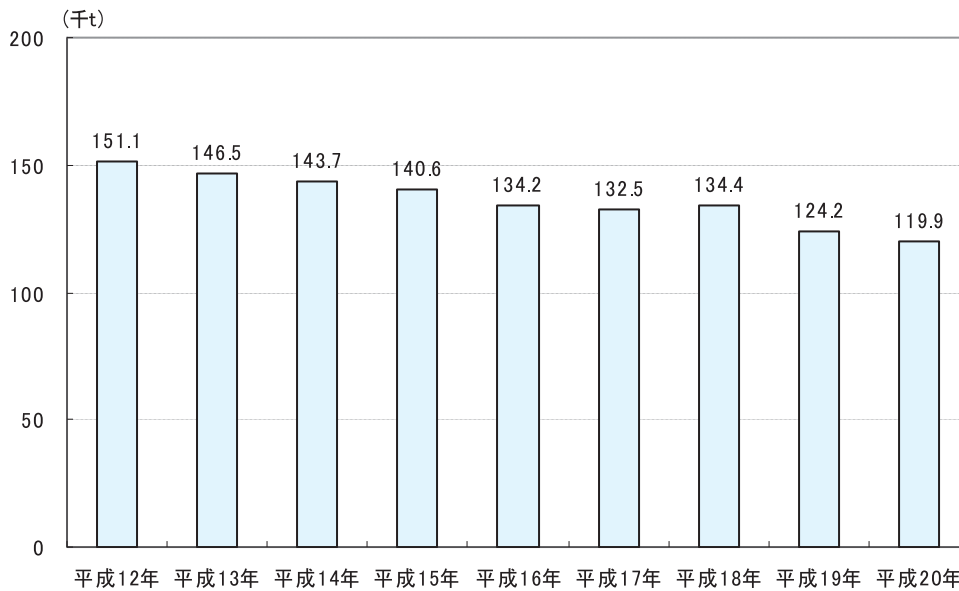


(出所：豊中市環境報告書(とよなかの環境))

④ ごみ排出量

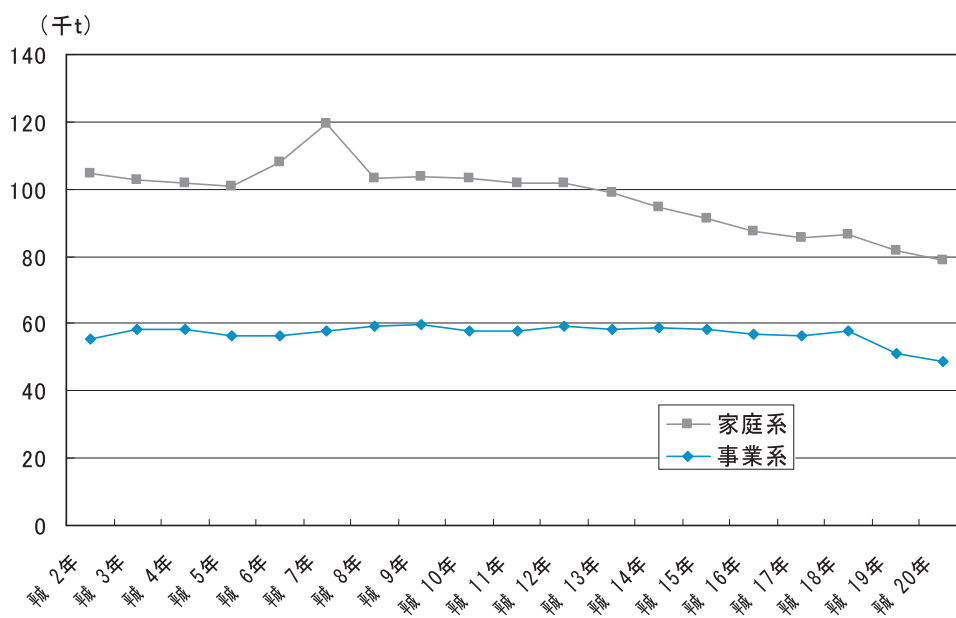
ごみの総排出量としては減少傾向にあります。また、ごみ収集量は、家庭系ごみは減少傾向にありますが、事業系ごみは横ばい状態にあり、家庭系ごみほど減量が進んでいません。1人1日あたりのごみ排出量は減少しています。

図 ごみの総排出量の推移



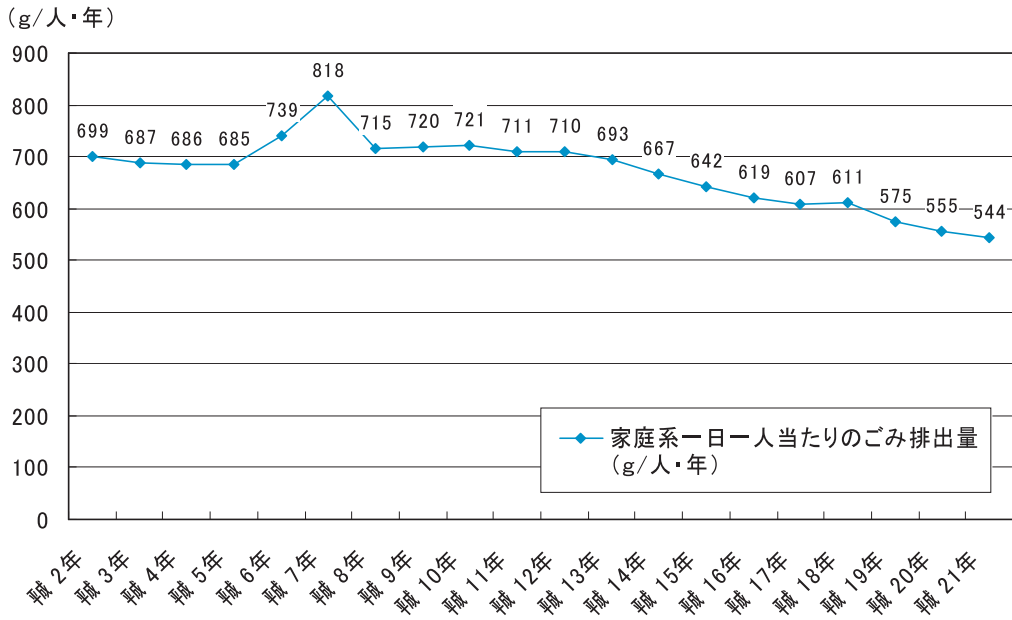
(出所：豊中市環境報告書（とよなかの環境）)

図 家庭系・事業系ごみ収集量の推移



(出所：豊中市調べ)

図 家庭系 1 日一人あたりのごみ排出量

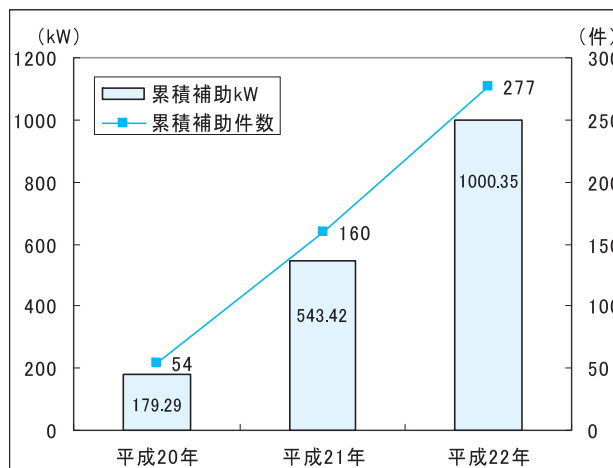


(出所：豊中市調べ)

⑤ 住宅用太陽光発電の補助件数

平成 22 年度（2010 年度）において、本市の住宅用太陽光発電補助累計件数は 277 件となっています。

図 本市の住宅用太陽光発電補助状況



(出所：豊中市調べ)

2 環境に関する市民・事業者・団体の意識調査

2-1 市民の意識調査

(1) 調査の目的

平成 22 年度（2010 年度）の「第 2 次豊中市環境基本計画策定」に向け、市民の環境に対する意識や行動の現状および経年的な変化を把握することにより、「豊中市環境基本計画」の効果や課題を抽出し、今後の環境政策の方向性や施策・事業等を検討する際の基礎資料とすることを目的にアンケートを行いました。また、分野ごとの当面の取組みについての意向・課題や、長期的なめどす姿について把握しました。

(2) 調査方法

調査対象および調査方法は以下のとおりです。

- ①地 域 豊中市全域
- ②対 象 市内在住の満 16 歳以上の男女個人
- ③対象者数 3,000 人
- ④抽出方法 住民基本台帳からの無作為抽出
- ⑤調査方法 郵送法（郵送による配布・回収）
- ⑥調 査 票 設問は 50 問、調査票は A4 サイズ、20 ページ
- ⑦調査期間 発 送 日：平成 20 年（2008 年） 9 月 13 日（土）
返送締切日： " 9 月 30 日（火）
- ⑧回収状況 有効回収数 1,343 票、回収率 44.8%

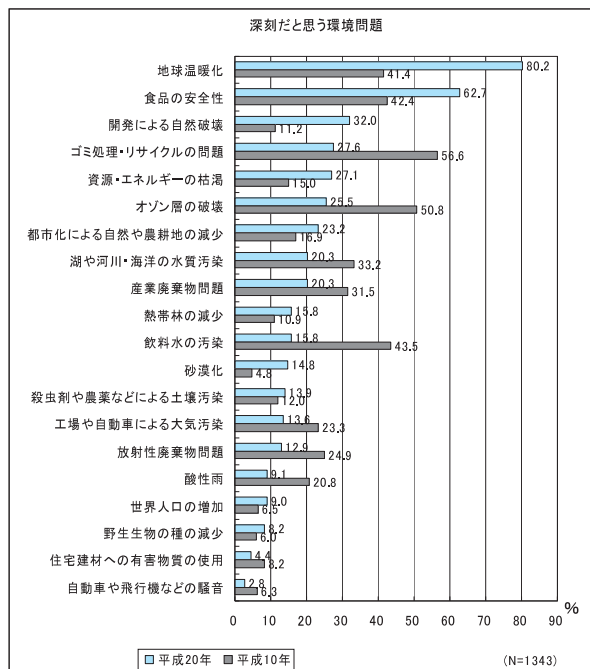
(3) 回答者の平均的な姿

- 50～70 代の無職層。または 30～40 代の会社員・公務員等。比較的女性が多い。
- 比較的高年齢の家族で構成されており、平均世帯人数は 2.55 人。高年齢層は 15%弱と 10 年前より増加している。
- 豊中市に 10 年以上住んでおり、ずっと住み続けたいと定住意向は高い。持家と借家は半々の割合。
- 自動車は 1 台持っているか持っていない。

(4) 調査結果の概要

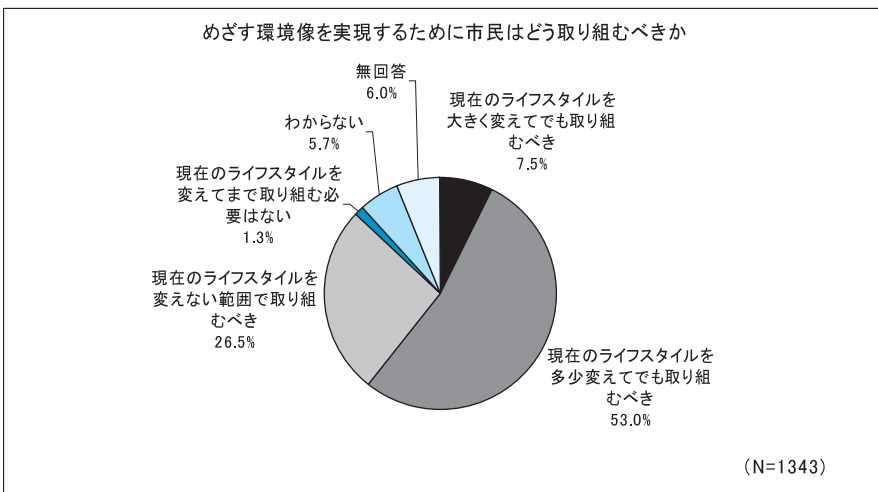
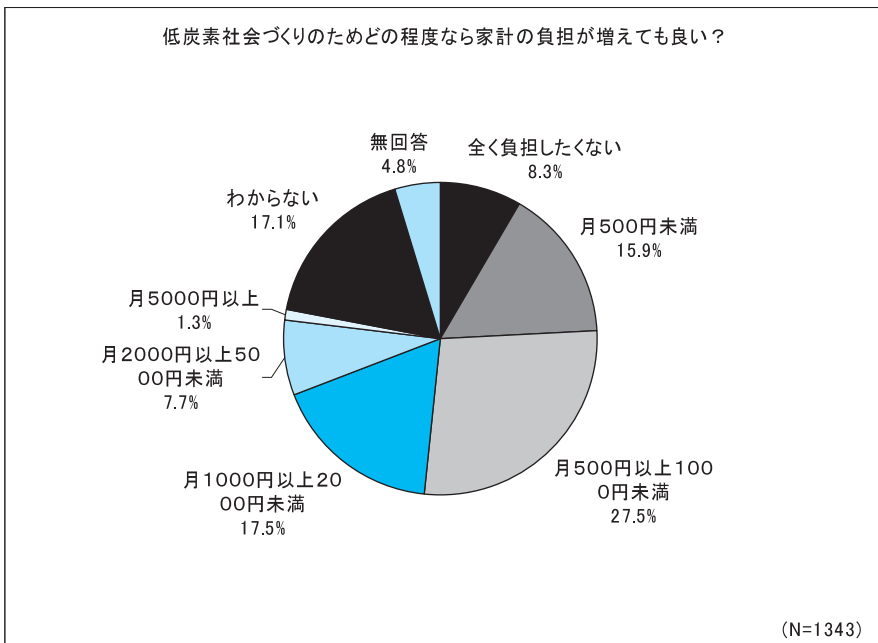
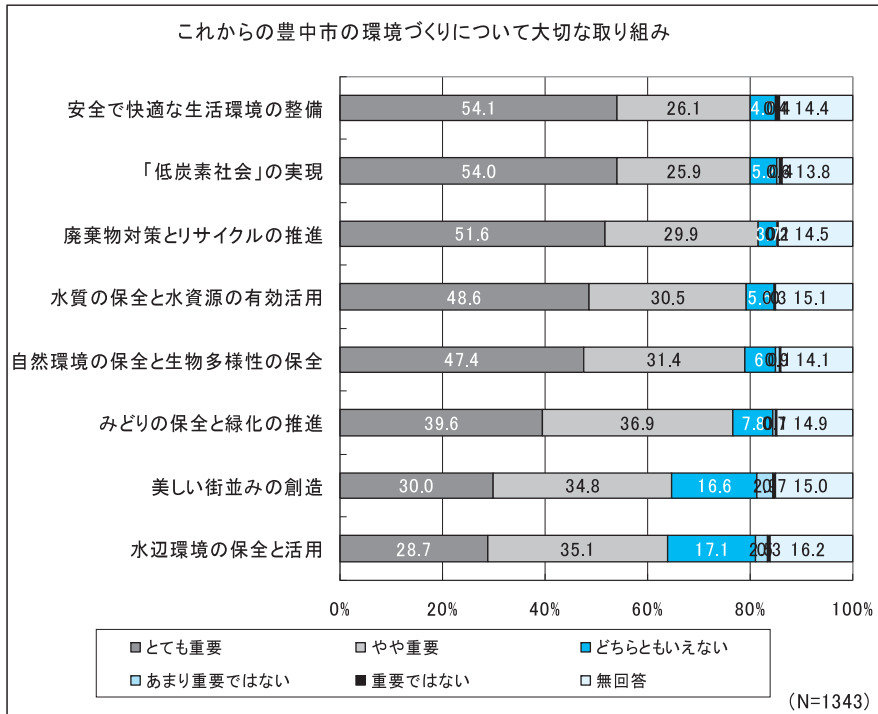
① 環境の関心テーマは11年前と大きく変化

- 市民の関心のあるテーマは11年前は「ゴミ処理・リサイクルの問題」「オゾン層の破壊」「飲料水汚染」でしたが、今回大きく変化し「地球温暖化」「食品の安全性」と時勢が反映された内容でした。「地球温暖化」については「すごく進んでいる」と意識が高まっています。
- 環境への満足度は11年前と比較し特に「快適面」での満足度が上がっています。「自然との共生面」では満足度が低めです。満足度が高い人ほど定住意向が強く、豊中市に住み続けるために「環境」は重要な要素となっていることが分かります。
- 深刻だと思ふ環境問題については、「地球温暖化」が80.2%と最も高い割合を示しました。次いで「食品の安全性」が62.7%と割合が高くなっています。
- 平成9年（1997年）時（「豊中市環境基本計画」策定時）と比較すると、「地球温暖化」が飛躍的に増加し、「ゴミ処理・リサイクルの問題」や「オゾン層の破壊」、「飲料水の汚染」などが低くなっています。



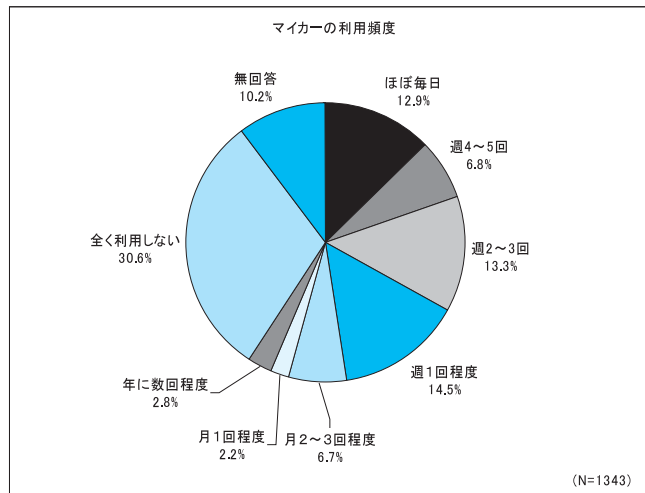
② 望ましい環境像は「安全・快適」で「低炭素な社会」

- これからの豊中市の環境づくりにおいて特に重要だと指摘されているテーマは「安全・快適な生活環境の整備」と「低炭素社会づくり」です。
- 優先して取り組むべきテーマは「低炭素社会づくり」があげられています。
- めざす社会を実現していくために「ある程度ならライフスタイルを変えてもよい」という市民が半数を占め、また燃料や資源の高騰などに対して「月500～1,000円程度の家計負担」なら可能であるという市民も多く見られました。



③ 低炭素社会づくりにおいては

- 日々の生活において、家電製品のエネルギー節約、水資源の節約などはほぼ浸透し意識して行われています。しかし、「カーボンオフセット」といったような社会的な仕組みに対してはまだ関心・実践ともに高まっていません。
- 車の所有台数は減少してきており、特に若年層と高齢層で所有率は低くなっています。自営業を除けば、30～40代の会社員・公務員等、家事従事者において車の所有率が高く、週1回以上運転しています。
- マイカーの抑制については、地球温暖化が進んでいるという意識の高まりや、アンケート回収時の燃料高騰もあってか、若干は意識して抑制されているようです。
- 一方で、「低炭素社会」という言葉の認知度は未だ低く、低炭素社会を実現していくための障害として「危機感のなさ」があげられています。また「機器導入の資金」といった経済面での課題もあげられています。

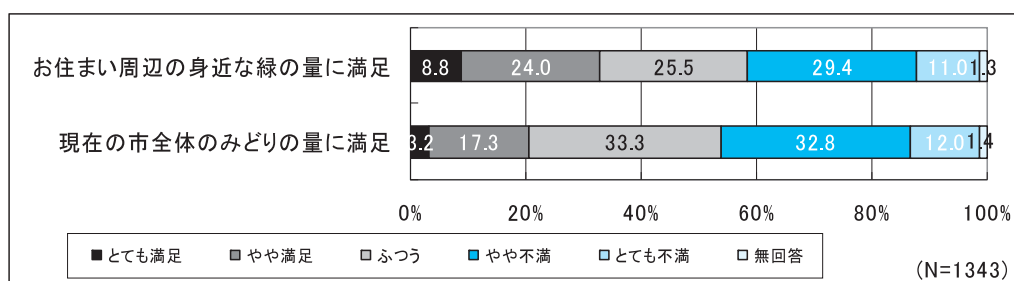
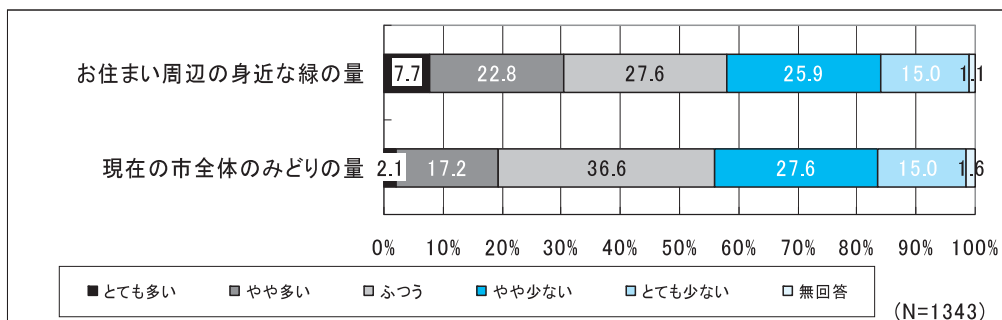


④ 循環型社会づくりにおいては

- 廃棄物の分別、リサイクル行動についてはある程度取組みは進んでおり、水環境の保全も節水など生活レベルでの取組みは比較的進んでいます。
- 循環型社会づくりにおいては、「公害防止対策の充実」「不法投棄防止対策の推進」「適正なりサイクルの推進」などが求められています。

⑤ 自然環境との共生においては

- 自然環境との共生については、満足度が比較的低い分野となっています。「北東部」「東部」で満足度が高く、「西部」「南部」で満足度が低くなっています。
- 市民の「みどり」に対する欲求は高く、地域活動において参加したい活動として「緑化活動」があげられています。里山保全やリーダーとして自らに取り組むといったところまでには至っていないものの、みどりと関わりを強く求めている傾向がうかがえます。
- 北部で「みどりが減った」という認識が高いことから、みどりの量の多さ（認識）と満足度は密接な関係があると言え、みどりの多面的な機能を生かし、みどりと関わりを持った活動が求められています。
- 自然環境を保全していくために「無秩序な開発の防止」「里山・緑地の保全」が求められています。

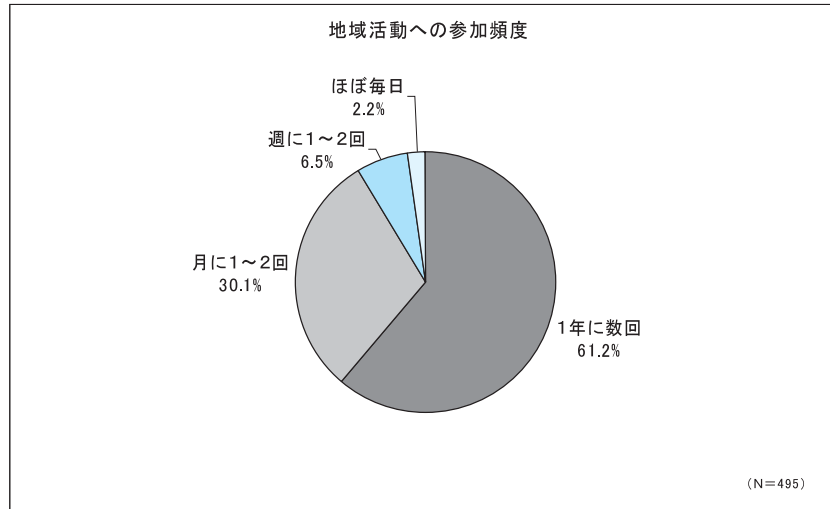


⑥ 安全で快適な生活環境づくりにおいては

- 快適面においては比較的満足度は高い状況にありますが、市民の快適面での欲求は高く重要であるテーマのひとつとしてあげられています。
- 住宅都市として快適性をさらに向上させるために、「安全な道路空間の確保」や「良好な都市環境の保全創造」などが求められています。

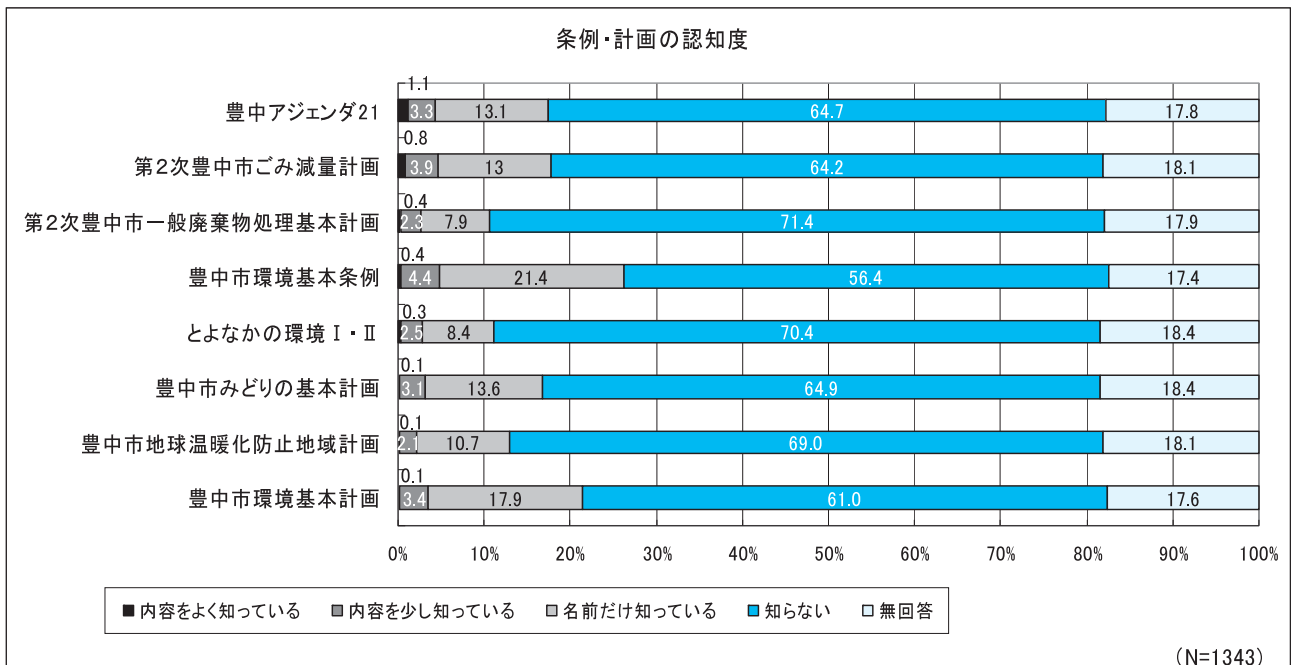
⑦ 人々の地域活動への関わりは

- 市民の地域活動への関わりについては、年に数回程度で、自治会活動やPTA活動に限られています。数少ない市民が、多数の活動に参加している状況があります。
- 情報については、新聞、ニュースなどから得ているが、市のホームページも有効な手段となっています。
- 環境家計簿やエコポイントの取組みについては、ある程度の期待を持って見ているが、環境家計簿については、長続きしていない現状が見て取れることから、楽しくできる方策が必要です。



⑧ 条例・計画の認知度について

- 条例の計画や内容について聞いたところ、総じて「知らない」という割合が高く、認知度が全体的に低いことがうかがえます。



2-2 事業者意識調査

(1) 調査の目的

平成 22 年度（2010 年度）の「第 2 次豊中市環境基本計画」策定に向け、企業の環境に対する意識や行動の現状および経年的な変化を把握することにより、「豊中市環境基本計画」の効果や課題を抽出し、今後の環境政策の方向性や施策・事業等を検討する際の基礎資料とすることを目的にアンケートを行いました。また、分野ごとの当面の取組みについての意向・課題や、長期的なめざす姿について把握しました。

(2) 調査方法

調査対象および調査方法は以下のとおり。

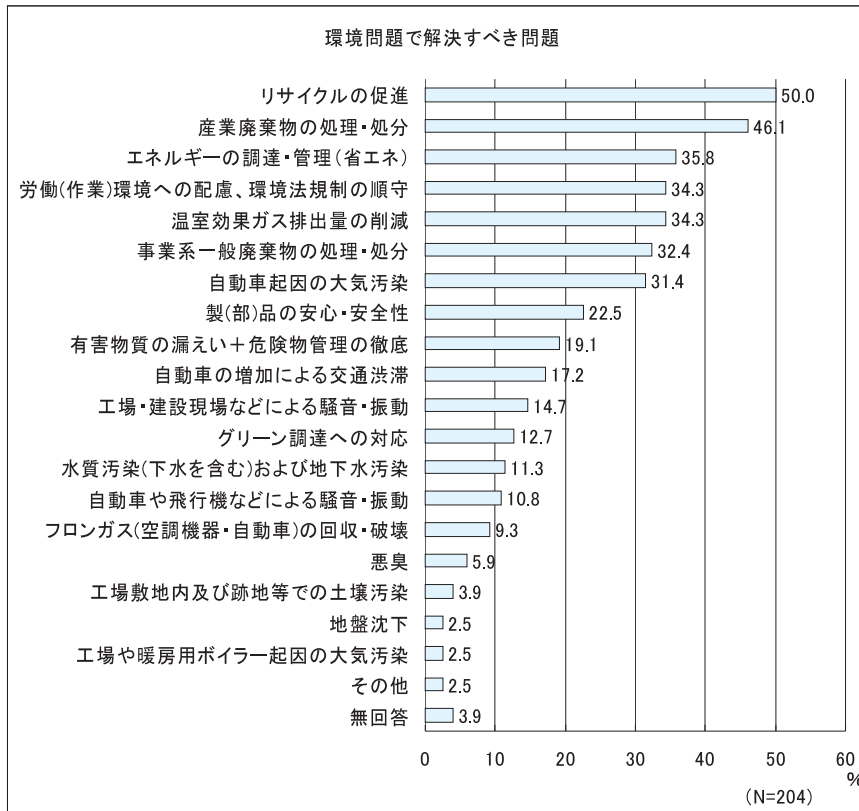
- ①地 域 豊中市全域
- ②対 象 豊中商工会議所に登録している企業
- ③対象者数 700 件
- ④抽出方法 豊中商工会議所協力による抽出
- ⑤調査方法 郵送法（郵送による配布・回収）
締め切り前に礼状を兼ねた督促状を 1 回送付
- ⑥調 査 票 設問は 27 問、調査票は A4 サイズ、11 ページ
- ⑦調査期間 発 送 日：平成 20 年（2008 年） 9 月 13 日（土）
返送締切日： " 9 月 30 日（火）
- ⑧回収状況 有効回収数 204 票、回収率 29.1%

(3) 回答者の平均的な姿

- 業種は建設業、製造業、商業、サービス業と多様ですが、従業員数は 30 人未満、経営規模が 5 千万円未満とほとんどが中小規模です。回答企業の約 8 割が本社や本店でした。
- 立地してから 30 年以上の老舗企業が 4 割程度を占めており、今後も移転の計画はなし。10 年未満の企業は 2 割程でした。
- ISO 取得状況については、約 3 割が ISO14000 もしくはそれに準拠した形で環境管理を実施していますが、ISO の認証を受けている企業は 1 割未満です。

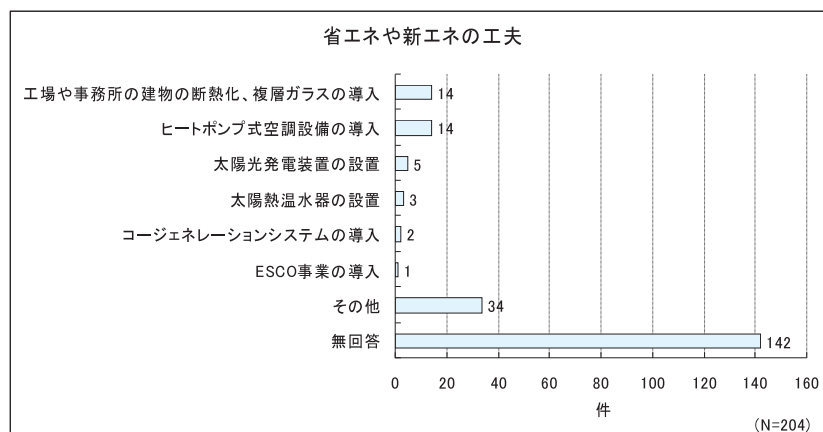
(4) 調査結果の概要

- ① 環境の関心テーマは 11 年前の傾向に加えて「エネルギー」「CO₂削減」「法令遵守」
 - 環境問題として最も関心の高いテーマは 11 年前と同様の傾向を示しており「リサイクル」「産業廃棄物処理・処分」などがあげられています。
 - さらに、「エネルギーの調達・管理」「法令遵守」「温室効果ガス排出量の削減」が次いで多くなっており、これらの諸課題については、近年の資源高騰の状況や企業が社会的に環境への対応が求められている結果を反映しているものと考えられます。
 - 環境保全に対する考え方としては、「次世代のために、企業は地球環境保全につとめるべき」が 9 割弱を占めるなか、具体的な負担度について、環境保全のためへの税については、「やむを得ない」などとした賛成派の 3 割強を「そう思わない」反対派が 4 割強と上回りました。「地球環境保全に尽くした企業ほど評価されるべき」という思いが強く、何らかの仕組みが求められています。
 - 環境問題の中で最も解決すべきととらえている問題は「リサイクルの促進」で、移転の計画は「ない」という回答が最も多く見られました。



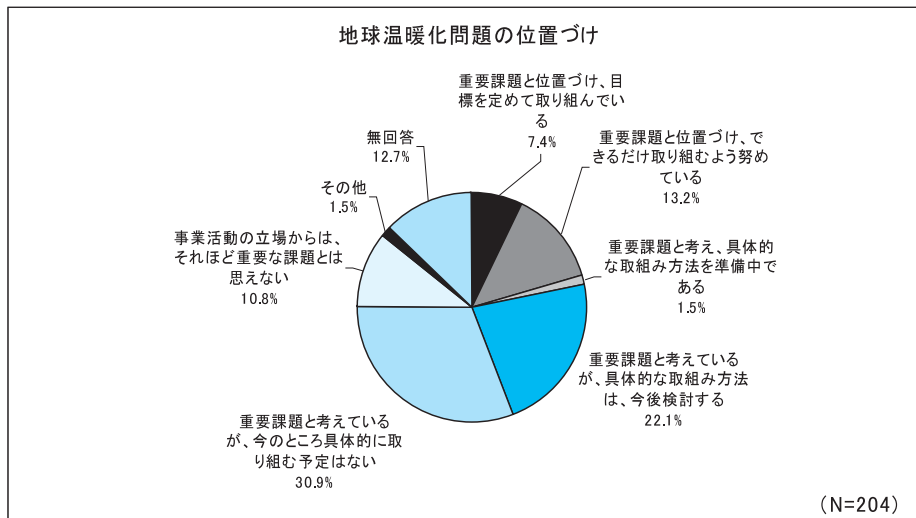
② 企業活動における環境全般への対応状況は 11 年前と比較して「リサイクル」で前進

- 11 年前では「物流の効率化」「包装梱包材の見直し」などの実践度が高く、今回も同じ傾向が見られました。一方、11 年前は「リサイクル」の取り組み率は非常に低かったのに対し、今回調査では実施率が高まっており、法律の制定などが影響し工場等でのリサイクルが進んでいることが分かりました。
- 「エネルギーの管理」や「新エネの導入」などについては、低い実施率でした。
- 省エネルギーの工夫については、断熱化や複層ガラスの導入、ヒートポンプ式空調設備の導入が 14 件ずつでした。

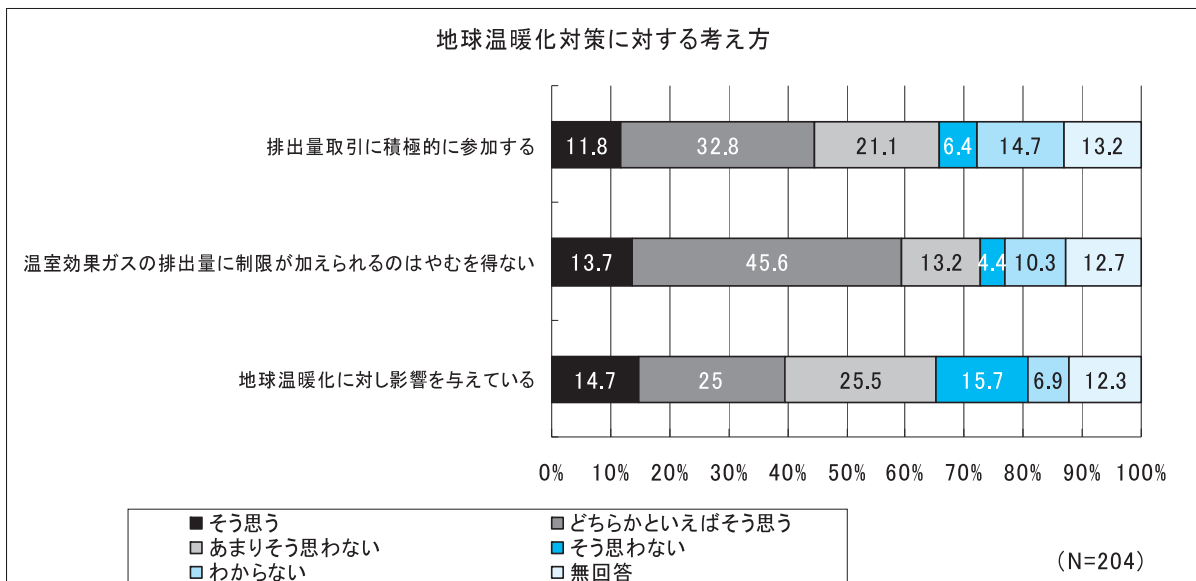


③ 地球温暖化問題に対する認識は「重要課題」だが、取組みは進んでいない

- 地球温暖化問題については、7割程度が「重要課題」ととらえているが、具体的な取組みにまで発展している企業は2割強と少ない状況です。
- 省エネルギーの取組みについては、1割強が目標設定を定めて取り組んでいます。目標設定に取り組んでいない企業では「必要と思うが具体方法が分からない」と回答している企業が多く、具体方法が分かるような支援策があれば省エネの取組みが進む可能性が高いことを示しています。
- 緑化に関しては、半数以上が実践しているまたは実践したいと回答しており、関心は高いことがうかがえます。玄関スペースの緑化はすでに実施されているが、新たに緑化するにあたっては「スペースがない」といったことが課題となっています。
- 交通について、自動車のアイドリングストップなどの浸透率は比較的高まっています。運行数を減らす工夫としては「最短輸送距離選択」「共同配送」などがあげられています。マイカー通勤規制や自粛呼びかけについても3割弱の企業が実施しています。
- 地球温暖化への対応のため排出量への制限については6割がやむを得ないと考えており、4割強が排出量取引に参加したいと考えています。また、国や自治体に求めることについては「省エネが得になる仕組みづくり」「省エネ製品への買換えの補助」などがあげられています。このことから、企業として地球温暖化対策への対応が不可避であり、仕組みや制度により対応を実施したいという意向がうかがえます。
- 「重要課題と考えている」企業が多いが、「取り組む予定はない」が30.9%を占めています。

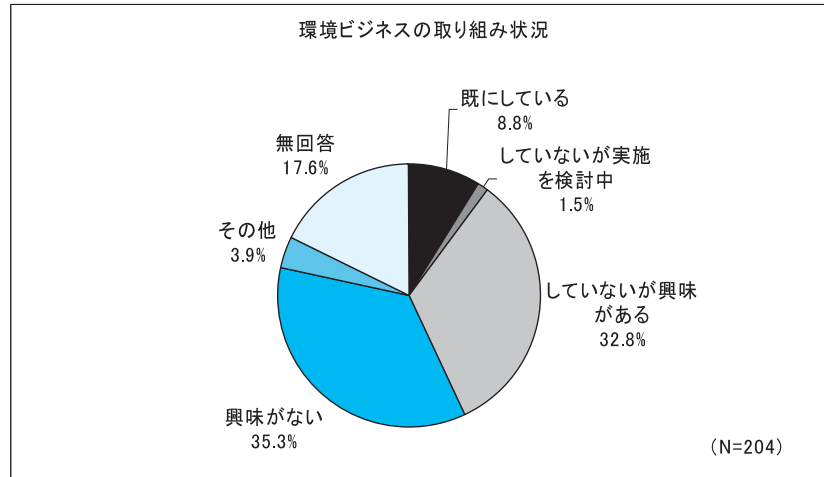


- 排出量に制限が加えられることについてはある程度やむを得ないと考えている企業が多く見られました。



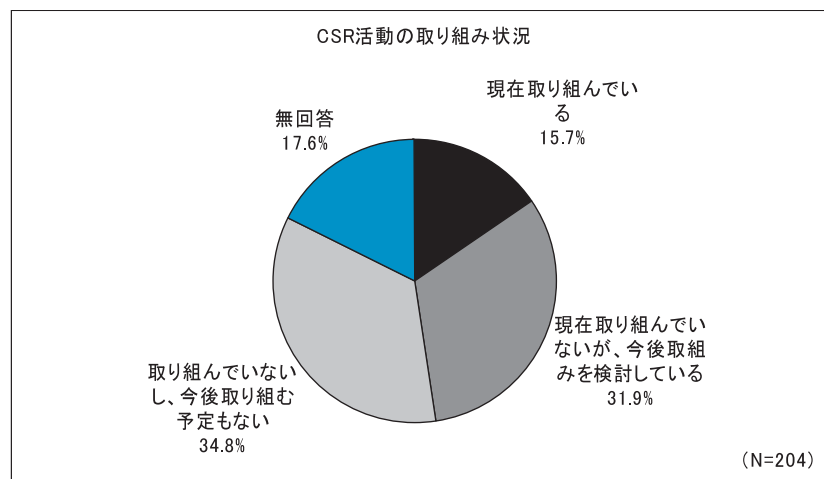
④ 環境ビジネスへの関心については高い

- 4割強の企業が環境ビジネスに関心を持っており、分野的には「リサイクル」「公害対策」「廃棄物適正処理」などが多いが、「省エネ家電・住宅」「太陽光発電」「カーボンオフセット商品」など新・省エネルギーの分野にも関心が高まっています。「屋上緑化」「間伐材利用促進」「井水システム」「情報発信」なども見られました。
- 環境ビジネスについては、「既に行っている」は18件と少ないが、「実施を検討中」または「興味がある」が合計70件あり、関心の高さがうかがえます。



⑤ 企業の社会的責任 (CSR) への関心について

- 環境問題の経営での位置付けについては、「最も重要な課題である」が1割強、さらに「いくつかの重要な経営課題のひとつである」が6割弱と、経営上も位置付けを高めていることが分かります。このような状況で、CSRの取組みについては2割弱程度と取組み率は低いものの、3割強が「今後取組みを検討している」と回答していることから期待ができます。
- テーマについては「まちづくり活動の支援」が多く見られました。
- 「現在取り組んでいる」「今後取組みを検討している」を合わせると約半数となる一方で、34.8%が取り組む予定がないと回答しています。

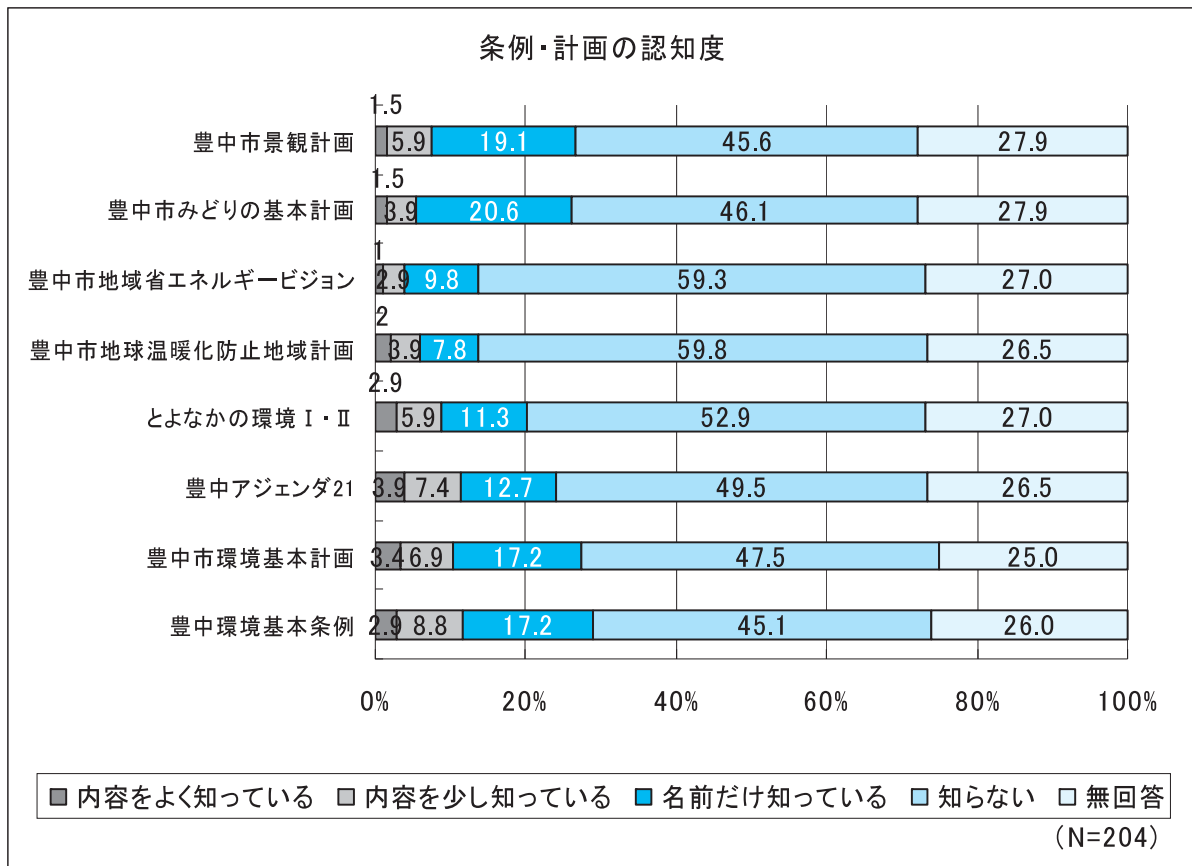


⑥ 企業の地域活動への関わりは、関心があるが余裕がない

- 計画や条例の認知度は総じて低く、行政側にとってはいかに周知していくかが課題となっています。
- とよなか市民環境会議については、多くが「知らない」と回答していて、今後についても、「興味があるが余裕がないので参加できない」と回答している企業が多く見られました。

⑦ 条例・計画の認知度について

○認知度は総じて低く、とくに、「豊中市地域省エネビジョン」、「豊中市地球温暖化防止地域計画」などの認知度が低い状況です。



2-3 団体意識調査

(1) 調査の目的

平成 22 年度（2010 年度）の「第 2 次豊中市環境基本計画」策定に向け、団体の環境に対する意識や行動の現状および経年的な変化を把握することにより、「豊中市環境基本計画」の効果や課題を抽出し、今後の環境政策の方向性や施策・事業等を検討する際の基礎資料とすることを目的にアンケートを行った。また、分野ごとの当面の取組みについての意向・課題や、長期的なめざす姿について把握した。

(2) 調査方法

調査対象および調査方法は以下のとおり。

- ①地 域 豊中市全域
- ②対 象 とよなか市民環境会議構成団体
(PTA 連合協議会、公民分館協議会、社会福祉協議会の下部組織含む)
- ③対象者数 291 団体
- ④抽出方法 とよなか市民環境会議構成全団体
(PTA 連合協議会、公民分館協議会、社会福祉協議会の下部組織含む)
- ⑤調査方法 郵送法（郵送による配布・回収）
締切り前に礼状を兼ねた督促状を 1 回送付
- ⑥調 査 票 設問は 20 問程度。調査票は A4 サイズ、10 ページ程度。
- ⑦調査期間 発 送 日：平成 20 年(2008 年) 10 月 6 日（月）
返送締切日： " 10 月 31 日（金）
- ⑧回収状況 有効回収数 149 票、回収率 51.2%

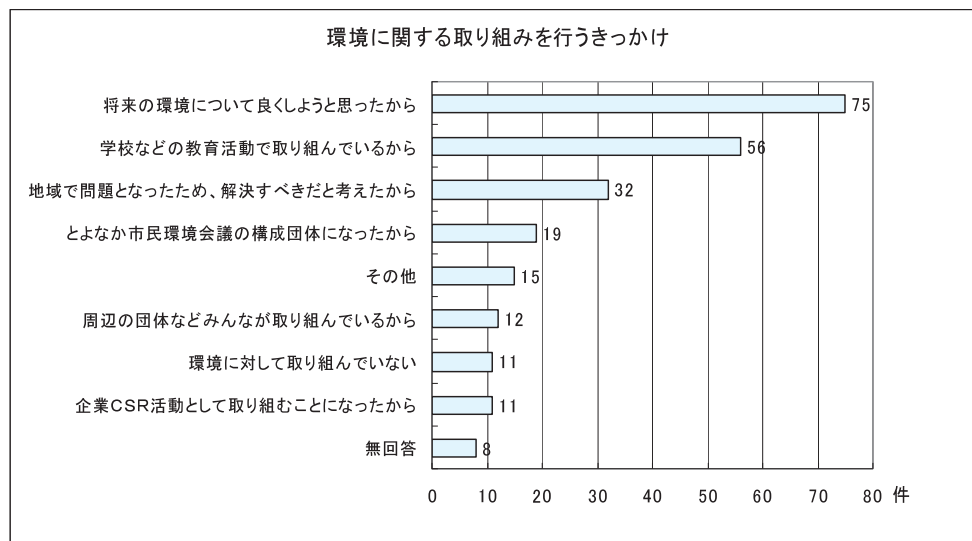
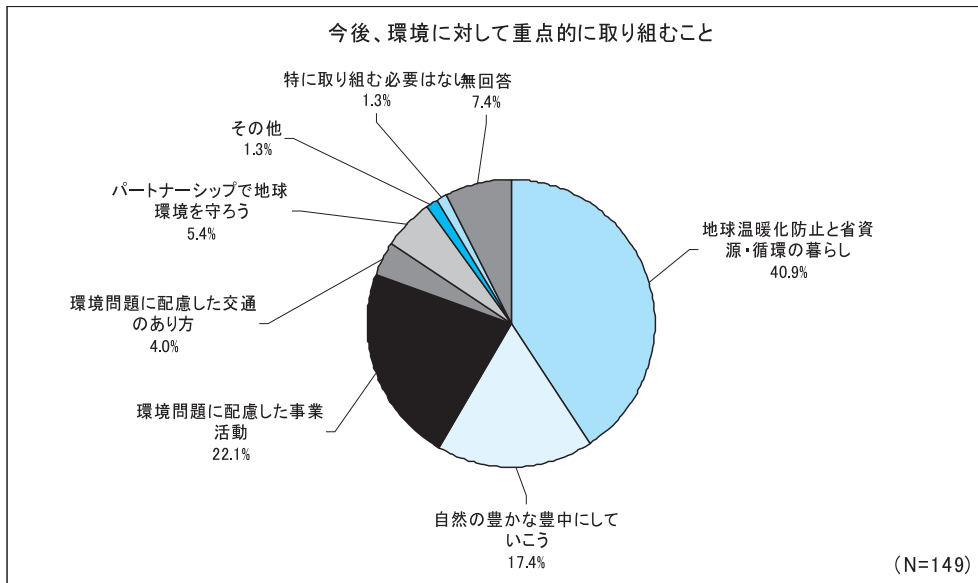
(3) 回答者の平均的な姿

- 回答団体の属性では、「社会教育」関連が多い。特に、「PTA 組織」や「公民分館」が多い。
- 構成人員は、50～100 人程度である。中には 1,000 人を超す組織がある。
- 活動されているテーマについては「子どもの健全育成をはかる活動」が最も多い。

(4) 調査結果の概要

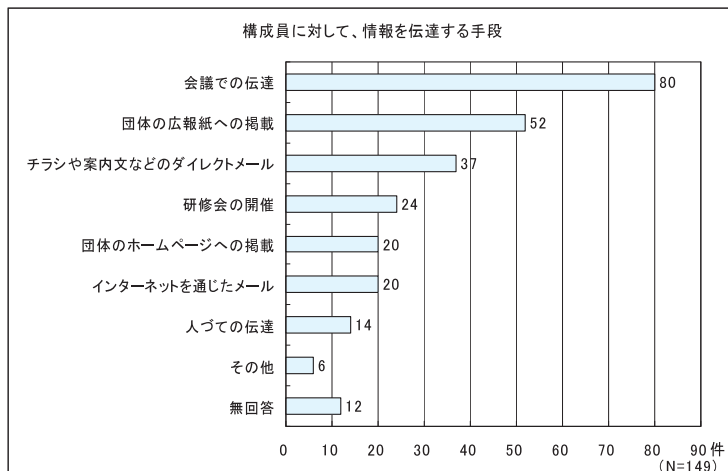
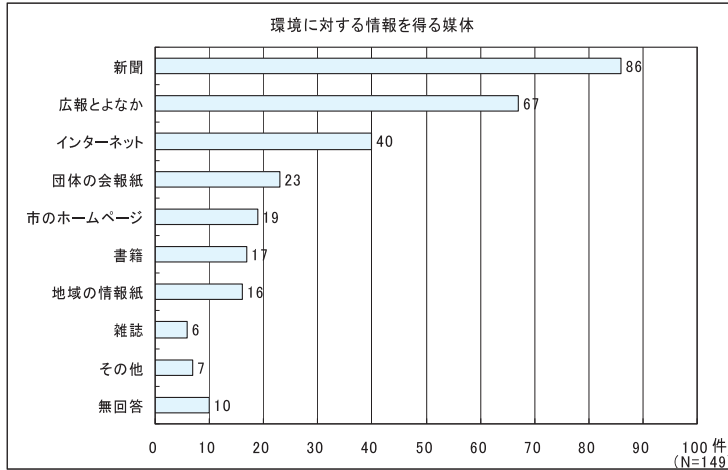
① 団体の環境の活動テーマは「地球温暖化・省資源・循環」と「自然」

- 活動テーマとしては「地球温暖化の防止と省資源・循環の暮らし」「自然の豊かな豊中にしていこう」に比較的多く取り組んでいます。
- 今後重点的に取り組むテーマは「地球温暖化の防止と省資源・循環の暮らし」となっています。次いで、企業では「環境問題に配慮した事業活動」、団体では「自然の豊かな豊中にしていこう」も重点テーマとしてあげられています。
- 活動のきっかけは「将来の環境について良くしようと思ったから」が多くを占めるが、企業では「CSR活動として」、教育系団体では「学校などの教育活動」がきっかけとなっている団体も多く見られます。「市民環境団体」への所属もきっかけのひとつとなっています。



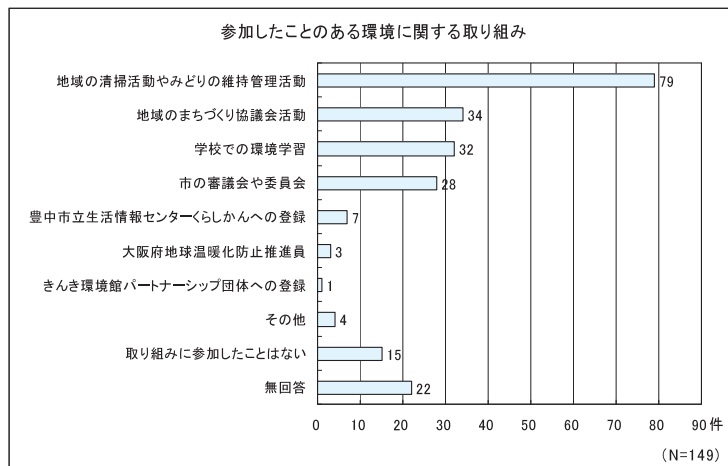
② 環境情報源は「新聞」＋「広報とよなか」

- 環境情報取得手段としては「新聞」が最も多いが、「広報とよなか」の寄与も多く見られます。
- 環境情報取得機会としては、「環境イベントへの参加」が多く、教育系では「学校教育活動」が多いことが分かります。
- 環境情報伝達手法としては「会議」が最も多いが、構成人員が多くなると「ダイレクトメール」などの媒体が多くなります。



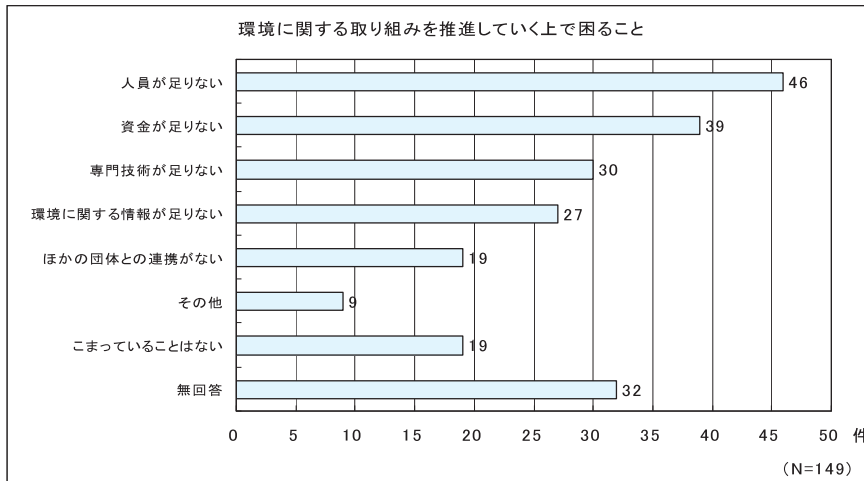
③ 環境活動への参加は「清掃活動やみどりの維持管理活動」などの地域活動

- 環境活動への参加については、「地域の清掃活動やみどりの維持管理活動」が最も多く見られます。



④ 団体を維持するために困っていること

○「人員が足りない」「資金が足りない」「専門技術が足りない」「環境に関する情報が足りない」などが多くあげられていますが、「困っていない」団体も多く見られました。

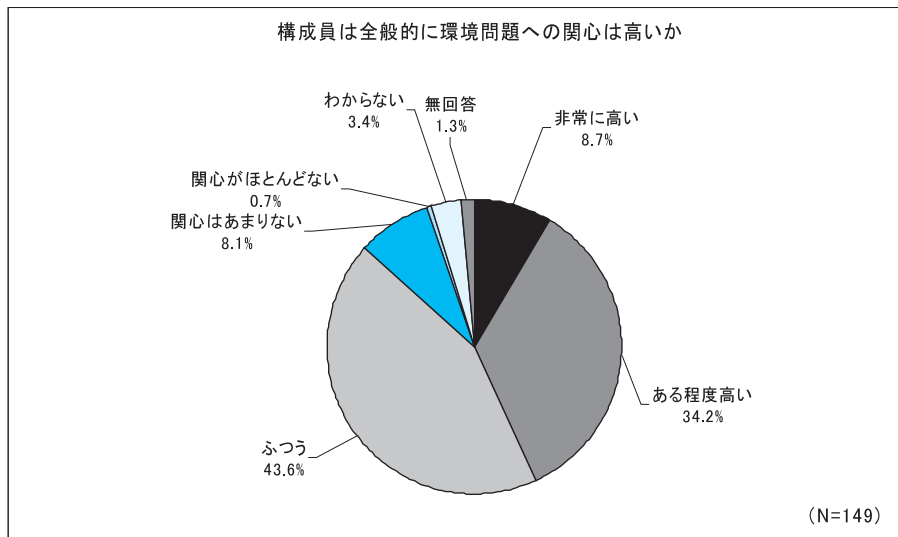


⑤ 構成員の環境への関心度と実践度は「ふつう～ある程度高い」

○構成員の環境への関心および実践度は「ふつう」が最も多く、43.6%を占めていますが、「非常に高い」「ある程度高い」を合わせると42.9%と次いで多くなっています。

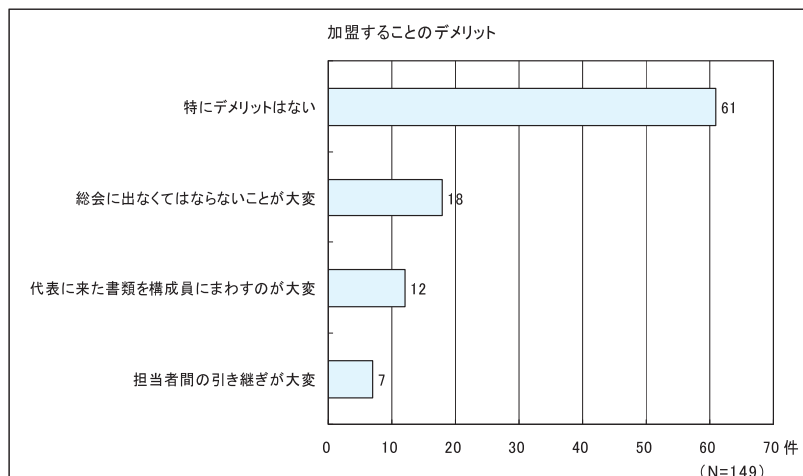
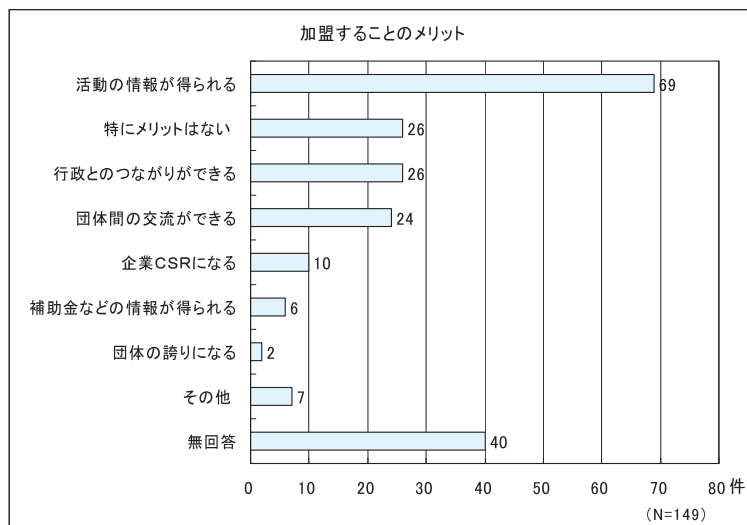
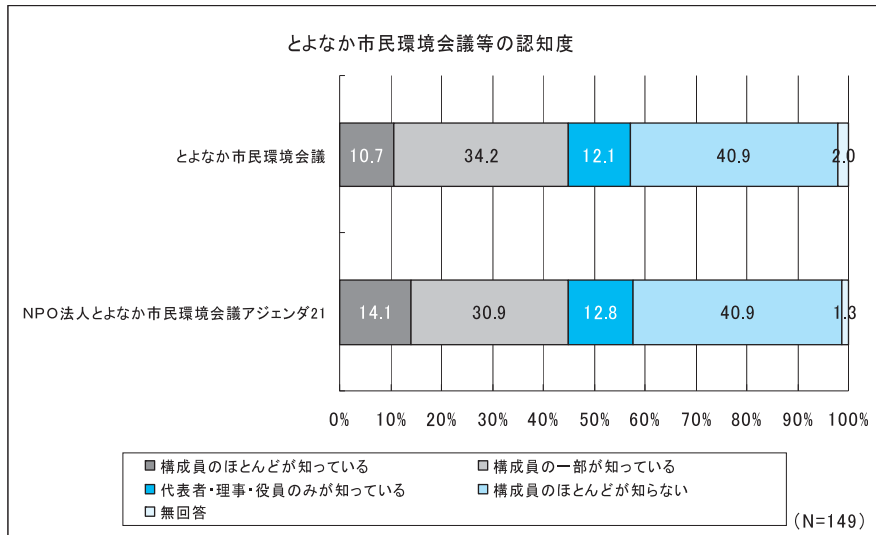
○約半数の団体が取組みを促進するための啓発を行っており、その手法としては「会報誌などによる呼びかけ」となっています。

○条例や計画についての認知度は低い状況です。



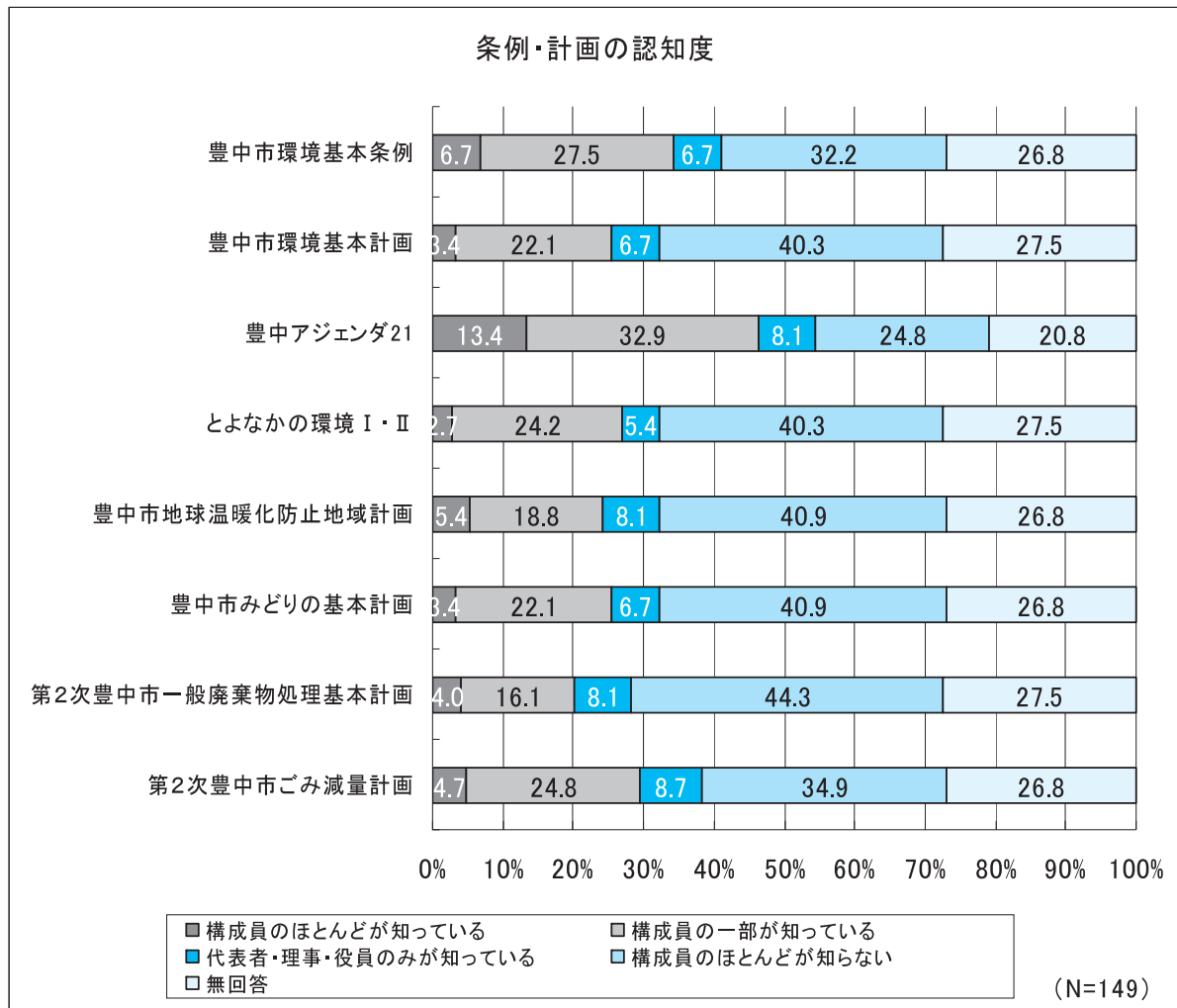
⑥ とよなか市民環境会議の認知度と加盟するメリット・デメリット

- 「とよなか市民環境会議」についての認知度は、半数が「構成員の一部以上が知っている」、残りの半数が「構成員のほとんどが知らない」となっています。
- メリットは「活動の情報が得られる」が最も多く、デメリットは「特にない」が最も多くなっています。



⑦ 条例・計画の認知度について

○総じて認知度は低いなか、「豊中アジェンダ 21」については比較的認知度が高く「構成員のほとんどが知っている」と「構成員の一部が知っている」で約半数を占めています。



3 豊中市環境基本計画策定の流れ

平成7年度	(1995年度)		環境基本条例制定
平成11年	(1999年)	3月	環境基本計画策定(5年後の中間見直しを明記)
平成17年	(2005年)	5月	環境基本計画(改定)策定
平成20年	(2008年)	9月～10月	環境に関する市民・事業者・団体の意識調査実施
平成21年	(2009年)	5月～3月	豊中の環境と未来を考え提案する市民ワークショップ 開催
平成21年	(2009年)	7月～10月	環境を考える子どもワークショップ開催
平成22年	(2010年)	6月	豊中市環境審議会に第2次環境基本計画の策定について 諮問
平成22年	(2010年)	11月	豊中市環境審議会答申
平成22年	(2010年)	12月	第2次環境基本計画(案)についてパブリックコメント 実施
平成23年	(2011年)	2月	第2次環境基本計画策定

4 第2次豊中市環境基本計画策定の経過

4-1 委員会開催状況

環境審議会（専門委員会）等での審議・検討経過

(1) 第8期環境審議会（専門委員会）

<平成22年度>

	日時	審議内容
第8期第1回 環境審議会	6月25日（金） 9：30～	◇会長・職務代理者の選任について ◇諮問について ◇平成22年度の取組みについて ◇第2次豊中市環境基本計画の策定について
第8期第1回 環境審議会専門委員会	7月9日（金） 18：00～	◇第2次豊中市環境基本計画（素案）について ◇とよなかの環境Ⅰ～2009年度活動実績～（案）について
第8期第2回 環境審議会	8月19日（木） 9：30～	◇第2次豊中市環境基本計画（素案）について ◇とよなかの環境Ⅰ～2009年度活動実績～（案）について
第8期第2回 環境審議会専門委員会	9月13日（月） 18：00～	◇第2次豊中市環境基本計画（素案）について
第8期第3回 環境審議会専門委員会	10月4日（月） 18：00～	◇第2次豊中市環境基本計画の策定について ◇とよなかの環境Ⅰ～2009年度活動実績～についての審議会評価（素案）
第8期第3回 環境審議会	10月27日（水） 10：00～	◇第2次豊中市環境基本計画の策定について ◇とよなかの環境Ⅰ～2009年度活動実績～についての審議会評価（素案）

(2) 第7期環境審議会（専門委員会）

<平成20年度>

	日時	審議内容
第7期第1回 環境審議会専門委員会	7月23日(水) 18:00～	◇「とよなかの環境Ⅰ～2007年度活動実績～(案)」 について ◇第2次豊中市環境基本計画策定にかかるアンケート 調査(素案)について
第7期第1回 環境審議会	8月1日(金) 10:00～	◇会長・職務代理者の選任について ◇「とよなかの環境Ⅰ～2007年度活動実績～(案)」 について ◇第2次豊中市環境基本計画策定にかかるアンケート 調査(素案)について
第7期第2回 環境審議会専門委員会	10月1日(水) 18:00～	◇「とよなかの環境Ⅰ～2007年度活動実績～」につ いての審議会評価(素案) ◇第2次豊中市環境基本計画のスケジュールについ て ◇みどりの基本計画の進行管理について(中間報告)
第7期第2回 環境審議会	10月16日(木) 10:00～	◇第2次豊中市環境基本計画策定および平成20年 度環境審議会スケジュールについて ◇「とよなかの環境Ⅰ～2007年度活動実績～」につ いての審議会評価(案) ◇豊中市都市景観条例の改正について
第7期第3回 環境審議会専門委員会	12月22日(月) 18:00～	◇アンケートの集計結果について(速報) ◇第2次豊中市環境基本計画策定の基本的な考え方 について
第7期第4回 環境審議会専門委員会	2月3日(火) 18:00～	◇「とよなかの環境Ⅱ～2007年度評価と今後の展望 (案)～」について ◇第2次豊中市環境基本計画策定の基本的な考え方 について
第7期第3回 環境審議会	2月12日(木) 10:00～	◇「とよなかの環境Ⅱ～2007年度評価と今後の展望 (案)～」について ◇第2次豊中市環境基本計画策定の基本的な考え方 について ◇(仮称)地球温暖化防止基金(チャレンジ ^{マイナス} 70 基金)の設置について

<平成21年度>

第7期第5回 環境審議会専門委員会	6月26日(金) 18:00～	◇第2次豊中市環境基本計画策定の基本的な考え方 について ◇平成21年度の進め方について
第7期第6回 環境審議会専門委員会	7月3日(金) 18:00～	◇「とよなかの環境Ⅰ～2008年度活動実績～(案)」 について ◇第2次豊中市環境基本計画策定に向けた検討につ いて
第7期第4回 環境審議会	8月10日(月) 10:00～	◇「とよなかの環境Ⅰ～2008年度活動実績～(案)」 について ◇第2次豊中市環境基本計画策定に向けた検討につ いて

第7期第7回 環境審議会専門委員会	10月7日(水) 18:00～	◇「とよなかの環境Ⅰ～2008年度活動実績～」についての審議会評価(素案) ◇第2次豊中市環境基本計画素案作成に向けた検討
第7期第5回 環境審議会	10月28日(水) 10:00～	◇「とよなかの環境Ⅰ～2008年度活動実績～」についての審議会評価(素案) ◇第2次豊中市環境基本計画策定に向けた検討について
第7期第8回 環境審議会専門委員会	11月16日(月) 18:00～	◇第2次豊中市環境基本計画素案作成に向けた検討
第7期第9回 環境審議会専門委員会	12月4日(金) 18:00～	◇第2次豊中市環境基本計画素案作成に向けた検討
第7期第6回 環境審議会	12月25日(金) 10:00～	◇第2次豊中市環境基本計画策定に向けた検討について
第7期第10回 環境審議会専門委員会	1月18日(月) 18:00～	◇「とよなかの環境Ⅱ～2008年度評価と今後の展望(案)～」について ◇第2次豊中市環境基本計画策定に向けた検討について
第7期第7回 環境審議会	2月25日(木) 10:00～	◇「とよなかの環境Ⅱ～2008年度評価と今後の展望(案)～」について ◇第2次豊中市環境基本計画策定に向けた検討について

(3) 環境委員会等

<平成20年度>

内 容	環境委員会	開催回数
◇環境基本計画の推進と進行管理について ◇環境報告書の作成について ◇豊中市景観条例の改定について ◇第2次豊中市環境基本計画策定について ◇(仮称)地球温暖化防止基金(チャレンジ ^{マイナス} 70基金)の設置について	環境委員会(部長級)	3回
	環境委員会幹事会(課長級)	6回
	環境委員会幹事会作業部会	3回

<平成21年度>

内 容	環境委員会	開催回数
◇環境基本計画の推進と進行管理について ◇環境報告書の作成について ◇豊中市景観条例の改定について ◇第2次豊中市環境基本計画策定について	環境委員会(部長級)	3回
	環境委員会幹事会(課長級)	6回
	環境委員会幹事会作業部会	10回

<平成22年度>

内 容	環境委員会	開催回数
◇環境基本計画の推進と進行管理について ◇環境報告書の作成について ◇第2次豊中市環境基本計画策定について	環境委員会(部長級)	3回
	環境委員会幹事会(課長級)	5回

4-2 市民等による参画状況

市民意見等の反映に向けた経過

(1) 環境に関する市民・事業者・団体の意識調査

種類	日時	対象
◇市民意識調査	平成 20 年 (2008 年) 9 月 13 日 (土) ~ 9 月 30 日 (火)	市内在住の満 16 歳以上の男女個人で住民基本台帳から無作為抽出された 3,000 人
◇事業者意識調査	平成 20 年 (2008 年) 9 月 13 日 (土) ~ 9 月 30 日 (火)	豊中商工会議所に登録している企業のうち 700 社
◇団体意識調査	平成 20 年 (2008 年) 10 月 6 日 (月) ~ 10 月 31 日 (金)	とよなか市民環境会議構成団体 (PTA 連合協議会、公民分館協議会、社会福祉協議会の下部組織含む) 291 団体

(2) 市民参加による検討経過

事業名	日時	会場
◇市民ワークショップ (9回) 豊中の環境と未来を考え提案するワークショップ	平成 21 年 (2009 年)	
	① 5 月 26 日 (火) 19:00~ ② 6 月 28 日 (日) 14:00~ ③ 7 月 28 日 (火) 16:30~ ④ 7 月 30 日 (木) 10:00~ ⑤ 8 月 5 日 (水) 14:00~ ⑥ 8 月 25 日 (火) 19:00~	① 豊中市役所 ② 庄内公民館 ③ 大阪大学豊中キャンパス ④ 堀田会館 ⑤ リサイクル交流センター ⑥ 泉丘小学校コミュニティルーム
	⑦ 9 月 12 日 (土) 13:30~ (環境フォーラム第 2 部として開催) ⑧ 10 月 16 日 (金) 19:00~	⑦ 千里公民館 ⑧ 豊中市役所
	平成 22 年 (2010 年)	
	⑨ 3 月 18 日 (木) 19:00~	⑨ 豊中市役所
参加者人数合計 174 人		
◇子どもワークショップ (3回) 環境を考える子どもワークショップ	平成 21 年 (2009 年)	
	① 7 月 23 日 (土) 10:00~ ② 10 月 24 日 (土) 10:00~ ③ 10 月 25 日 (日) 10:00~	① 豊中南消防署 ② 千里公民館 ③ 花とみどりの相談所
	参加者人数合計 83 人 (子ども 60 人、大人 23 人)	

4-3 環境審議会委員・同専門委員会名簿

第7期（平成20年（2008年）6月1日～平成22年（2010年）5月31日）			
選任区分	職名	名前	就任期間
学識経験者*	立命館大学政策科学部政策科学科教授	小幡 範雄 [◎]	平成20年6月1日～ 平成22年5月31日
	大阪府立大学大学院生命環境科学研究科教授	上甫木 昭春 [□]	
	大阪大学大学院法学研究科教授	大久保 規子	
	近畿大学経済学部総合経済政策学科教授	坂田 裕輔	
	(財)関西環境管理技術センター 環境計画部次長	佐川 直史	
	大阪大学大学院工学研究科教授	下田 吉之	
	神戸山手大学現代社会学部環境文化学科教授	中野 加都子	
	大阪大学大学院工学研究科教授	新田 保次	
	近畿大学理工学部社会環境工学科教授	久 隆浩	
	京都大学大学院地球環境学学准教授	松本 泰子	
事業者委員	豊中商工会議所副会頭	福盛 康友	平成20年6月1日～ 平成22年5月31日
	豊中青年会議所理事長	森田 亮介	
市民公募委員		岸 靖之	平成20年6月1日～ 平成22年5月31日
		新開 梓	
		田中 真由美	
		渡辺 憲一	
市民団体委員	NPO 法人とよなか市民環境会議アジェンダ 21 事務局長	井上 和彦	平成20年6月1日～ 平成21年3月31日
	NPO 法人とよなか市民環境会議アジェンダ 21 事務局長	廣田 学	平成21年4月1日～ 平成22年5月31日
	とよなか消費者協会会長	谷口 佳以子	平成20年6月1日～ 平成22年5月31日
	豊中市PTA連合協議会会長	山田 正典	
	日本労働組合総連合会豊中地区協議会副議長	山本 健一	平成20年6月1日～ 平成20年8月31日
	日本労働組合総連合会豊中地区協議会副議長	春名 康彦	平成20年9月1日～ 平成21年8月31日
	日本労働組合総連合会豊中地区協議会副議長	澤井 篤司	平成21年9月1日～ 平成22年5月31日
第8期（平成22年（2010年）6月1日～平成24年（2012年）5月31日）			
選任区分	職名	名前	就任期間
学識経験者*	立命館大学政策科学部政策科学科教授	小幡 範雄 [◎]	平成22年6月1日～ 平成24年5月31日
	大阪府立大学大学院生命環境科学研究科教授	上甫木 昭春 [□]	
	大阪大学大学院法学研究科教授	大久保 規子	
	大阪大学大学院工学研究科教授	下田 吉之	
	近畿大学総合社会学部総合社会学科環境系専攻専任講師	田中 晃代	
	神戸山手大学現代社会学部環境文化学科教授	中野 加都子	
	大阪大学大学院工学研究科教授	新田 保次	
	大阪産業大学人間環境学部生活環境学科講師	花嶋 温子	

学識経験者※	近畿大学総合社会学部総合社会学科環境系専攻科教授	久 隆浩		
	京都大学大学院地球環境学堂准教授	松本 泰子		
事業者委員	豊中青年会議所理事長	田部 圭司		
	豊中商工会議所副会頭	福盛 康友		
市民公募委員		奥野 健志		
		岸 芽生		
		塩田 利一		平成 22 年 6 月 1 日～ 平成 22 年 10 月 5 日
		園部 健一		
市民団体委員	豊中市 P T A 連合協議会会長	赤井 知之		平成 22 年 6 月 1 日～ 平成 24 年 5 月 31 日
	連合大阪北大阪地域共議会豊中地区協議会事務局次長	澤井 篤司		
	とよなか消費者協会会長	谷口 佳以子		
	NPO 法人与よなか市民環境会議アジェンダ 21 事務局長	廣田 学		

◎：環境審議会会長 ○：環境審議会会長代理 □：環境審議会専門委員会座長

※：環境審議会専門委員に印 区分欄内の名前は就任順、50音順に記載しています。

5 環境審議会 答申

平成 22 年（2010 年）11 月 8 日

豊中市長 浅利 敬一郎 様

豊中市環境審議会
会長 小幡 範雄

第 2 次豊中市環境基本計画の策定について（答申）

平成 22 年（2010 年）6 月 25 日付、豊環政第 224 号で諮問のあった第 2 次豊中市環境基本計画の策定について、本審議会の意見を別紙のとおり取りまとめましたので答申します。

答申にあたって

豊中市は、平成 7 年（1995 年）10 月に環境理念と基本政策の枠組みを明らかにした「豊中市環境基本条例」を制定しました。その後、平成 11 年（1999 年）3 月には、この条例の理念を実現するために「豊中市環境基本計画」を策定し、時期を同じくして「とよなか市民環境会議」のもと、市民・事業者・行政の行動計画である「豊中アジェンダ 21」が策定されました。この 2 つの計画は理念や目標を共有しながら、両輪となり豊中市の環境保全を総合的、計画的に推進し、平成 17 年（2005 年）には社会や環境課題の変化を反映させるために両計画の中間見直しを実施し、環境課題の解決に向けて時代に対応した取組みを進めてきました。

このような背景のもとに、本審議会は、平成 22 年（2010 年）6 月 25 日に、豊中市長から「第 2 次豊中市環境基本計画の策定について」諮問を受け、本審議会では、専門委員会も含め、審議・検討を進めてきました。その一連の審議・検討の経過と結果をまとめましたので、ここに答申といたします。

今後も引き続き、市民、事業者、NPO 及び市が一体となって本計画の推進に取り組む必要があります。本答申をもとに第 2 次豊中市環境基本計画を策定され、市民・事業者・行政の協働とパートナーシップのもと豊中市の環境保全に向けた取組みが進められることを強く要望します。

第2次豊中市環境基本計画検討の経過

平成22年(2010年)6月25日に豊中市長から「第2次環境基本計画の策定について」諮問を受け、併せて示された、行政案「第2次豊中市環境基本計画(素案)」について、審議を行いました。

審議会における以下の主要な意見を盛り込み「第2次豊中市環境基本計画(案)」として取りまとめました。

第2次豊中市環境基本計画策定に向けての審議会意見

○全体について

- ・豊中市ではこれまで、市民主体のまちづくりへの支援や、市民の自主的な公民館活動の推進に先進的に取り組まれています。また、それらの活動を通して、まちづくり条例や市民公益活動推進条例、自治基本条例などの法的な整備を行い、市の基本姿勢として、市民・事業者等と協働したしくみづくりを推進されています。

環境分野においては、市民・事業者・NPO・行政によるパートナーシップ組織「とよなか市民環境会議」を立ち上げて「豊中アジェンダ21」を策定し、その実現のために各主体が一体となって取り組みを進めています。また、ごみ減量や緑化推進、美化活動にも積極的に市民・事業者等が関わってきた経過があります。

このように、豊中市がこれまで市民・事業者等とともに培ってきた協働の取り組みや、市民の環境に対する思いや活動は素晴らしいものがあり、その「豊中らしさ」を大切にしながら、今後それぞれの地域において環境活動が一層推進されるよう、「第2次豊中アジェンダ21」と連携・協働しながら、市民・事業者・NPO・行政の適切な役割分担のもと、地域における主体的な行動が広がっていくことを望みます。

- ・豊中市では、環境基本計画を推進するために、環境分野における各個別計画を策定することで総合行政への取り組みが進められています。

また、環境マネジメントシステムのしくみとしての環境報告書「とよなかの環境Ⅰ・Ⅱ」を発行されています。

その報告書の発行は、専門家を含む市民協議の場づくりであり、協働の仕組みづくりとして実践されています。この第2次豊中市環境基本計画においてもその実践を大切し、そこから生まれる成果をさらに発展されるよう望みます。

○10年後の豊中のイメージについて

- ・豊中市の特徴や豊中らしさが反映された計画となるよう、目標年次の平成32年(2020年)の豊中市が想像できる内容を盛り込む必要があります。また、市民のみなさんの理解が得られ親しみやすい計画になるよう、イラストなど活用し分かりやすく表現する必要があります。

○環境目標、関連指標について

- ・「低炭素社会づくり」の関連指標に掲げている高効率給湯器の設置台数は、ヒートポンプ技術の性能や効率係数など、現在業界で議論がなされているところです。家庭における温室効果ガス排出量の要因として大きな割合を占める給湯に関する項目として高効率給湯器の設置台数を関連指標に設定しますが、二酸化炭素の削減予測量の算出は行わず、設置台数の把握にとどめ、今後の動向に留意する必要があります。
- ・「都市における自然との共生をめざした社会づくり」における評価指標を「みどり率 27%」としました。豊中市ではこれまで樹林・樹木が市域に占める割合を示す「緑被率」が 17% になることを目標として取組んできたことから、「緑被率」及び樹林・樹木以外の「草地、農地、水面、屋上緑化」を含んだ「みどり率」について活発な議論が行われました。評価指標を「みどり率」とするものの、これまでと同様に「緑被率」について市は今後も動向を把握し、「みどり率」「緑被率」双方の割合が増えるよう、市民との協働による取組みを一層進める必要があります。
- ・「安全で快適な都市環境づくり」における評価指標を「環境基準達成状況 100%」としています。第 2 次豊中市環境基本計画の進行管理にあたっては、環境基本法により環境基準として定められている項目間で公平な評価が行えるよう、進行管理に向けて評価方法を慎重に検討する必要があります。

○その他

- ・第 2 次豊中市環境基本計画の進行管理にあたっては、市民・事業者・行政による環境活動に対する取組みが評価できるよう、数値による定量的評価だけでなく定性的評価を用い、多面的に評価できる方法を検討してください。

あ 行

【アダプトシステム事業】

地域の住民団体、事業所などが「里親」となって、市と覚書を交わし、道路などの公共の場所を清掃する制度。その他、府（アドプトプログラム）による道路、河川について取り組む制度がある。（アダプト（adopt）は、英語で「養子にする」という意味であり、発音の違いにより「アダプト」「アドプト」両方の呼び方が存在する）

【違法簡易広告物追放推進団体制度

（とよなか美はり番）】

豊中市が行う違法屋外広告物の除却を地域団体等に委任し、地域に密着した市民・事業者の団体と行政のパートナーシップに基づき、美観向上と危害防止に障害となる違法な広告物を許さない地域環境づくりを推進している。平成 15 年度に創設。

【大阪湾フェニックス事業】

大阪湾の海面を廃棄物の最終処分場として、焼却灰などの埋め立てを行い、埋め立てた土地を活用して港湾機能等の整備を図る事業。現在、尼崎沖、泉大津沖、大阪沖、神戸沖の 4 カ所の処分場がある。

【温室効果ガス】

太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を温める働きがあるガスのこと。平成 17 年（2005 年）2 月 16 日発効の京都議定書では、地球温暖化防止のため、CO₂（二酸化炭素）、メタン、一酸化二窒素のほかハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六フッ化硫黄が削減対象の温室効果ガスと定められた。

か 行

【カーシェアリング】

複数の利用者が車を共同利用する仕組み。自動車の使用や保有を減らし、二酸化炭素の排出量を抑制する効果が期待されている。

【環境影響評価（環境アセスメント）】

「豊中市環境の保全等の推進に関する条例」に基づき、一定規模以上の開発行為等を行う場合、それが周辺の環境にど

のような影響を与えるかについて、事業者が事前に調査、予測などをするとともに、環境を守るための対策を検討し、環境保全の観点からよりよい事業計画をつくりあげていこうという制度。

【環境配慮契約】

「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律」（＝環境配慮契約法。平成 19 年 11 月 22 日施行）において、国や地方自治体等の公共機関が契約を結ぶ場合に、一定の競争性を確保しつつ、価格に加えて環境性能を含めて評価し、最善の環境性能を有する製品・サービスを供給する者を契約相手とする仕組み。

【環境配慮指針】

「豊中市環境の保全等の推進に関する条例」に基づき、一定規模以上の開発や建設・事業活動等に際して、環境の保全のための措置を実施していく制度。

【環境ホルモン（内分泌かく乱物質）】

人工的に作りだされた化学物質で、人体に取り入れられると、人体で生成されるホルモンと類似に働き、もしくは逆にホルモンを阻害する働きをし、内分泌系をかく乱することされている物質のこと。

【環境マネジメントシステム】

組織や事業者が、その運営や経営の中で自主的に環境保全に関する取組みを進めるにあたり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくための工場や事業所内の体制・手続き等の仕組みを「環境マネジメントシステム」という。国際規格の「ISO14001」や、環境省が策定した「エコアクション 21（EA21）」のほか、自治体や NPO、中間法人等が策定したさまざまな環境マネジメントシステムがある。

【協働事業市民提案制度】

市民公益活動団体などが、地域の課題を解決するために市と一緒に取り組みたい事業を市に提案する制度。

【景観協定】

「景観法」に基づき、一定の区域内の所有者、借地権を有するものの全員の合意を持って、建築物等の形態や意匠等の基準を定めることができる制度。

【景観形成協定】

「豊中市都市景観条例」に基づき、一定の区域内の住民および土地所有者など

利害関係人の多数に支持されることにより、「自主協定」を作り実行していく制度で、市が認定するもの。

【景観重要建造物】

「景観法」に基づき、歴史的又は文化的に価値の高いと認められた建造物等の中で、市長が指定するもの。

【景観法】

都市等における良好な景観形成を促進するため、その基本理念および国等の責務を定めるとともに、景観計画の策定、景観計画区域や景観地区等における行為の制限等を所要の措置を講じる景観についての総合的な法律。

【光化学オキシダント】

工場や自動車から排出される窒素酸化物及び炭化水素類を主体とする一次汚染物質が、太陽光線の照射を受けて光化学反応を起こすことにより二次的に生成されるオゾンなどの強い酸化力を持った物質のこと。

【交通需要マネジメント】

TDM (Transportation Demand Management) とも呼ばれる。主に課金や規制による交通渋滞緩和の誘導施策のこと。交通によっておこる環境負荷の低減を図ることにもなる。自動車利用の代替手段としては、電車など公共交通機関への利用転換、自転車利用、パークアンドライド、自動車の共同利用などがある。

さ 行

【再生可能エネルギー】

エネルギー源として永続的に利用することができる再生可能エネルギー源を利用することにより生じるエネルギーの総称。具体的には、太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスなどをエネルギー源として利用することをさす。

【在宅医療廃棄物】

在宅医療に関わる医療処置に伴い、家庭から排出される、または家庭から排出される可能性のある廃棄物をいう。なお、「在宅医療」は、医師、看護師等の訪問を伴うもの（往診、訪問診療、訪問看護等）、医師等の訪問を伴わないもの（在宅療養）の両方をいう。

【自主管理協定制度】

公園・緑道において、これまでの行政主体の管理運営から、市民と行政の役割

分担を明確にした協定を結び、公園などの管理運営を市民と行政が協働で行う制度。

【自治体イニシアティブ・プログラム】

環境マネジメントシステムの一つである「エコアクション 21 (EA21)」を普及させるため、自治体の呼びかけにより、域内でEA21の認証・登録をめざす事業者を募り、EA21地域事務局と審査人の協力のもと、より多くの事業者が短期間で効率よくEA21に取り組むための普及プログラム。

【シックハウス症候群】

住宅建材や壁紙、家具などに含まれるホルムアルデヒドやトルエンなどの化学物質によって引き起こされるめまいや吐き気、頭痛などの症状のこと。

【市民公益活動推進助成金制度】

地域社会の課題に取り組む団体が自律的・継続的に発展していくための支援として、その活動に必要な事業費の一部を助成する制度。

【集団回収】

地域団体が地域で再生資源の回収を行うこと。ごみの減量および資源のリサイクルを進めるため、市では地域での再生資源の回収を行う地域団体と再生資源を回収する行商者に、報奨金を交付している。

【循環型社会】

廃棄物等の発生抑制、循環資源の循環的な利用及び適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り抑制される社会をいう。

【食品ロス】

食品廃棄物のうち、食べ残しや賞味期限切れに伴い廃棄されたものなど、本来食べられるにもかかわらず捨てられているもの。

【人工排熱】

空調など建物に起因して発生する建物排熱、自動車の走行に伴う自動車排熱、工場などの生産活動に伴うエネルギー消費によって生ずる工場排熱など、都市のエネルギー消費等に伴って環境に排出される人工的な排熱のこと。

【生産緑地地区】

都市計画法に基づき「市街化区域」内にある都市環境の保全などに役立つ農地

等で、都市計画の「地域地区」のひとつ（生産緑地地区）として定められた区域。区域内では農地等としての適正な管理が義務付けられ、農地以外での使用を制限されている。

【生物化学的酸素要求量】

水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量のこと、河川の有機汚濁を測る代表的な指標です。

【生物多様性】

遺伝子、種、生息場所などで、たくさんの生物種が存在し、それらによって成り立っている生態系の豊かさやバランスが保たれていること。様々な生物がいる「種の多様性」だけでなく、同じ種の中の「遺伝子の多様性」や、動物、植物、微生物がおりなす「生態系の多様性」も含まれる。

【全庁的な推進組織】

市長をトップに部長級職員で構成する環境委員会。関係課長級による幹事会、係長級職員による作業部会が下部組織。

【総合的な学習の時間】

横断的・総合的な学習や探究的な学習を通して、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育成するとともに、学び方やものの考え方を身につけ、問題の解決や探究活動に主体的、創造的、協同的に取り組む態度を育てるため、小中学校では平成14年度（2002年度）から、高校では平成15年度（2003年度）から本格的に実施されている。

た 行

【ダイオキシン類】

ポリ塩化ジベンゾジオキシンの通称であり、これにポリ塩化ジベンゾフランとコプラナーポリ塩化ビフェニルを加えてダイオキシン類として扱っており、物の燃焼等の過程で非意図的に生成されるもの。

【地域のみどりの愛護活動】

公園・緑道において、住民と市が協働とパートナーシップで連携を図りながら、地域住民が主体となって公園・緑道の良好な環境の保全と地域コミュニティの再生、愛護精神の向上を図ることを目的とした制度。役割分担として地域住民は

月1回程度の清掃活動や花だんづくりを、市は公園施設の修理、改修や活動に必要な用具の提供などを行います。

【地球温暖化】

石油・石炭等の大量消費により、二酸化炭素やメタンなどの温室効果ガスの排出量が大幅に増加し、地球の気温が上昇すること。

【地区計画】

「都市計画法」に基づく制度で、その地区の実情にあったよりきめ細かい規制を行うもの。建物の建て方や区域内の道路・公園などの配置についてのルールを定めることができる制度。住民などから申し出ることでもできる。

【提案公募型委託制度】

行政課題を解決するために、市が課題を提示して市民公益活動団体等から広く企画提案を募る制度。

【低炭素社会】

地球温暖化の原因とされる二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出を抑制し、究極的には、温室効果ガスの排出を自然が吸収できる量以内にとどめるため、産業・行政・市民生活などあらゆる部門において、二酸化炭素の排出を最小限にするための取組みを進めていく社会のこと。

【透水性舗装】

雨水を多孔質な表層から路盤、路床に透水保水させる舗装のこと。雨天時の歩行快適性の向上、地下水の涵養のほか、間隙水の蒸散による路面温度上昇の緩和等の効果がある。

【都市景観形成建築物】

「都市景観条例」に基づいて、歴史的な価値や地域のシンボルとなる建築物等を所有者の同意のもと、市長が指定するもの。

【都市景観形成地区】

「都市景観条例」に基づいて、まちな顔となる地域や特徴のある景観を形づけている地域の景観形成をはかるため、地域に住む住民の合意のもと、市が指定する地区。

【豊中市都市景観形成基本計画】

「都市景観条例」に基づいて、都市景観の形成に係る施策を総合的かつ計画的に推進するための計画。

【豊中市都市景観条例】

都市景観形成に係る基本的な事項を定め、都市景観の形成に係る施策を総合的かつ計画的に推進し、市域の良好な都市景観の形成を図るための条例。

【豊中版エコショップ】

スーパーマーケットをはじめ、百貨店、ホームセンター、コンビニなどの店舗において、レジ袋の削減、商品包装の簡素化、再資源化物の店頭回収、再生品の取扱、食品ロス削減といった3R活動を積極的に実施している店舗や生ごみの減量、資源物のリサイクルや地産地消に努めている飲食店舗を優良店舗に位置付け、市がPRを行う。

な 行

【ノーマイカーデー】

地球環境保全のため、自家用車利用を抑制するキャンペーン。大阪府内では、平成2年（1990年）4月から実施。豊中市をはじめ北摂地域では、毎月19日と20日に分散して自家用車の運転を自粛する分散型ノーマイカーデーを実施している。

【望ましい環境像】

平成21年（2009年）5月～9月に開催した「豊中の環境と未来を考え提案する市民ワークショップ」と7月～10月に開催した「環境を考える子どもワークショップ」でいただいた「豊中市の環境未来像」をまとめて作成した。「望ましい環境像」は25ページに掲載している。

は 行

【バイオマス】

再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの。種類は多岐に渡り、廃棄される紙、家畜排せつ物、食品廃棄物などの廃棄物系のもの、稲わら・麦わら・もみ殻・林地残材などの未利用のもの、資源作物（さとうきびやトウモロコシなどエネルギーや製品の製造を目的に栽培される植物）がある。

【搬入検査】

クリーンランド、豊中市、伊丹市が共同で行う検査で、業者のごみ収集車がクリーンランド内のピットにごみを排出する前に車両を誘導し、ごみ質を検査することにより分別がなされているか、産業

廃棄物は混入していないかを確認する検査。

【ヒートアイランド】

都市部にできる局地的な高温域のことで、冷房などの空調排熱、コンクリートとアスファルト面の増大による蓄熱量の増加などにより温度が上がる現象。緑地、水面の減少による蒸発・蒸散量の減少も要因の一つ。等温線が島のような形になることからこの名前がついている。

【ビオトープ】

生物を意味するbioと場所を意味するtopの合成語で、野生生物が共存共生できる生態系を持った場所。近年では、都市その他の地域の植物、小動物、昆虫、鳥、魚などが共存・共生できる生物生息空間を保全、創出または復元した場所としてとらえられるようになっている。

【美化推進重点地区協力員（まち美化名人）】

「美しいまちづくりの推進に関する条例」に基づき指定された美化推進重点地区において、市民や事業者により「協力員」として登録してもらい、地区内の清掃活動やきれい度の評価活動に協力してもらう制度。

【ひと声ふれあい収集】

家庭から排出されるごみや資源をごみステーション等に持ち出すことが困難な世帯に対して、戸別訪問を行いごみ等の収集を実施し、併せてひと声かけることにより、高齢者や障害者の方々とのコミュニケーションを図り、安否の確認を行っている。

【浮遊粒子状物質】

大気中に浮遊している粒子状物質で、代表的な「大気汚染物質」のひとつ。発生源は工場のばい煙、自動車排出ガスなどの人の活動に伴うもののほか、自然界由来（火山、森林火災など）のものがある。

ま 行

【まち美化活動協定】

丁目単位で、その地域内で住んだり活動したりしている世帯・店舗・事業者の過半数に支持される協定を地域ぐるみで実践する制度。

ら 行

【リサイクル (recycle : 再生利用)】

紙・鉄くず・アルミニウム・ガラスびん・布などの循環資源を原料に戻して、再び製品にして使用することをいう。広義には、リユース (再使用) を含める場合もある。

【リサイクル本の活用による図書館の活性化と地域における共生を推進するための事業】

図書館の廃棄本を販売した収益金などを活用して、地域の活性化や課題の解決を図る協働事業。

【リデュース (reduce : 発生抑制)】

切り詰める、縮小する、減らすという意味で、ごみの発生抑制のこと。

過剰な消費をやめて適正な購入を行うこと。

【リユース (reuse : 再使用)】

循環資源を製品としてそのまま、あるいは修理を行って使用すること。製品の一部を他の製品に使用する場合もリユースに含む。

【緑地協定】

「都市緑地法」に定められた制度で、地域住民の自主的な緑化の意思を尊重しながら地域の緑化を推進しようとするもの。都市計画区域内の一定区域または一定区間の土地所有者全員の合意により、緑地協定区域、樹木等の種類とその植栽する場所、垣または柵の構造等の必要事項を定め締結され、市町村長の認可を受けるもの。

【レアメタル】

「地球上の存在量が稀であるか、技術的・経済的な理由で抽出困難な金属」のうち、工業需要が現に存在する (今後見込まれる) ため、安定供給の確保が政策的に重要であるものを鉱業審議会においてレアメタルと定義している (現在 31 種類が対象)

わ 行

【ワークショップ】

さまざまな立場の人々が集まって、自由に意見を出し合い、互いの考えを尊重しながら、意見や提案をまとめ上げていく場。

数字・アルファベット

【3R (スリーアール)】

「リデュース (Reduce : 廃棄物の発生抑制)・リユース (Reuse : 再使用)・リサイクル (Recycle : 再生利用)」の頭文字をとった、廃棄物をできるだけ出さない社会をつくるための基本的な考え方。

平成 12 年 (2000 年) に制定された「循環型社会形成推進基本法」では、廃棄物処理やリサイクルの優先順位を (1) リデュース、(2) リユース、(3) リサイクル、とし、さらに (4) 熱回収 (サーマルリサイクル)、(5) 廃棄物の適正処理、としている。

【CSR】

Corporate Social Responsibility の略で、企業の社会的責任のこと。企業は社会的な存在であり、自社の利益、経済合理性を追求するだけではなく、ステークホルダー (利害関係者) 全体の利益を考えて行動するべきであるとの考え方であり、環境保護のみならず、行動法令の遵守、人権擁護、消費者保護などの分野についても責任を有するとされている。

【ESD】

Education for Sustainable Development の略で、「持続可能な開発のための教育」の意味。環境、開発、人権、男女共同参画、多文化共生、平和、福祉など多くの分野にわたり、複雑に絡みあった社会問題を乗り越え、持続可能な社会を実現するために、人々が分野や世代を超えてつながり、取り組んでいくための学び (教育) が必要であるとして、単なる知識習得ではなく、学習者自らからが価値観を見つめ直し、よりよい社会づくりに参画するための力を育むことをめざした教育。

【ESD リソースセンター】

持続可能なまちづくりのために、地域の人やさまざまな分野の団体・活動をつなげる仕組みづくりに向けた取り組み。「ESD リソースセンター (Web)」はそのひとつであり、地域活動をしている人やこれから始めてみたいと思っている人に、身近にできる活動や講座、情報を紹介するホームページ。

【HOLA (ほら)、CUL (カル)】

「『生きる力』を形成する上で重要となる社会性や人間性を育む」目的のもと、学校での学習とともに地域社会の人々との

交流や、生活体験、社会体験、自然体験を積み重ねる豊中市の地域体験学習事業。「HOLA(ほら)」は、「体験活動」(Hands On Learning Activities)に由来し、「ほら、やってみよう」の意味も込められている。「CUL(カル)」は、生きる力を「育む」(Cultivate)に由来し、「地域で特色のある学習を」(Community Unique Learning)という意味も込められている。小学生はHOLA(ほら)に取組み、校区探検、福祉体験、ボランティア活動等、地域での学習をはじめ、学校に保護者や地域の方を講師として招いて学習する等、児童、地域の実態に応じて学校ごとに工夫する。中学生はCUL(カル)に取組み、ボランティア活動や職場体験などを行う。

【LED】

「Light Emitting Diode」の頭文字をとったもので、発光ダイオードとも呼ばれる。白熱電球や蛍光灯に比べ長寿命で、消費電力が少ないため、環境負荷が低い発光体として普及が進みつつある。

【MM (モビリティ・マネジメント)】

1人1人のモビリティ(移動)が、社会にも個人にも望ましい方向、たとえば過度な自動車利用のライフスタイルから「かしこく」クルマと公共交通機関や自転車などを利用するライフスタイルに変化する方向に、自発的に変化することを期待するもので、コミュニケーションを中心とした交通施策のこと。(国土交通省「モビリティマネジメント～かしこいクルマの使い方を考える交通政策」より)

環境リーディングシティ豊中



地産地消をイメージしたイラスト
環境審議会市民公募委員
岸芽生さん作成

～未来を見すえ 地域ので創ろう～

第2次豊中市環境基本計画

豊中市環境部環境政策室

〒561-8501 豊中市中桜塚 3-1-1

電話 06-6858-2128 FAX 06-6842-2802

E-mail kankyoukeikaku@city.toyonaka.osaka.jp

ホームページ <http://www.city.toyonaka.osaka.jp/>

平成23年(2011年)2月

